

(別冊)

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、工場立地の特例対象区域とするため、以下の大字及び字の区域とする。なお、環境保全上重要な地域は含まれない。また、農用地区域及び市街化調整区域を重点促進区域に含む場合、個別法により土地利用の調整を行う。

【重点促進区域1：地図上の位置（下図のとおり）】

岐阜市柳津町上佐波西4丁目、7～9丁目、高桑東1丁目【柳津地域ものづくり産業等集積地】

(概況及び工場施設等の整備状況)

おおむねの面積は37.8ヘクタールである。

当重点促進区域は、国道21号からは車で約5分（約2km）のところに位置する。

物流業や卸売業の企業が集積する岐阜流通業務団地に隣接している。

本区域の全域が市街化調整区域であり、本区域の農地は第一種農地を多く含むことから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

当重点促進区域は、「岐阜都市計画区域マスタープラン」において、市街化調整区域であるため、工場機能の集積としての都市的土地利用の需要が見込まれる地区については、市街化区域への即時編入が難しいと認められ、周辺の市街化を促進するおそれがない場合に限り、市町村マスタープランで具体的な区域を定めた上で、地区計画等により、周辺の営農環境等に調和した秩序ある土地利用を検討することとしている。

「岐阜市都市計画マスタープラン」において、産業・流通拠点となるエリアに位置付けられており、流通業務機能などの効率化及び新たなものづくり産業などの集積に努めるとしている。また、岐阜市立地適正化計画においては、活力と魅力の向上を先導する産業拠点区域としている。

「岐阜市ものづくり産業等集積地計画」の候補地域としても位置付けられている。

製造業や物流業の企業を集積するため、令和5年12月に柳津町上佐波西第2地区地区計画の都市計画を決定し、その後、複数の企業から工場や物流施設を立地したいとの要望が寄せられ、こうしたニーズを踏まえ、令和7年3月に地区計画の区域を拡大するための変更を行った。

なお、隣接する柳津地区ものづくり産業集積地は、平成22年5月に柳津町上佐波西地区地区計画を決定し、製造業の企業が2社立地している。

(地図)



【地図凡例】

重点促進区域

赤色実線

市街化調整区域

橙色点線

※「重点促進区域」と「産業立地の促進のために必要と認められる区域」は同一区域

【重点促進区域２：地図上の位置（下図のとおり）】

岐阜市北野阿原 151-1～153、163-1～167-1【三輪地域ものづくり産業等集積地】

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は、１ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道岐阜三輪スマートインターチェンジから約１分（約１km）と交通インフラが充実しており、自然豊かな営農環境や隣接する岐阜ファミリーパークとの相乗効果といった地域の特性を活用することができる。

区域区分は、市街化調整区域であり、農用地区域であるため、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

（関連計画における記載等）

本区域を含む三輪地区について、「岐阜都市計画区域マスタープラン」においては、優れた立地特性を活かしながら、ものづくり産業拠点といった工業系土地利用を検討することとしている。

「岐阜市都市計画マスタープラン」においては、さらに、高規格道路へのアクセスを活かし、産業の拠点として、新たなものづくり産業などの集積を図ることとしている。

「岐阜県農業振興地域整備基本方針」においては、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとするとしている。

本区域を含む三輪地区について、「岐阜市農業振興地域整備計画書」においては、三輪スマートインターチェンジの周辺において、農業の６次産業化に取り組む企業の誘致を推進することとしている。

また、「ものづくり産業等集積地計画」においては、産業集積地を整備する上での有力な候補地として、製造業に限定せず柔軟に対応することとしている。

「岐阜都市計画区域マスタープラン」に沿って工業系土地利用を検討し、自然豊かな営農環境を維持しつつも、岐阜三輪スマートインターチェンジへの良好なアクセス、隣接する岐阜ファミリーパークとの相乗効果が期待できる、農産物の生産・加工・調理・販売を兼ねた農業６次産業化に関する産業集積を目指した開発を行うこととなった。

そのため、「岐阜市未来創生総合戦略」においては、農業６次産業化など新たな分野も含めたものづくり産業等の集積を目指すこととしている。

実施する地域経済牽引事業は、工業系土地利用を含む農業６次産業化に関連した事業であり、自然豊かな営農環境や交通インフラの活用、隣接する岐阜ファミリーパークとの相乗効果といった地域の特性を活用して実施されるものであり、関連する計画の方針と調和したものである。

(地図)



【重点促進区域3：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市浅中1丁目、3丁目、浅西3丁目（大垣市鉄工工業団地周辺）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は11.5ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約3分（約1.5km）のところに位置している。

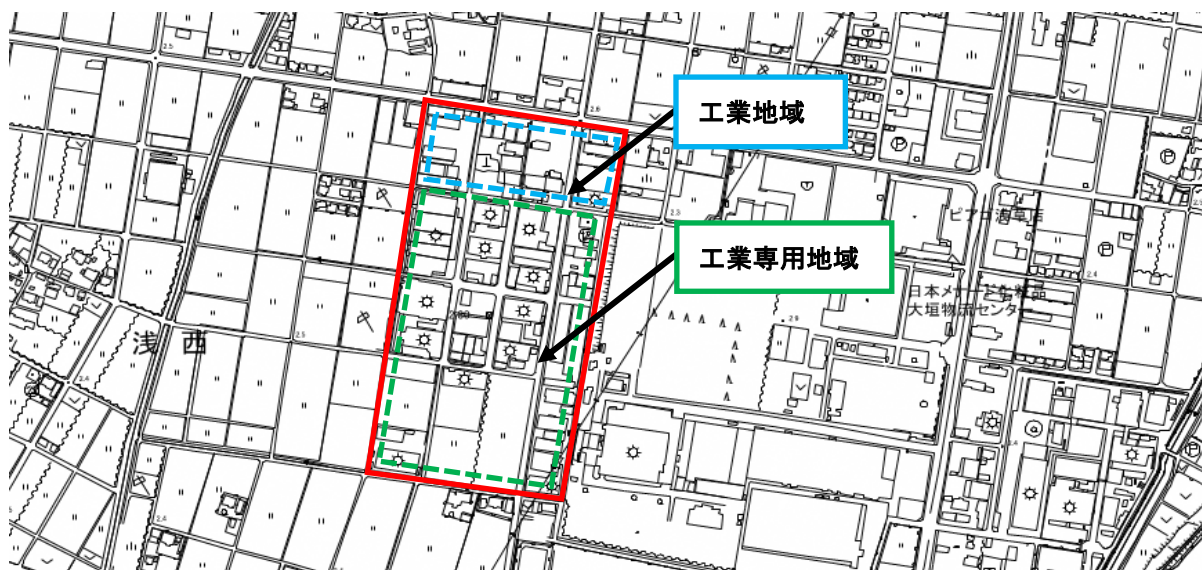
当重点促進区域内には、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、工業専用地域）であり、農業振興地域ではないが、農地が含まれる。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺環境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域４：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市横曽根２丁目、３丁目（横曽根工業団地）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は４．２ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約３分（約１．５km）のところに位置している。

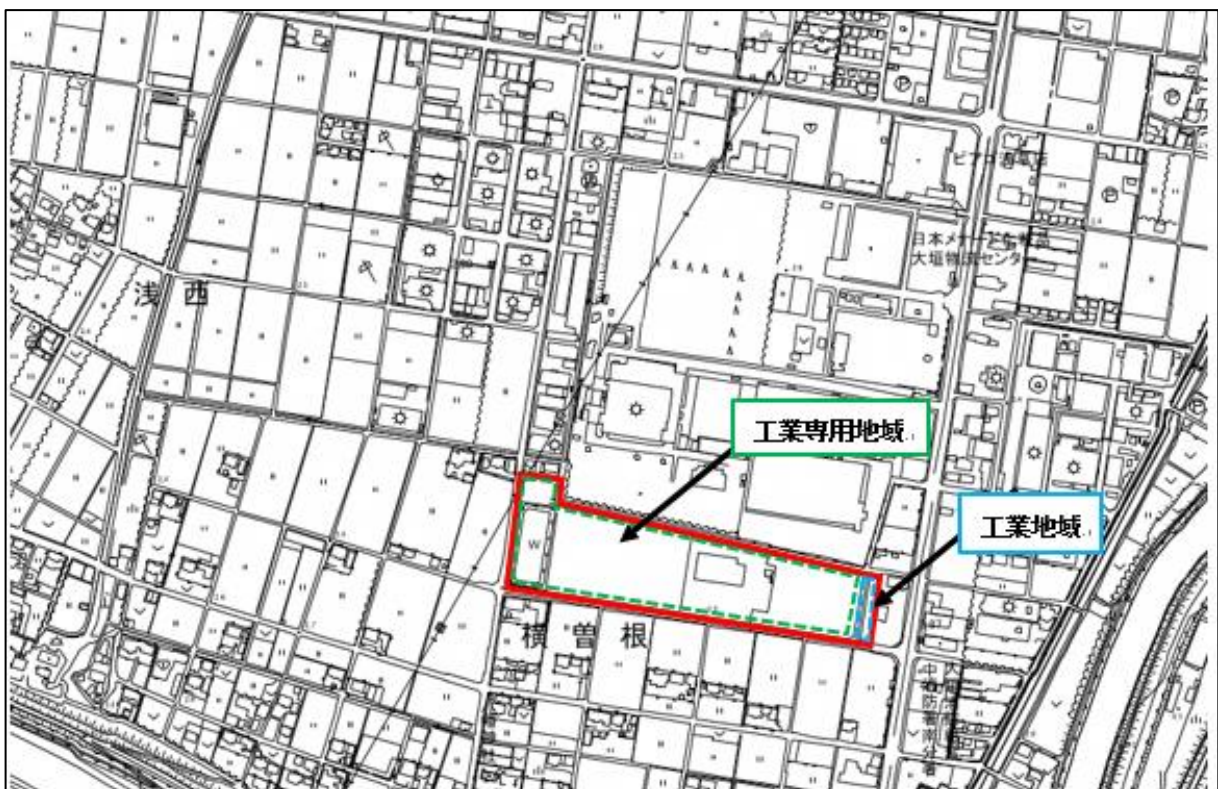
団地内区画（４区画）は全て分譲済みで、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺環境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域5：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市宿地町、笠縫町、南一色町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は11.3ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約5分（約2.4km）のところに位置している。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域6：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市加賀野3丁目、4丁目、小野4丁目、今宿5丁目、6丁目
（ソフトピアジャパン）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は12.5ヘクタールである。

国道21号和合インターチェンジからは車で約2分（約1km）のところに位置する。

情報産業を育成、振興、集積する「ソフトピアジャパン」を中心としたエリアに、高度IT人材育成拠点となる「IAMAS（情報科学芸術大学院大学）」をはじめIT関連企業が集積している。地域経済活性化に寄与するIT関連企業のさらなる誘導により、産業拠点の形成を図るもの。

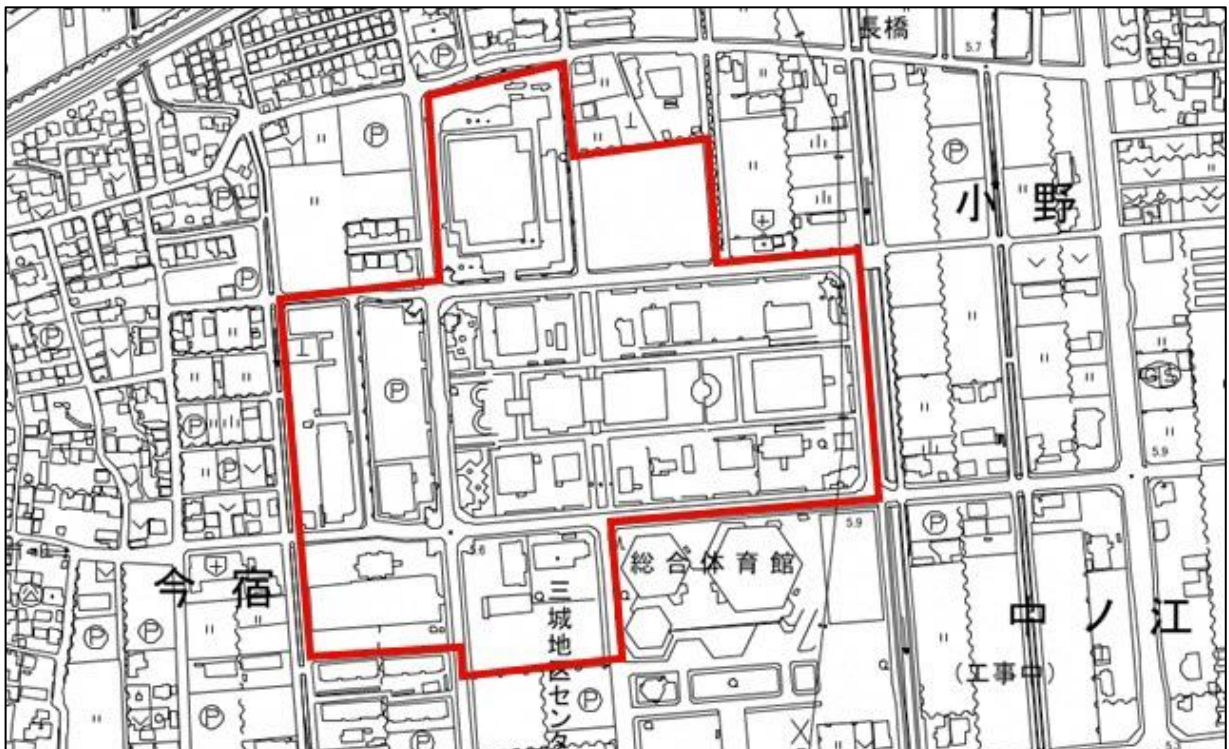
当重点促進区域内には、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、「産業誘導ゾーン」に位置づけられており、情報産業の拠点性を高め本市産業の活性化を図るため、関連産業の誘導等必要に応じた土地利用を推進するなど、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域7：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市野口3丁目

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は5.4ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約7分（約4km）のところに位置する。

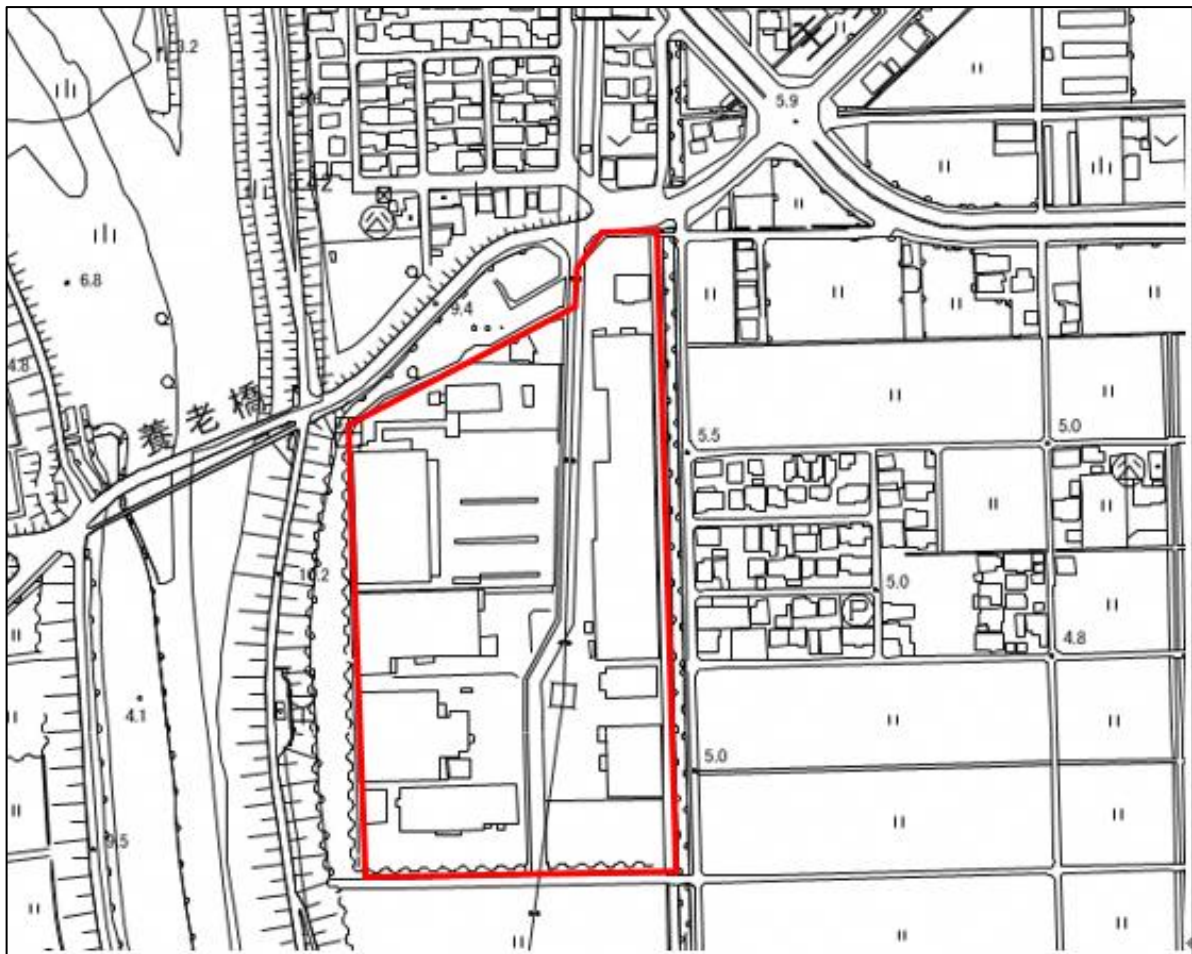
当重点促進区域内は、全て企業用地として利用されており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域8：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市長松町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は2.0ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約3分（約2.6km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域9：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市領家町、西之川町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は1.8ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約9分（約5.1km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（第一種中高層住居専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画区域マスタープランにおいて、インターチェンジ周辺及びアクセス道路となる幹線道路沿線に新規の工業系土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 10：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 7.8 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 9 分（約 4.2km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

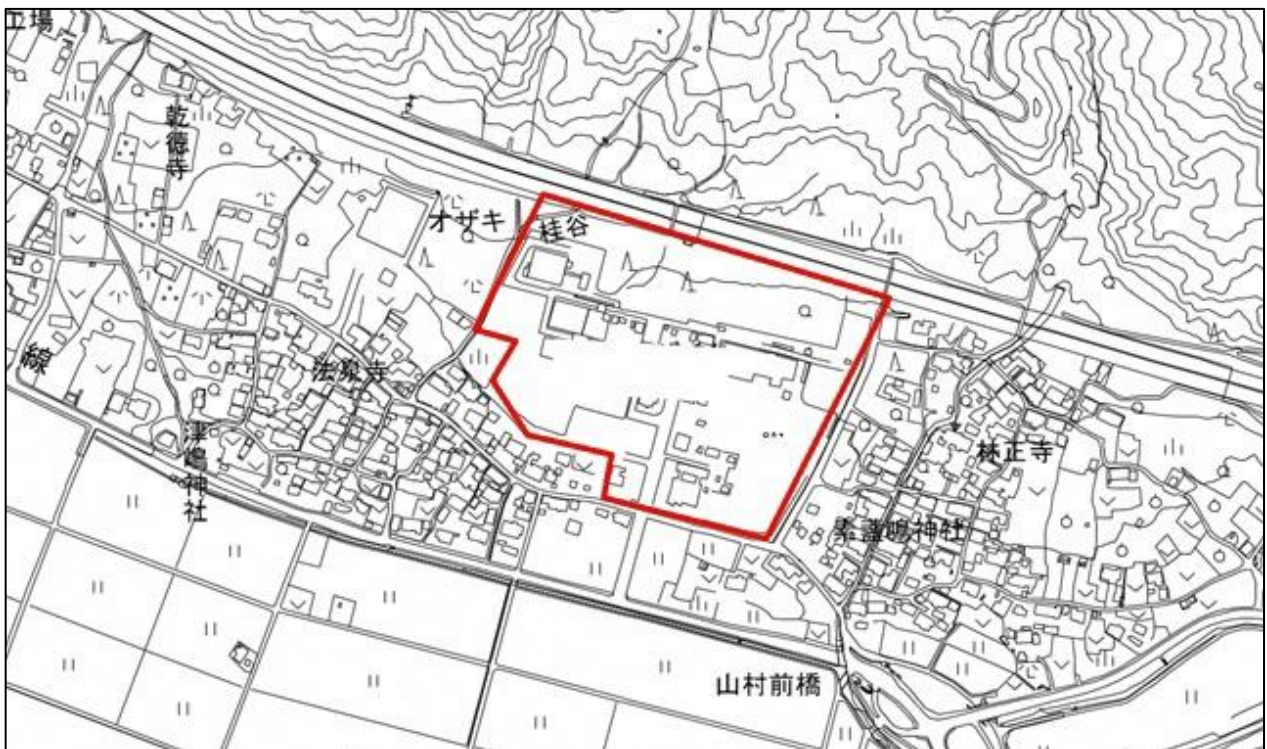
都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 11：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市青柳町、割田町、外野町、割田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は9.8ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約8分（約4.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 12：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市神田町、西崎町、木戸町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 7.8 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 8 分（約 2.5km）のところに位置する。

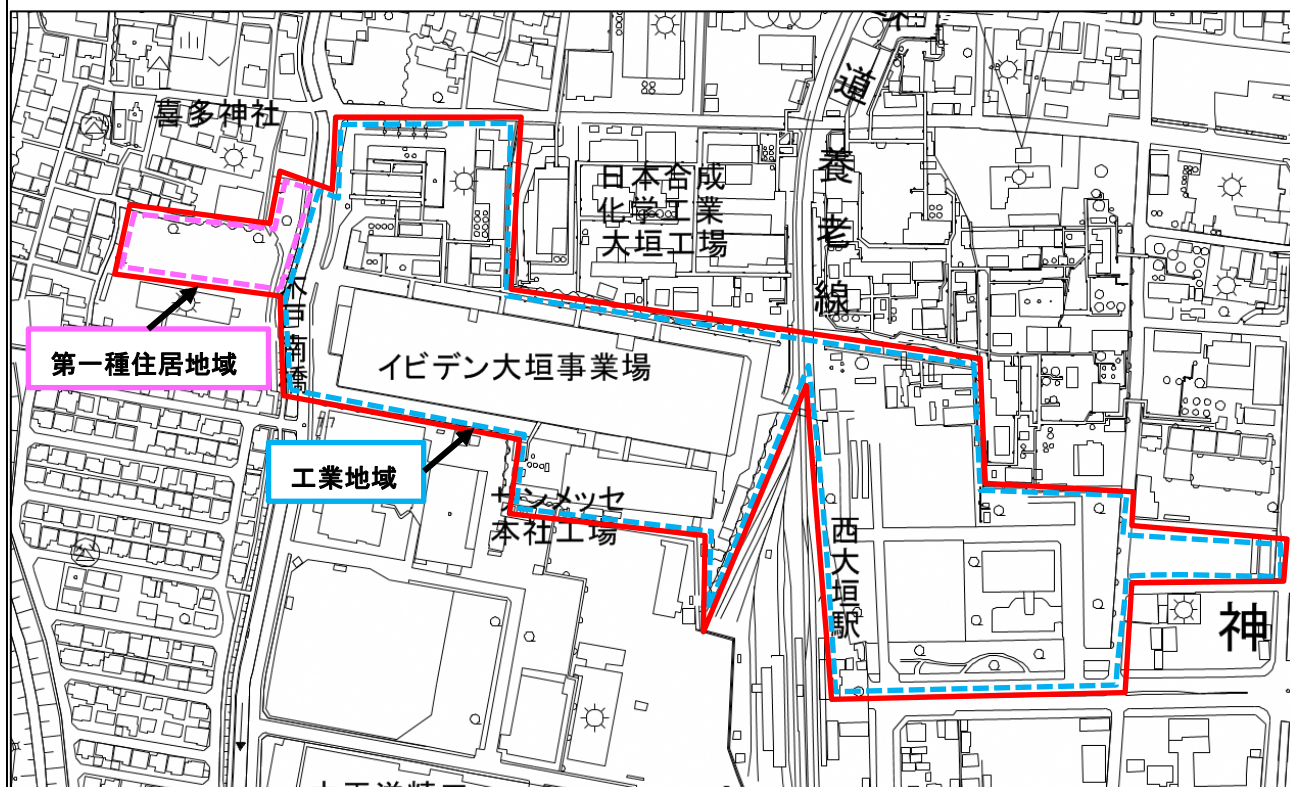
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、第一種住居地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 13：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市河間町、興福地町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 7 分（約 3.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

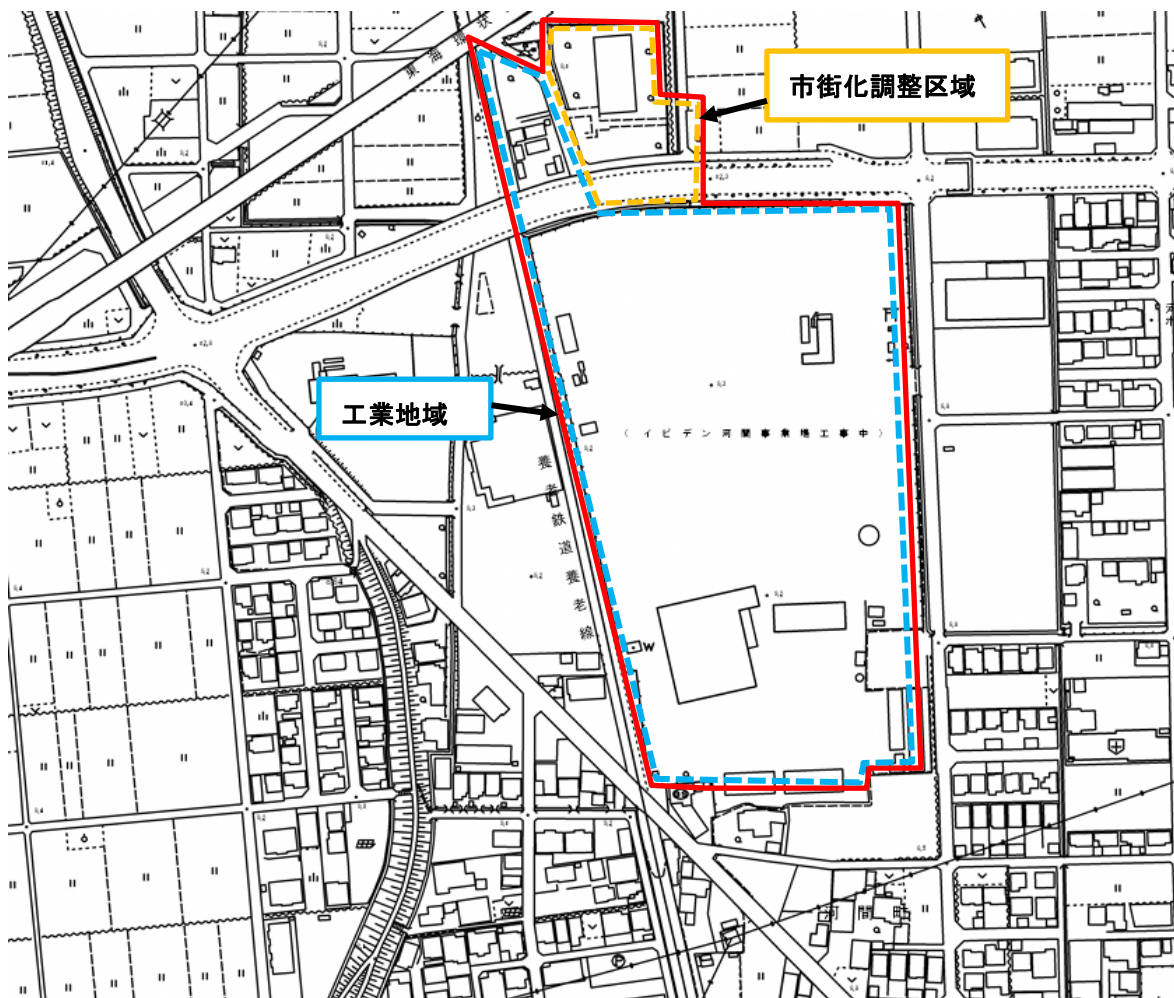
区域区分は市街化区域（工業地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、農地はない。市街化調整区域部分は農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 14：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市草道島町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.2 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 8 分（約 4.8km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画区域マスタープランにおいて、インターチェンジ周辺及びアクセス道路となる幹線道路沿線に新規の工業系土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 15：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市荒尾町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.1 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 5 分（約 1.4km）のところに位置する。

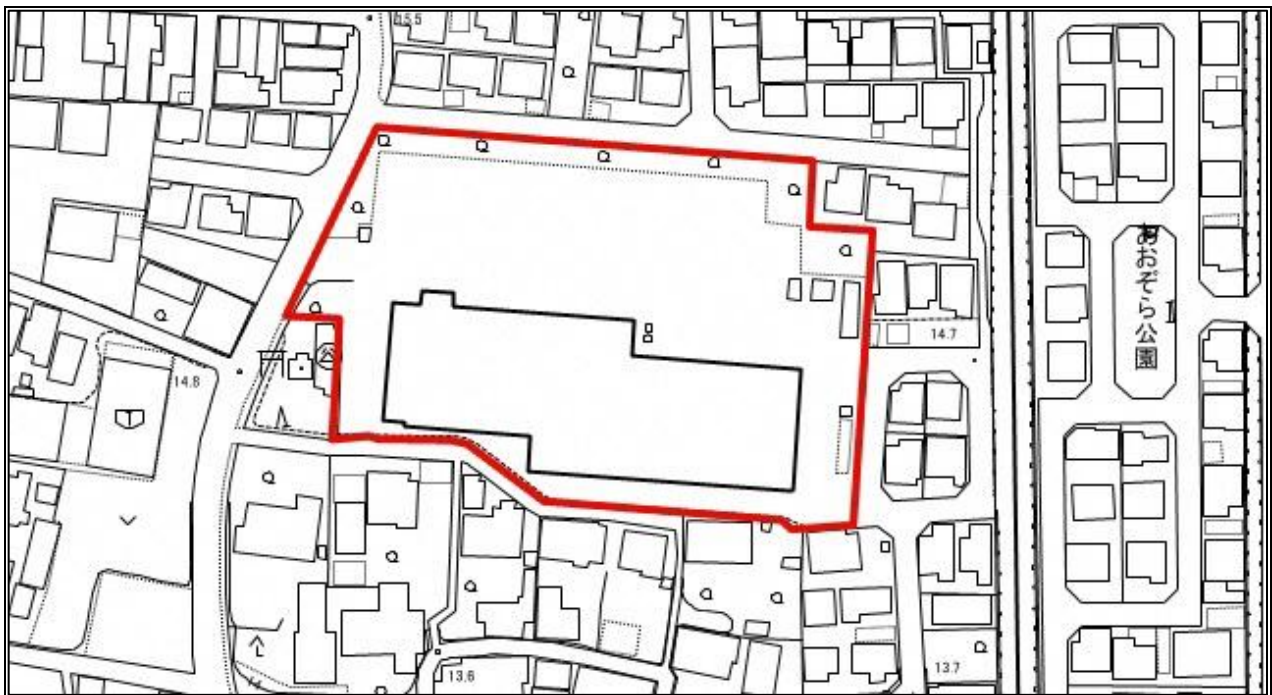
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 16：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市木戸町、日の出町、久瀬川町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 8.7 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 6 分（約 2.8km）のところに位置する。

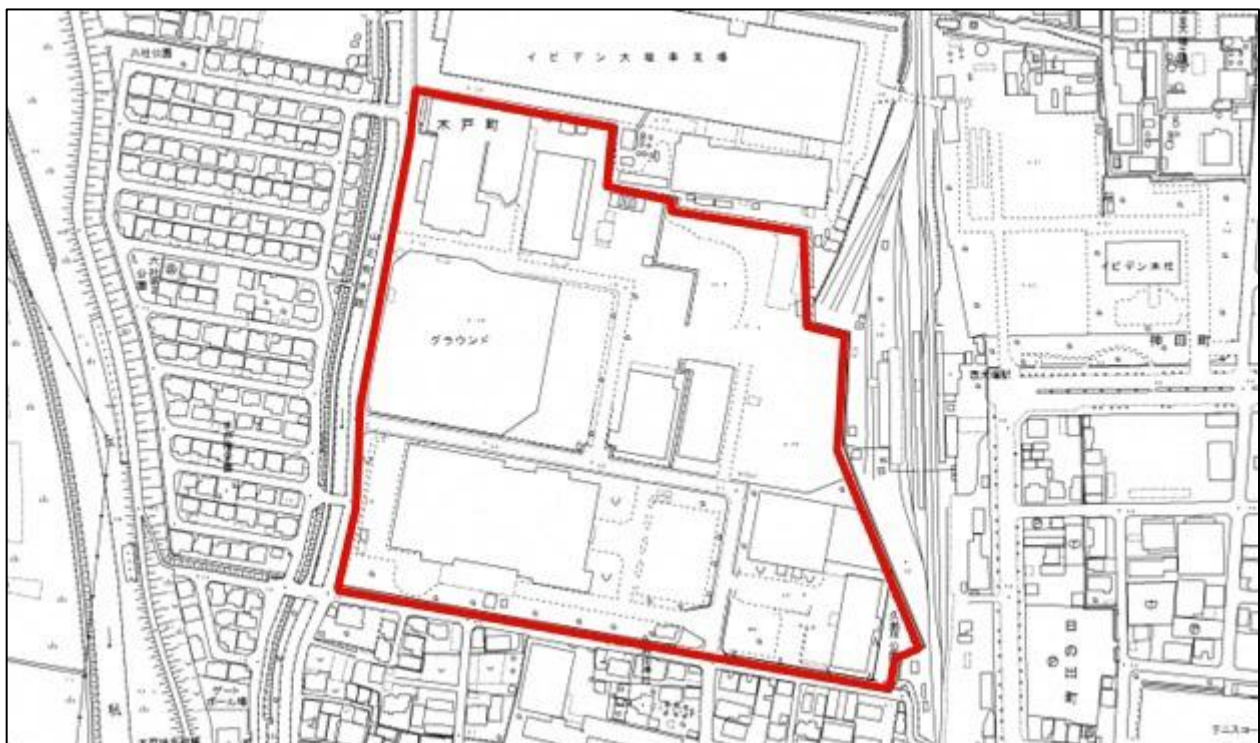
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 17：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津前ヶ瀬

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.8 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 15 分（約 10.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

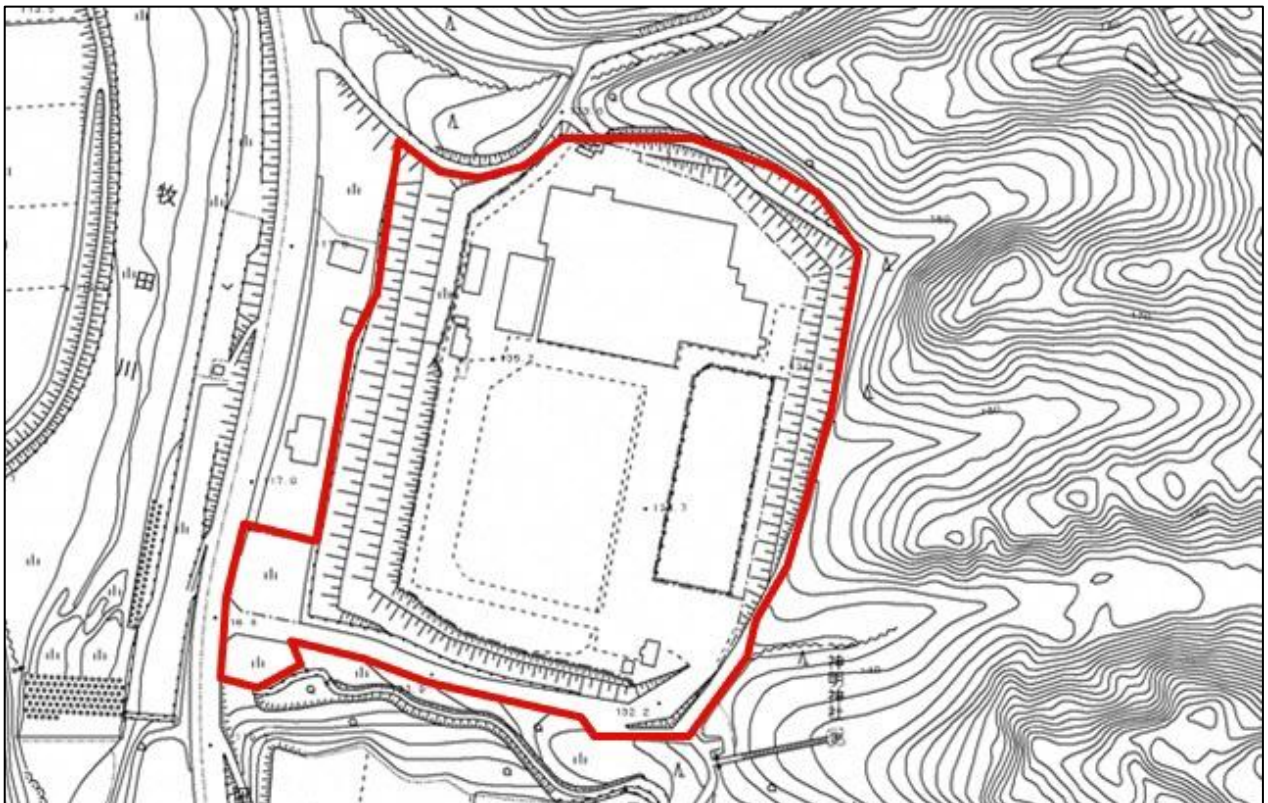
区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 18：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市昼飯町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は、0.8 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 6 分（約 2.1km）のところに位置する。

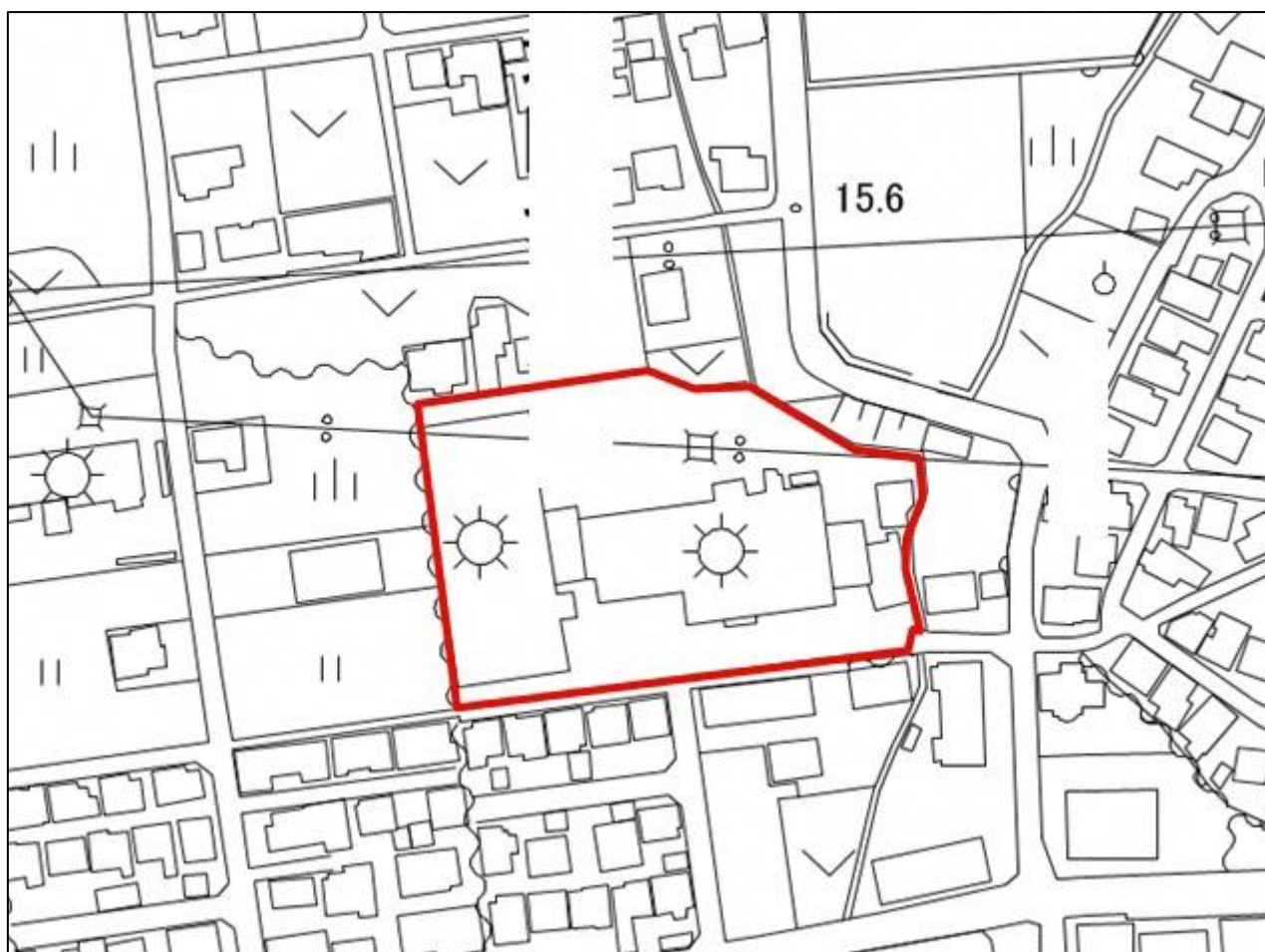
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 19：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市米野町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は3.8ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約4分（約2.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

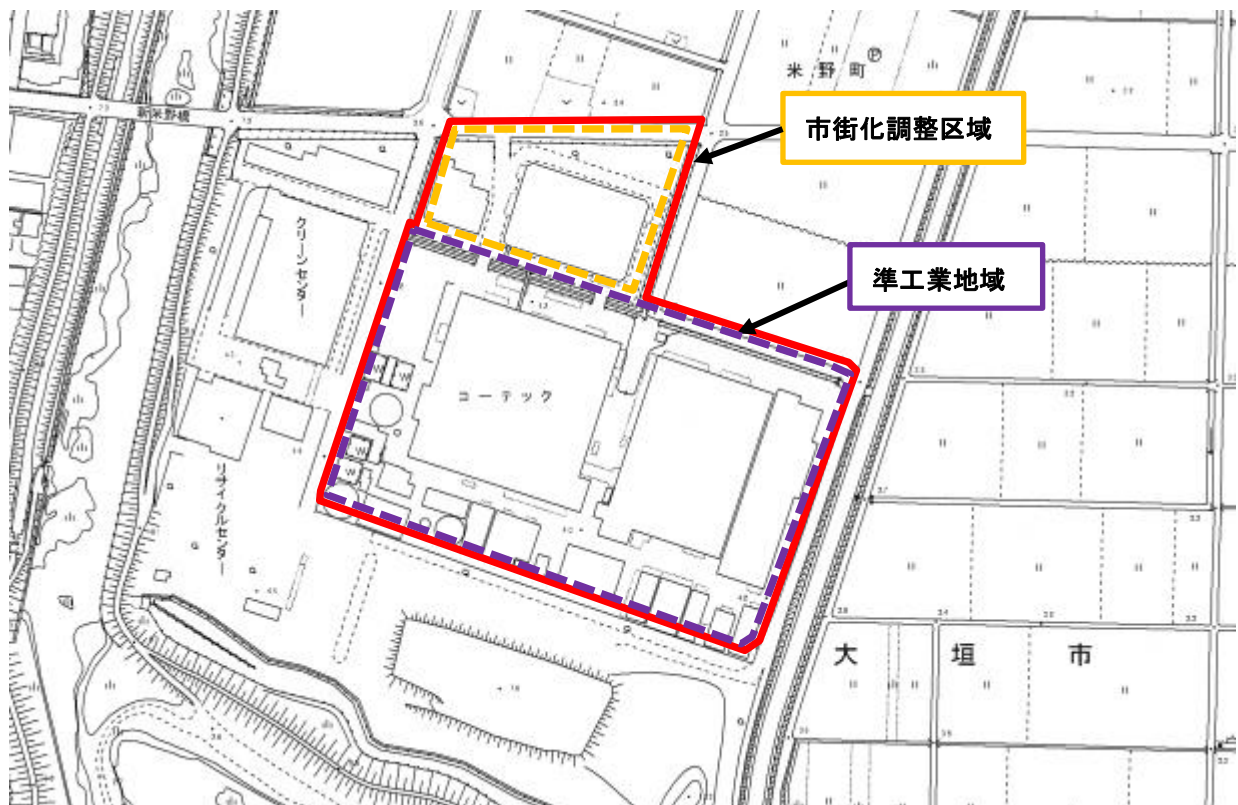
区域区分は市街化区域（準工業地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、農地はない。市街化調整区域部分は農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 20：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市室村町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 6.0 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 21：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市十六町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.4 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画区域マスタープランにおいて、インターチェンジ周辺及びアクセス道路となる幹線道路沿線に新規の工業系土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 22：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市釜筥

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 0.8 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.3 km）のところに位置する。

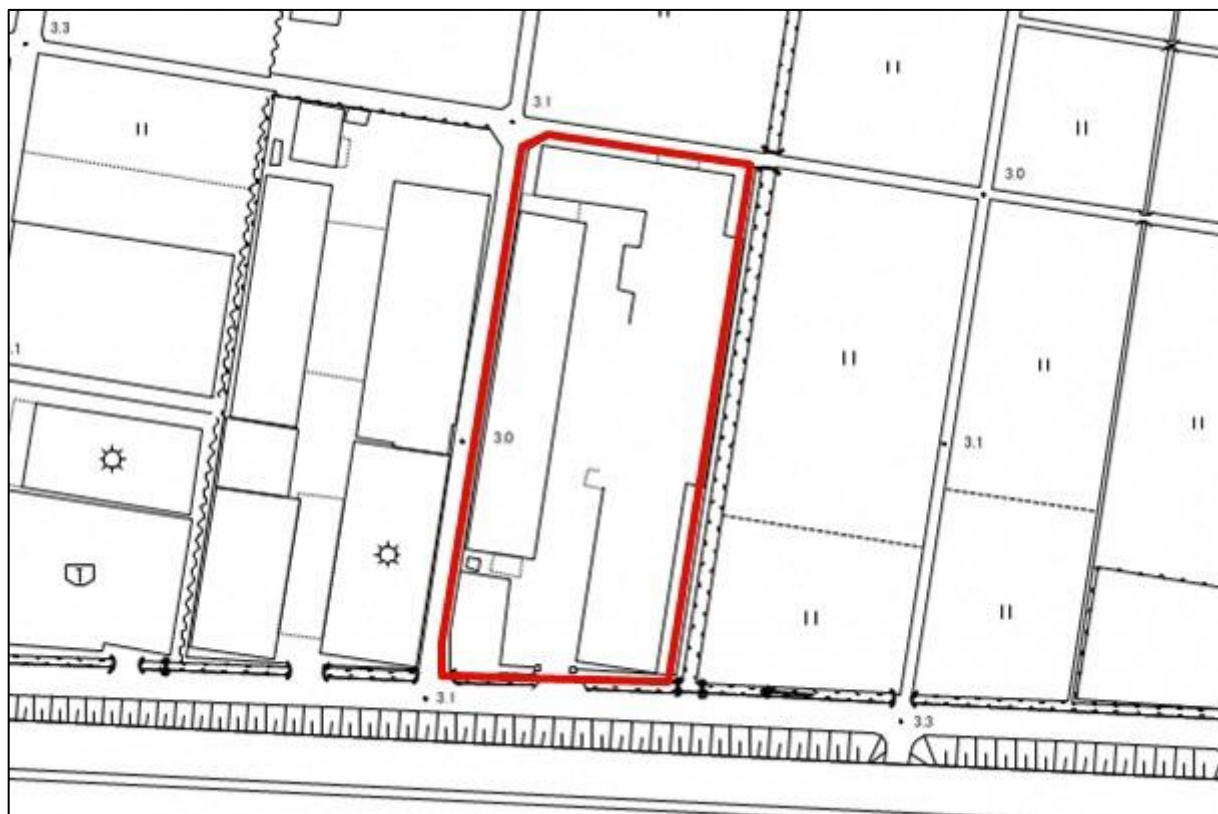
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 23：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市外野、外瀬

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.1 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 5 分（約 2.3km）のところに位置する。

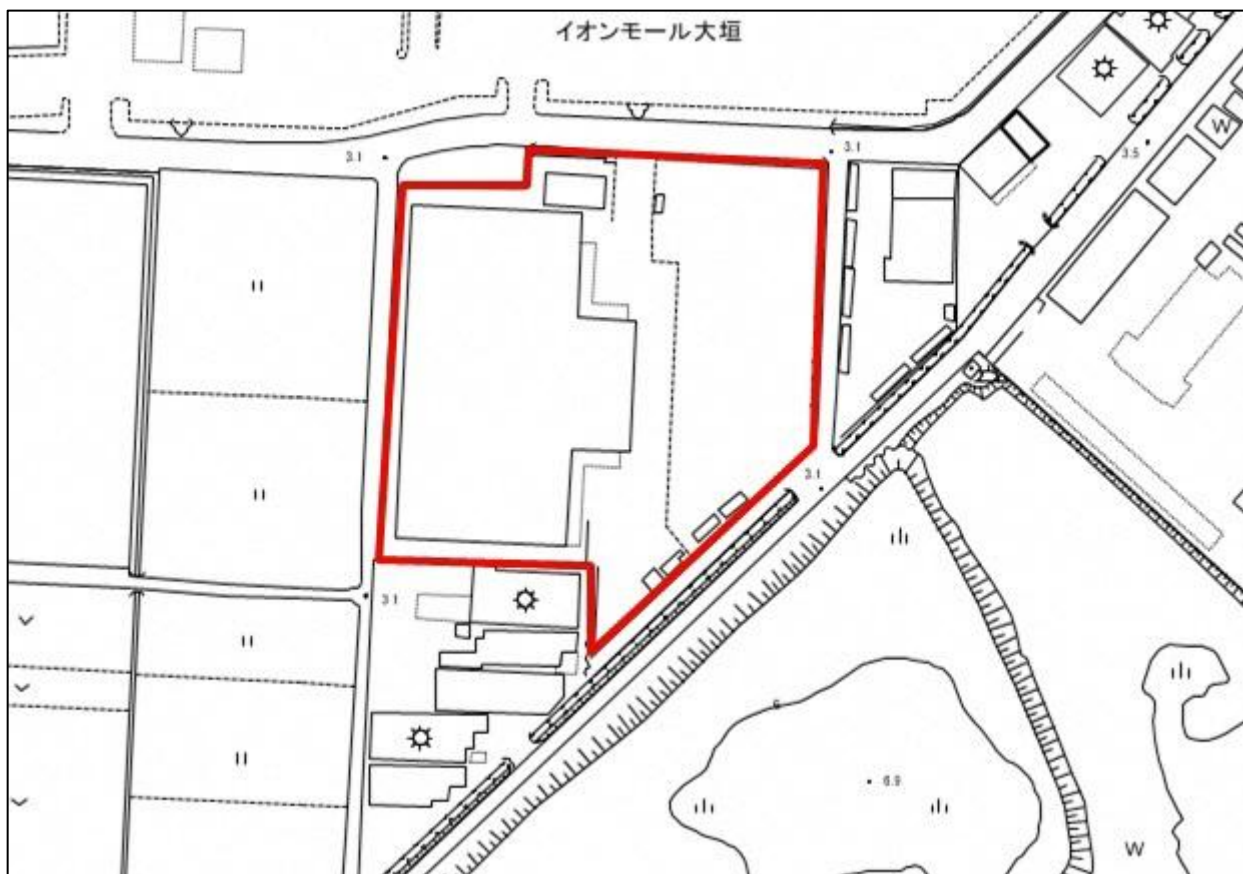
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 24：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市本今町、外野町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 10.6 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 7 分（約 3.2km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 25：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市久徳町、桧町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 10.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 26：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市浅西、横曽根、浅草

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 16.1 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.6km）のところに位置する。

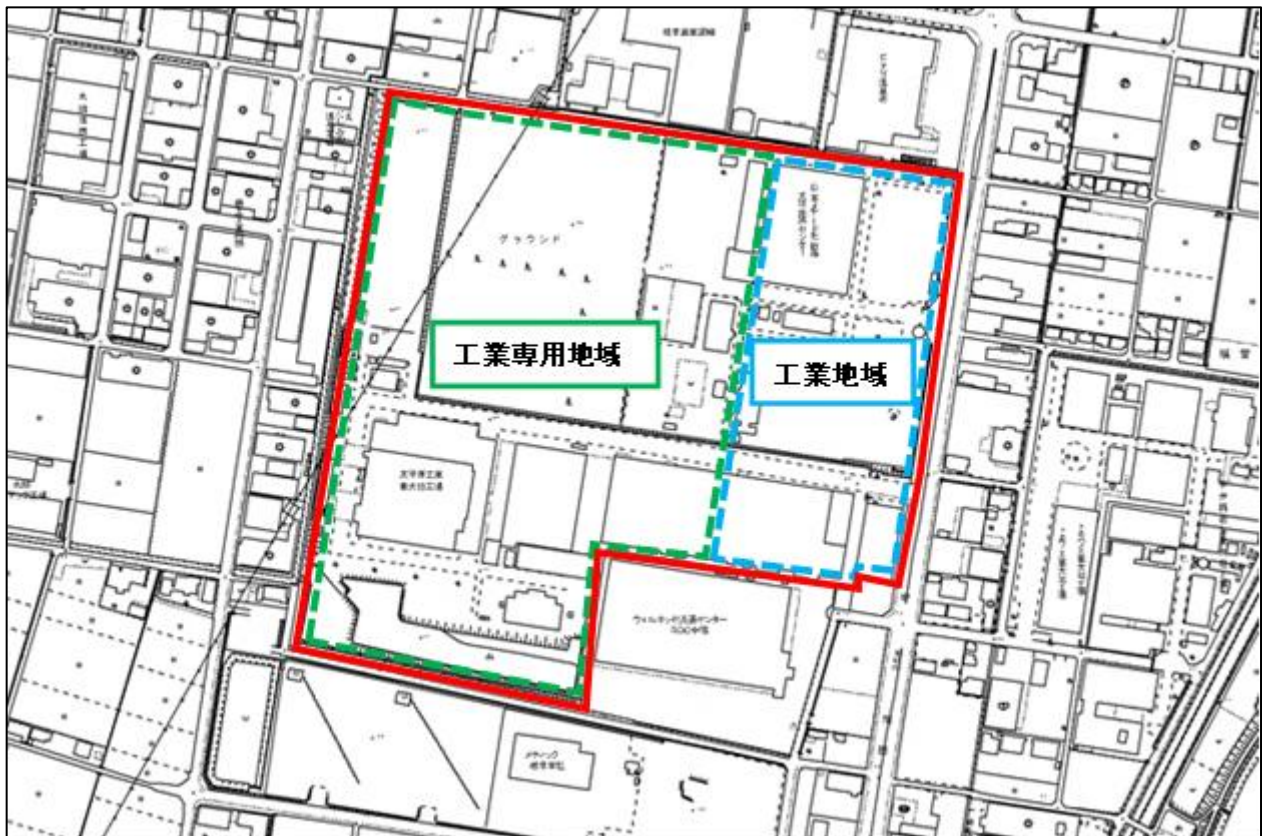
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 27：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市荒川町、桧町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 7.0 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で 2 分（約 1.5km）のところに位置する。

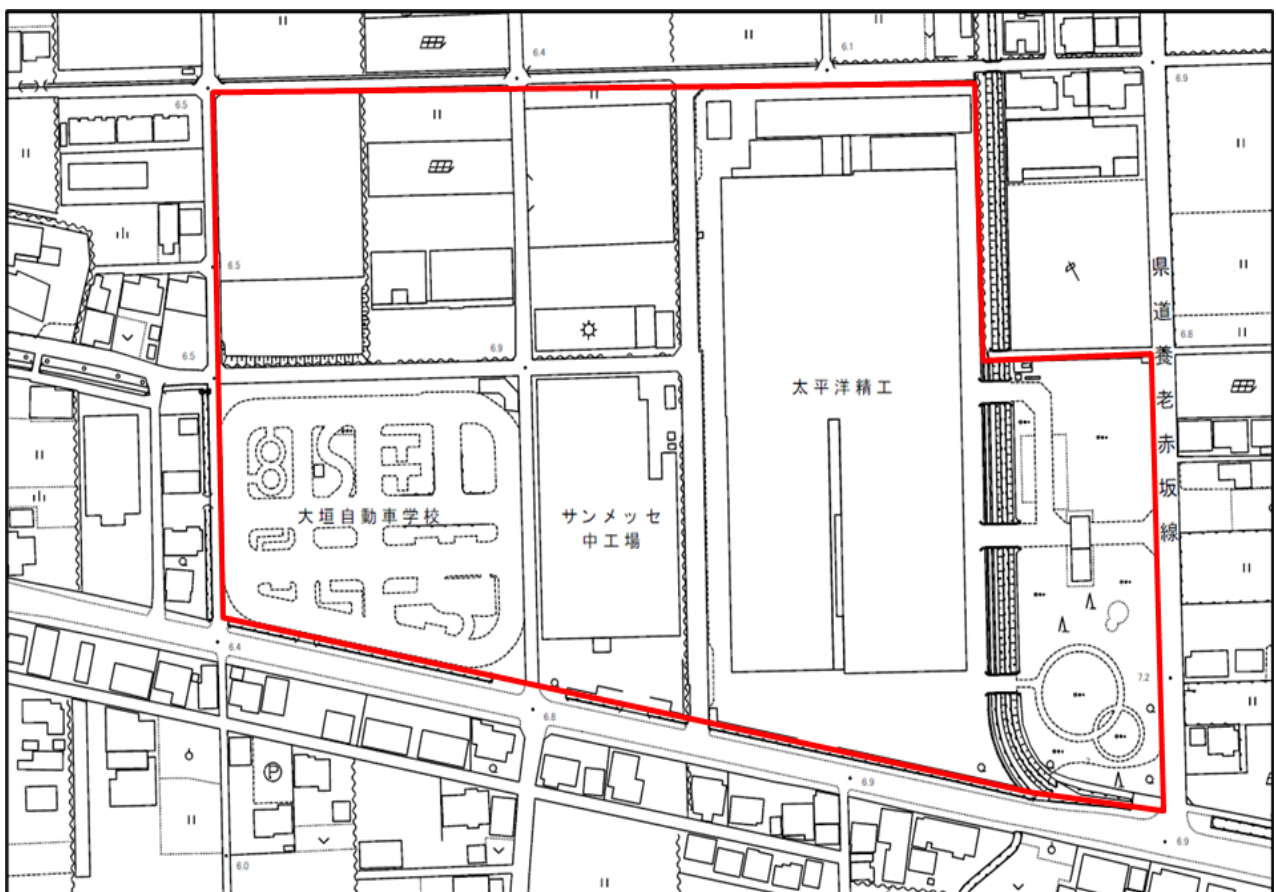
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 28：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市浅西

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.8 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 5 分（約 2.7km）のところに位置する。

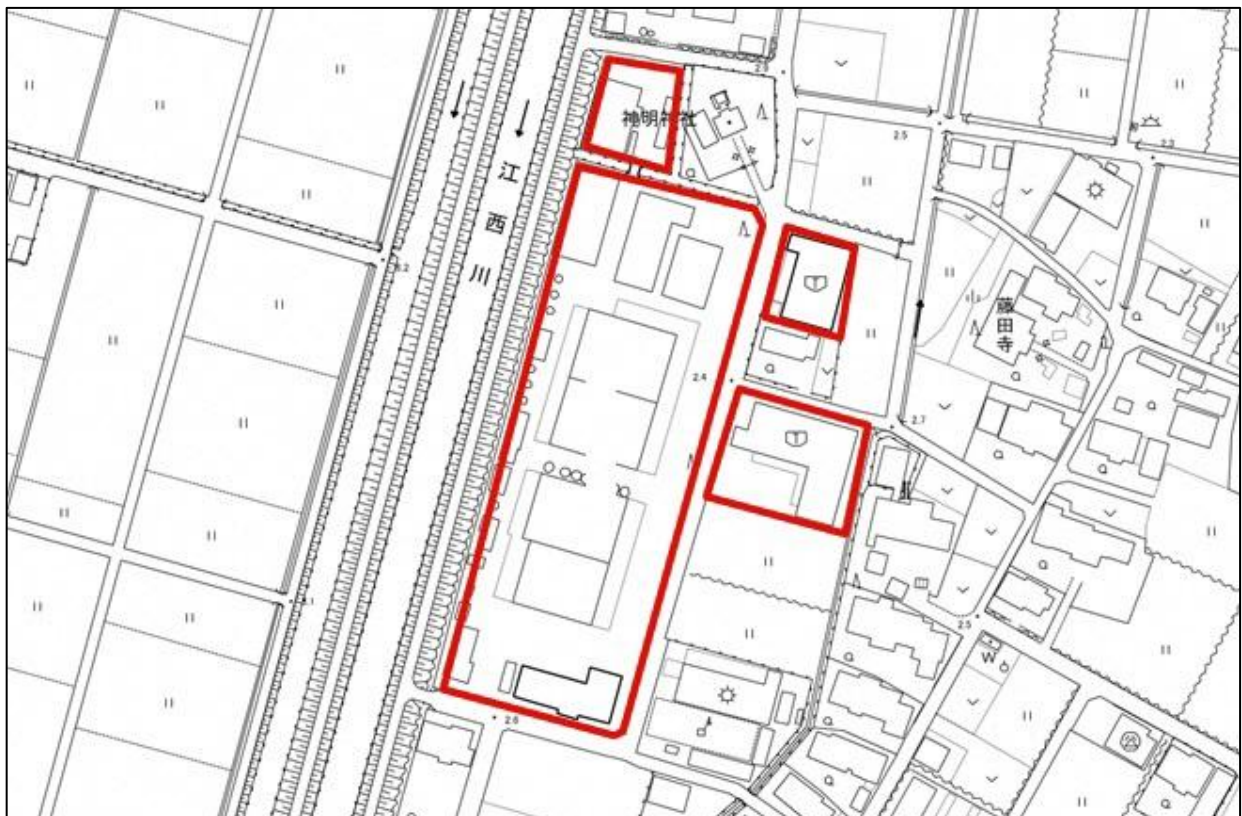
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 29：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市横曽根

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.9 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 5 分（約 1.7km）のところに位置する。

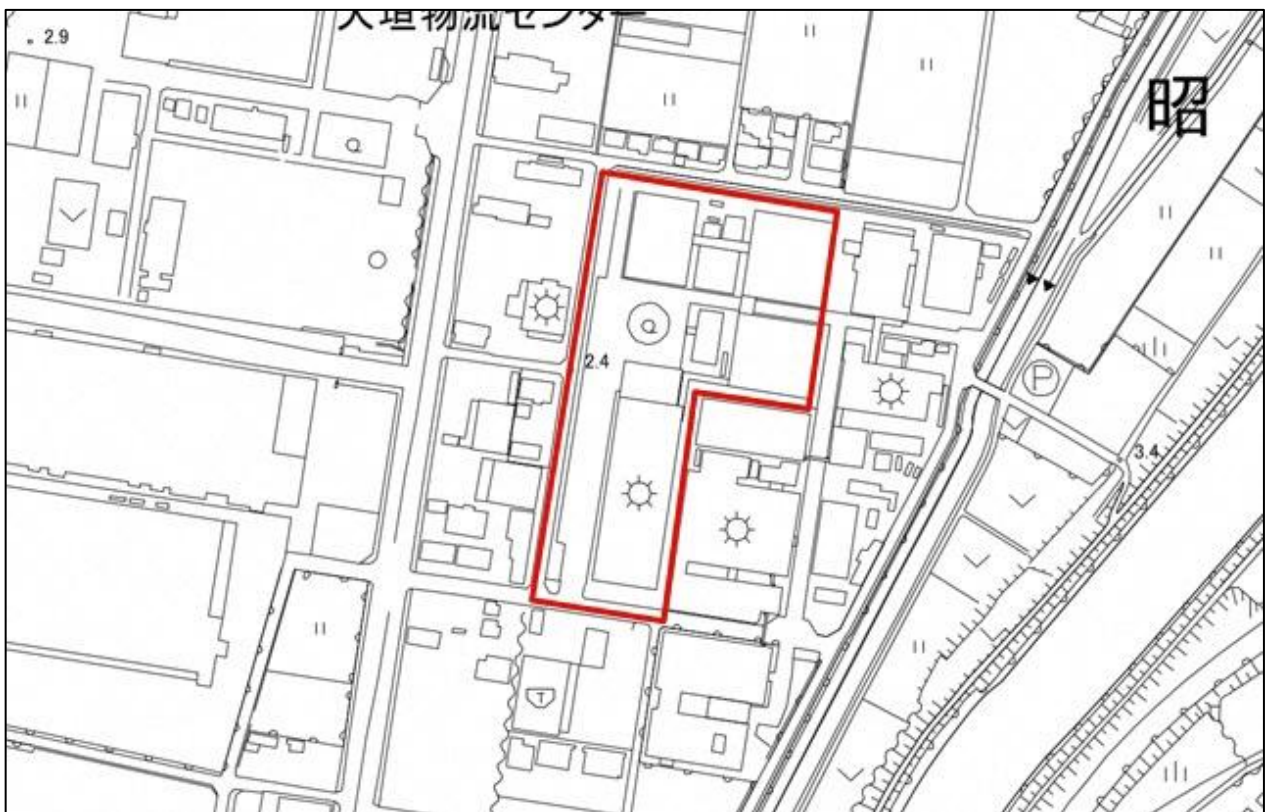
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 30：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町乙坂

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 4.6 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 10 分（約 6.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

土地利用の調整は不要である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 31：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市三塚町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 0.7 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 13 分（約 4.6km）のところに位置する。

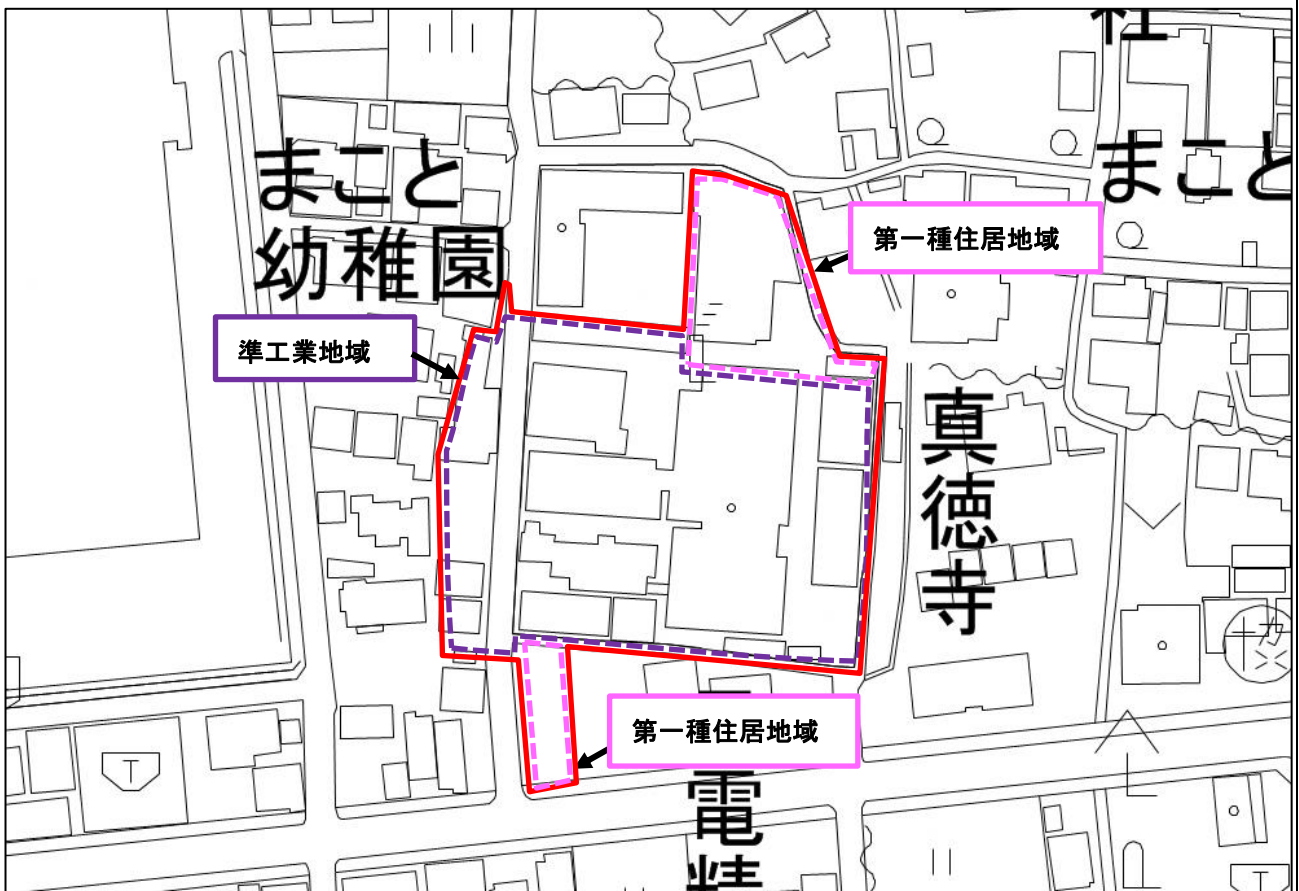
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域、第一種住居地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 32：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市本今町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.4 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 10 分（約 4.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 33：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市木戸町、神田町、西崎町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は9.6ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約6分（約2.4km）のところに位置する。

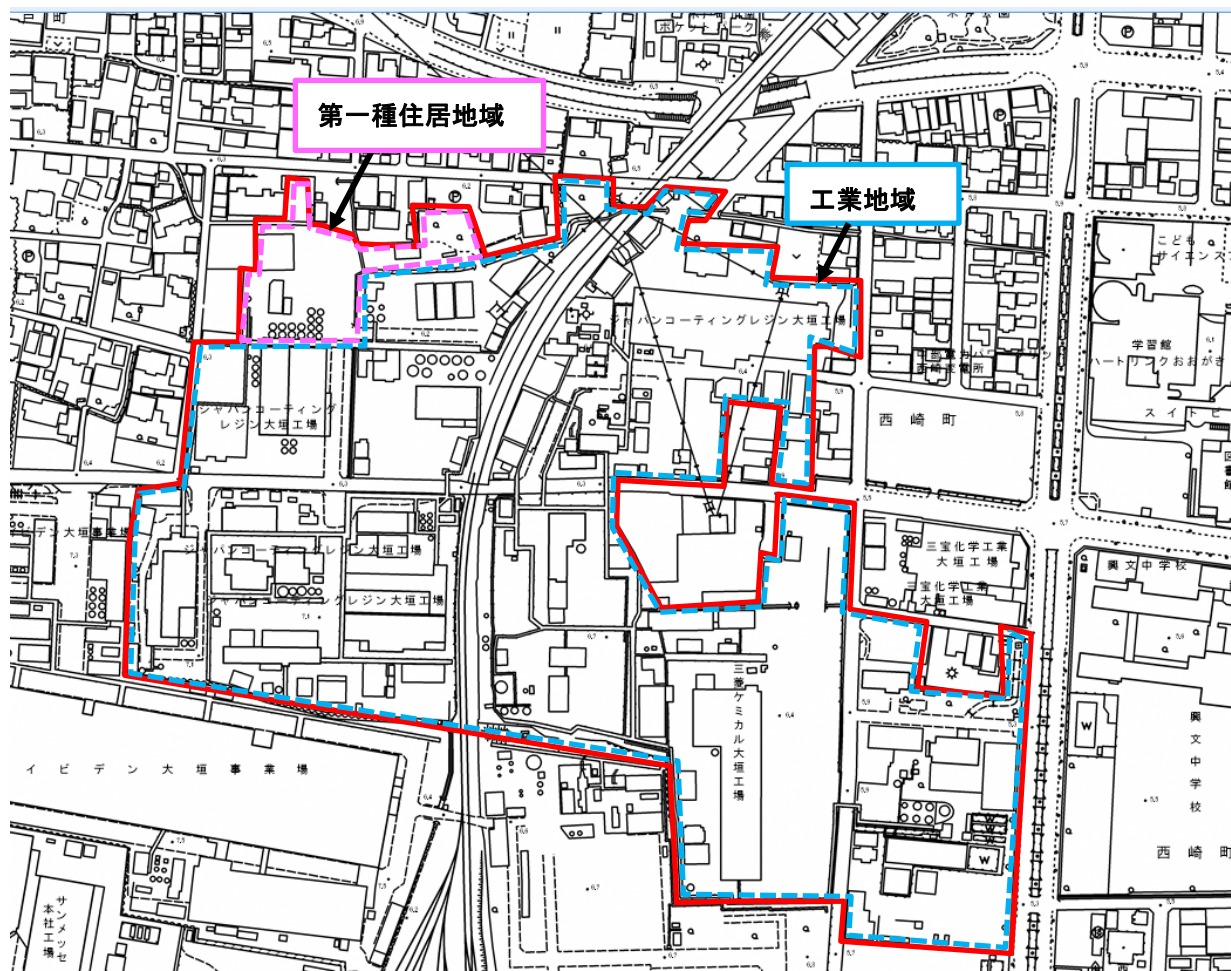
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、第一種住居地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 34：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市中曽根町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.0 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 5 分（約 1.3km）のところに位置する。
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

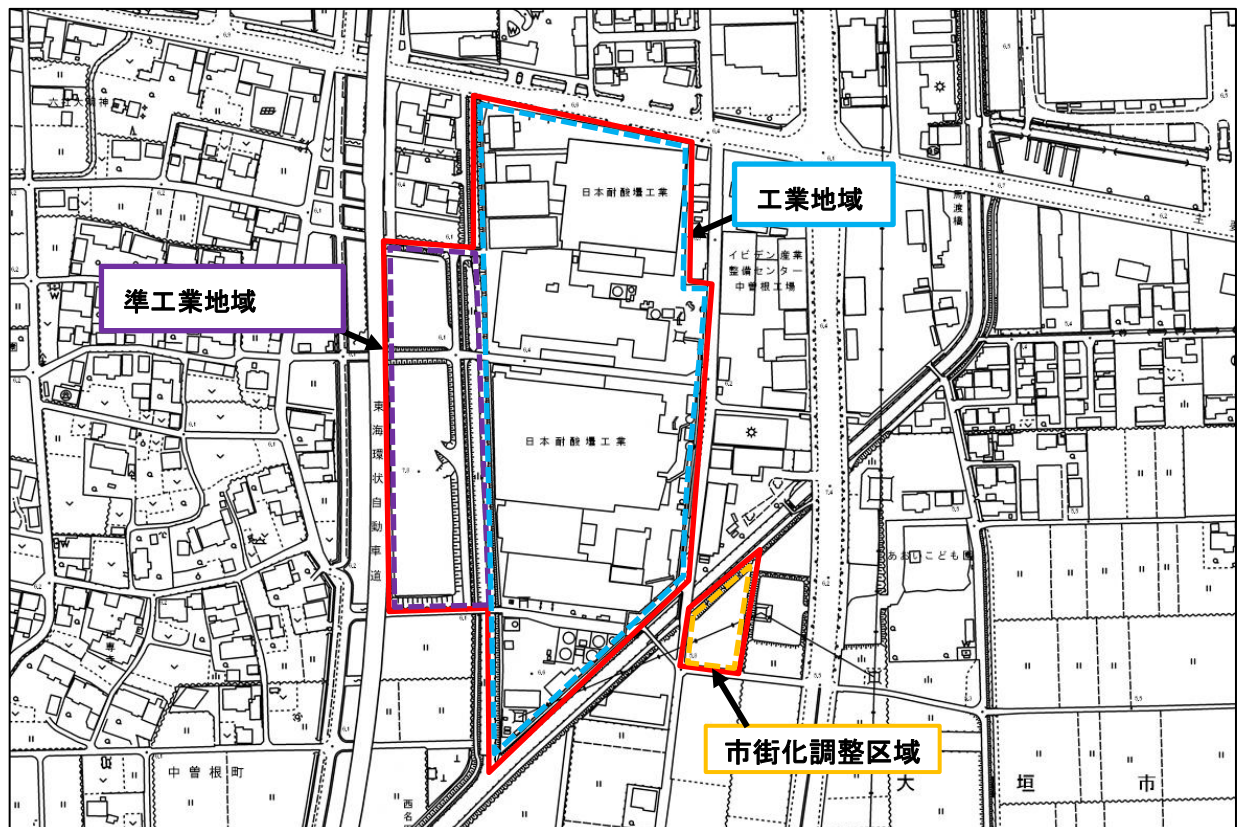
区域区分は市街化区域（工業地域、準工業地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、農地はない。市街化調整区域部分は農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 35：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市横曽根、昭和

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.0 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.7km）のところに位置する。

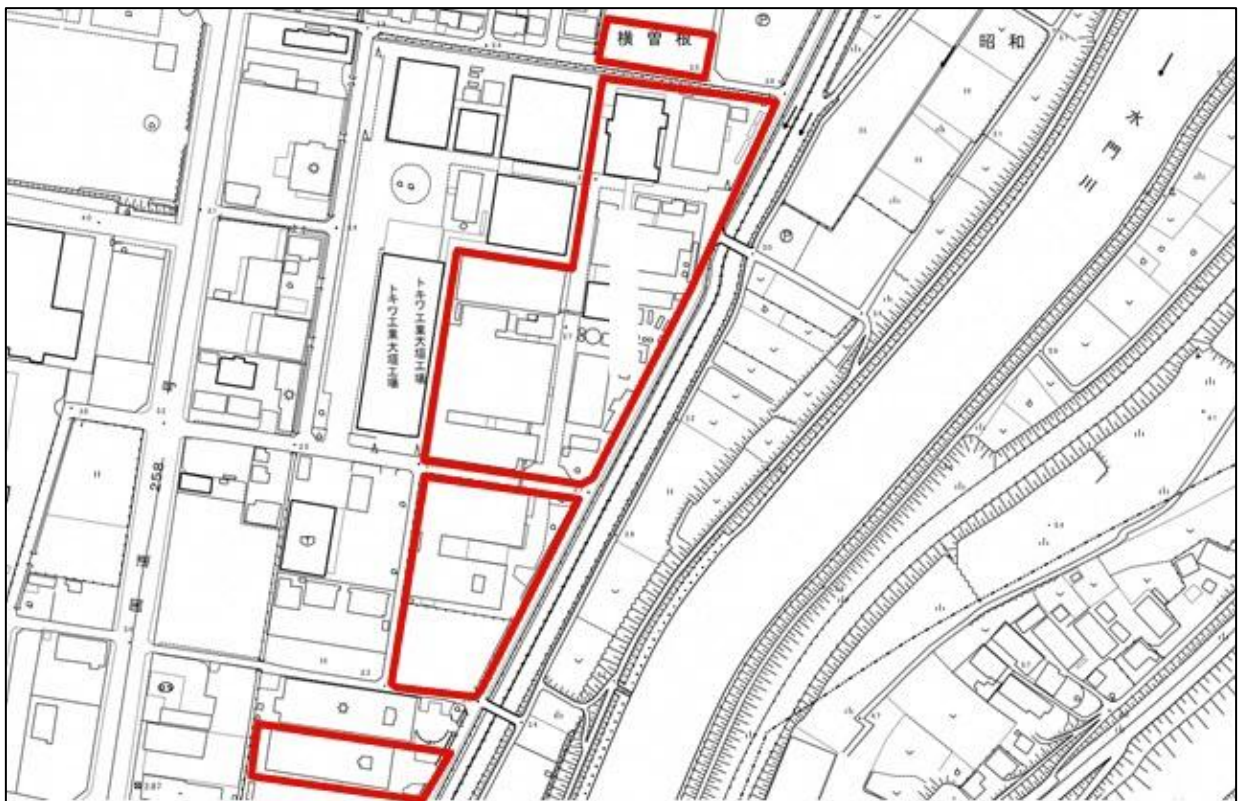
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 36：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市本今町、本今

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 21.8 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.3km）のところに位置する。

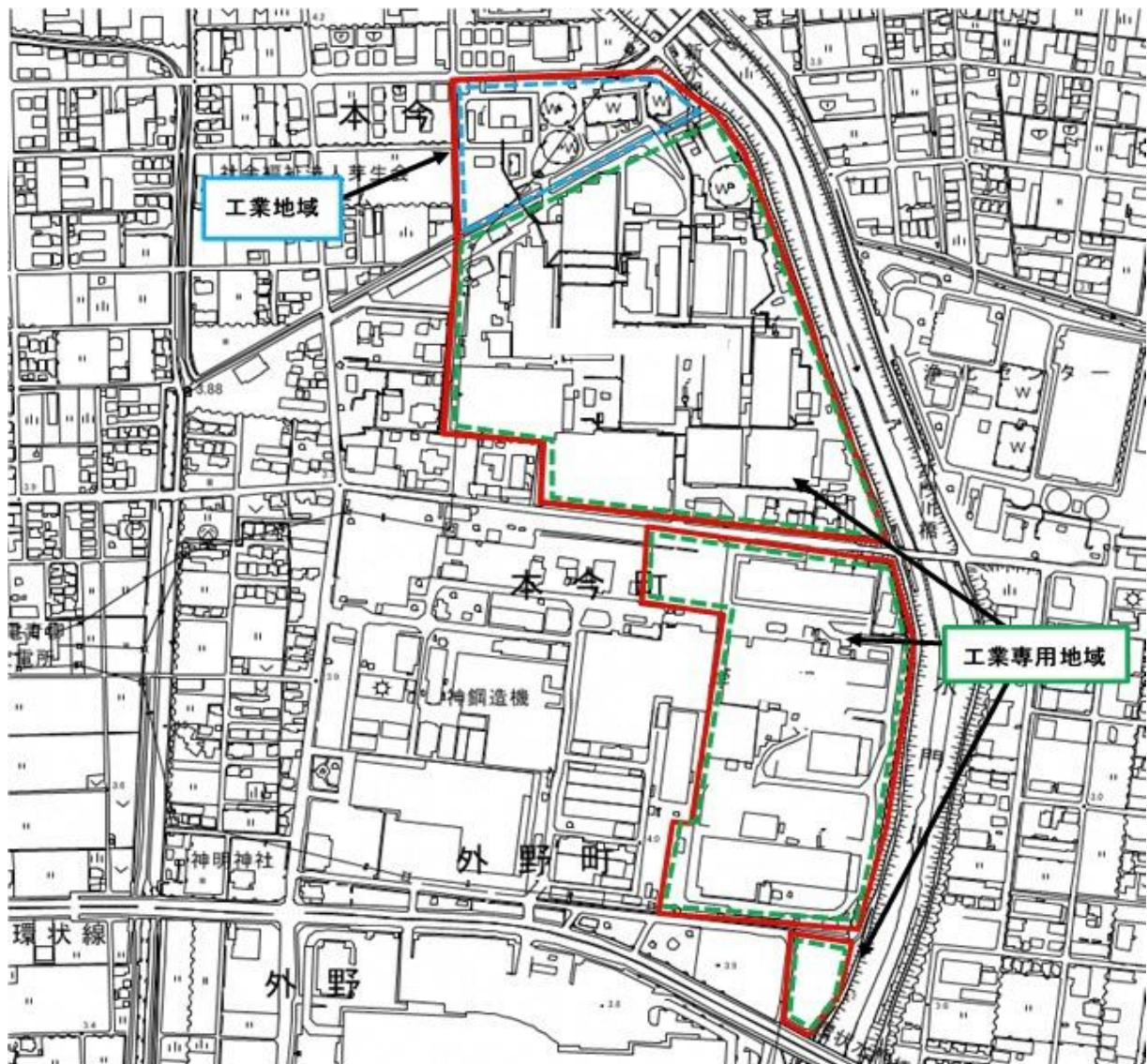
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 37：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.7 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 5 分（約 2.8km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 38：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.5 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.2km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

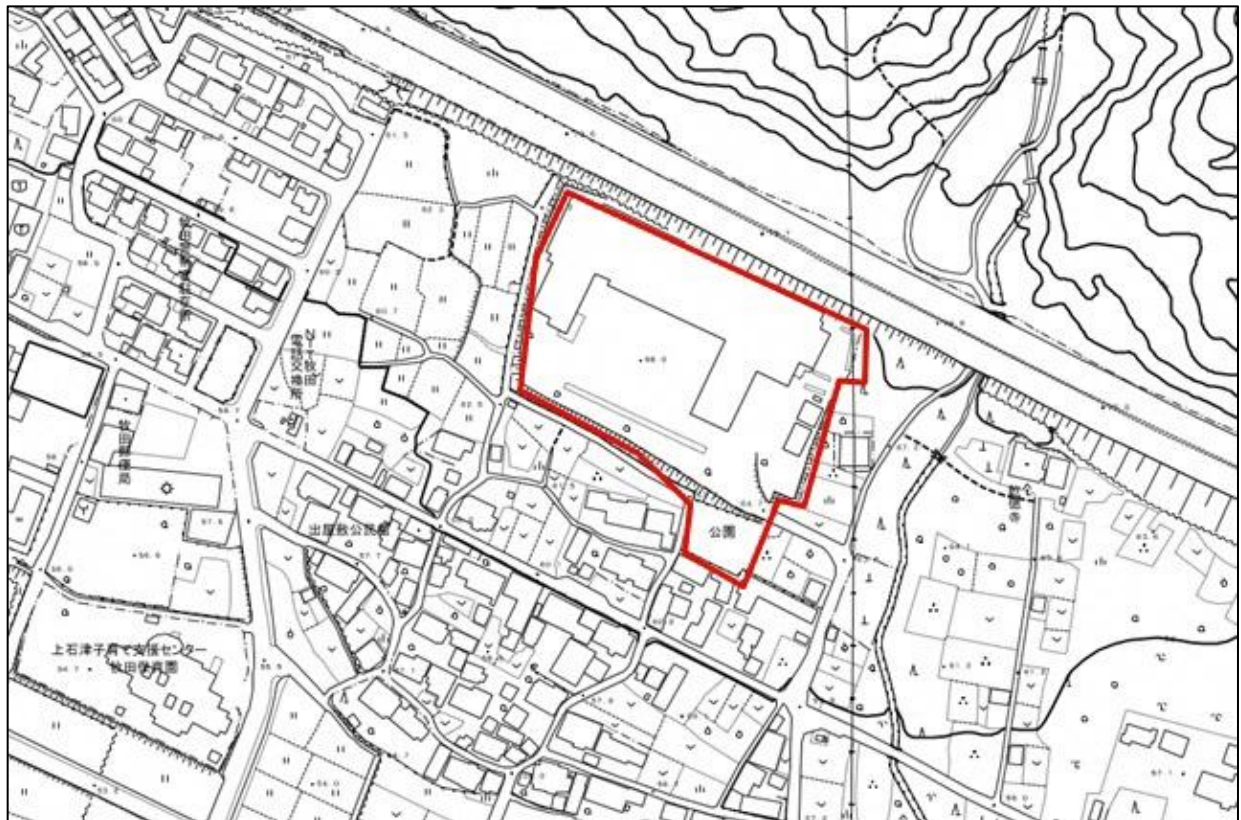
区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 39：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町乙坂

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 6.1 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 9 分（約 6.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

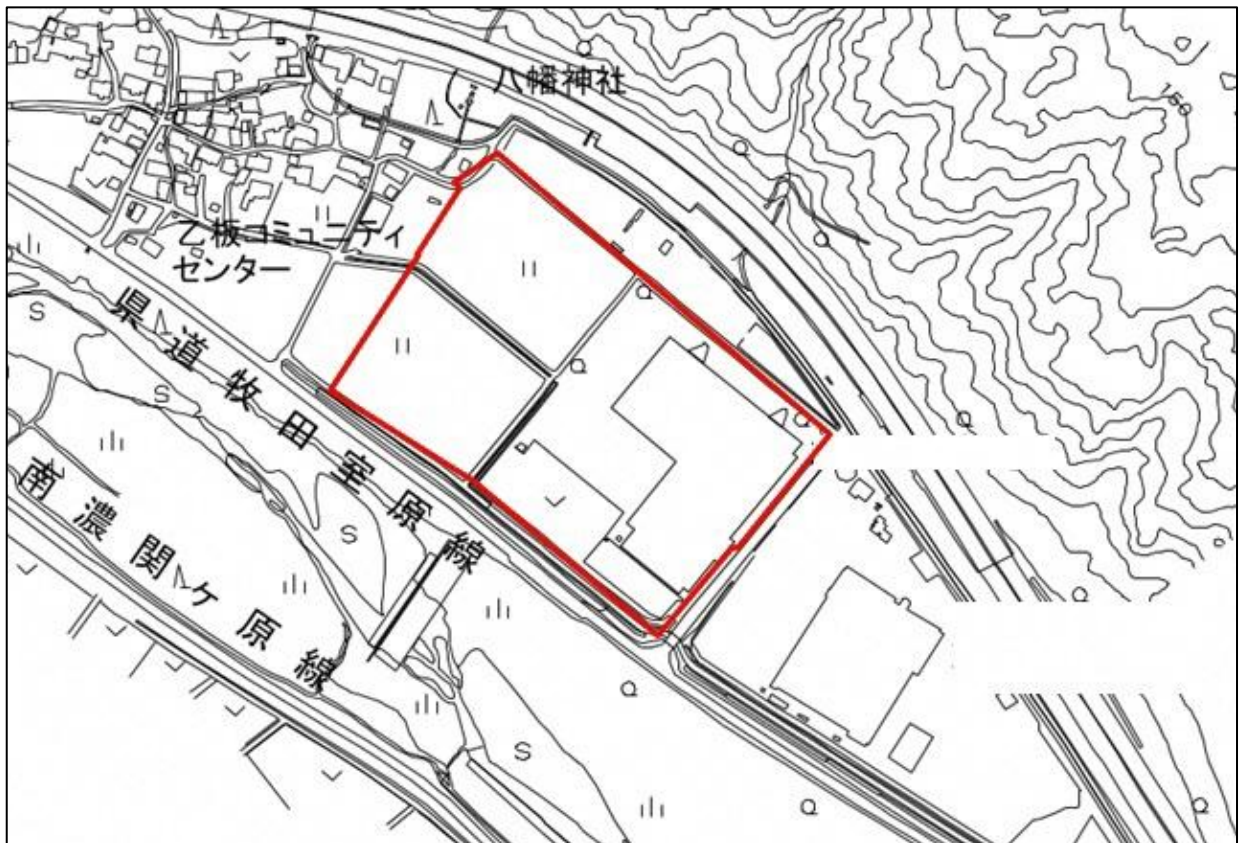
区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 40：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市曾根町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.4 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 10 分（約 6.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は、市街化調整区域であるが、地区計画を策定しており、工業用地として利用する。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市の北端に位置する市街化調整区域内の工業集積地であり、大垣市都市計画マスタープランにおいて、周辺環境の市街化を誘発しないよう配慮しつつ、地区計画等の手法により工業系土地利用を図る地区として位置づけられている。

（地図）



【重点促進区域 41：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.1 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 1 分（約 0.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 42：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市寿町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.1 ヘクタールである。

国道 21 号和合インターチェンジからは車で約 6 分（約 2.7km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が進出しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 43：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.8 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 4 分（約 2.4km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランでは大垣市を 6 地域に区分けしているが、当該地区は除外されている。また、大垣市都市計画区域マスタープランでも当該地区の位置づけはなされていない。

当該地区については、大垣市第 3 期産業振興指針において、従来型の産業に加え、高度な研究開発機能、教育研修機能、物流機能などを有する企業の集積の地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 44：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上屋

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 4.9 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.9km）のところに位置する。

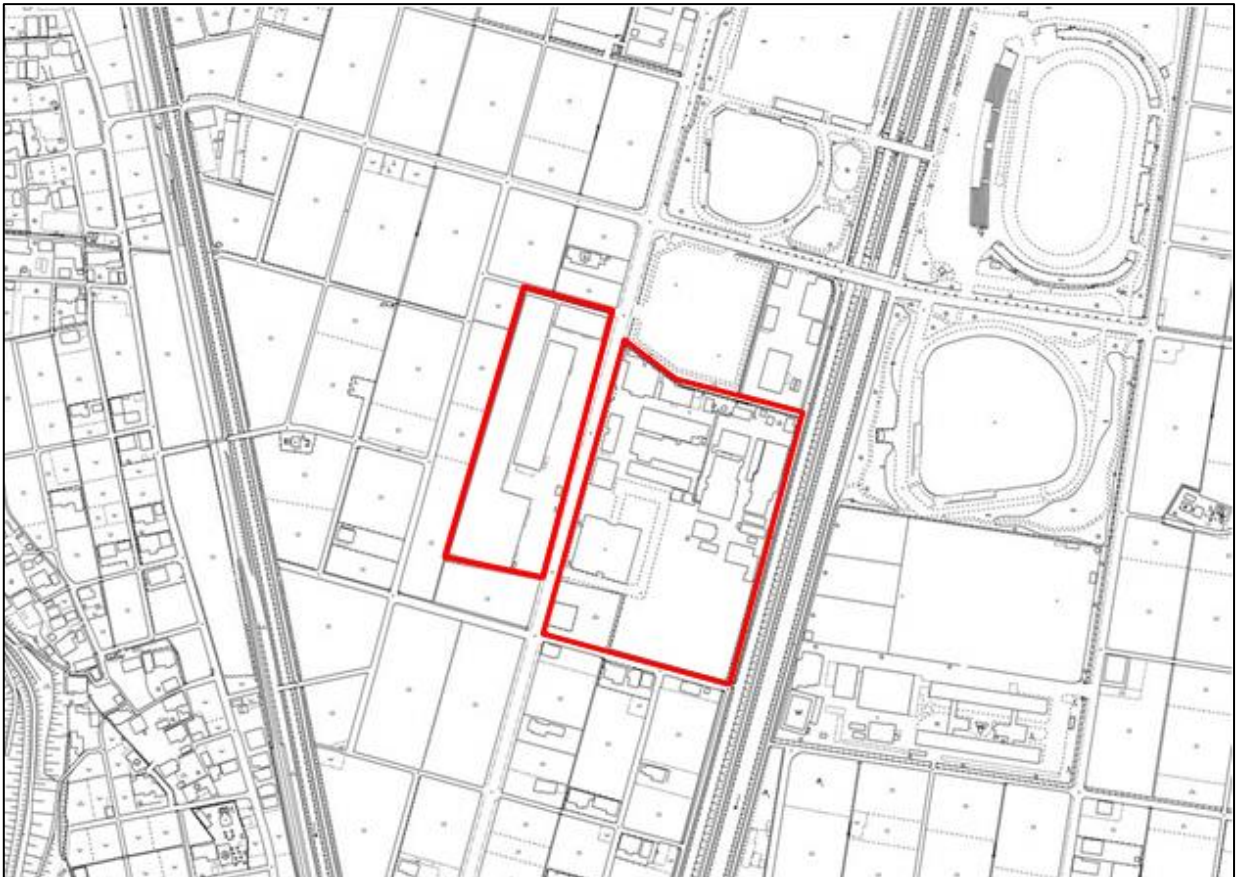
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣都市計画区域マスタープランにおいて、交通の利便性を生かした、工業系の土地利用として誘導を図る地区として整備を進めていく予定である。

（地図）



【重点促進区域 45：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市南市橋町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.3 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 5.1km）のところに位置する。
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

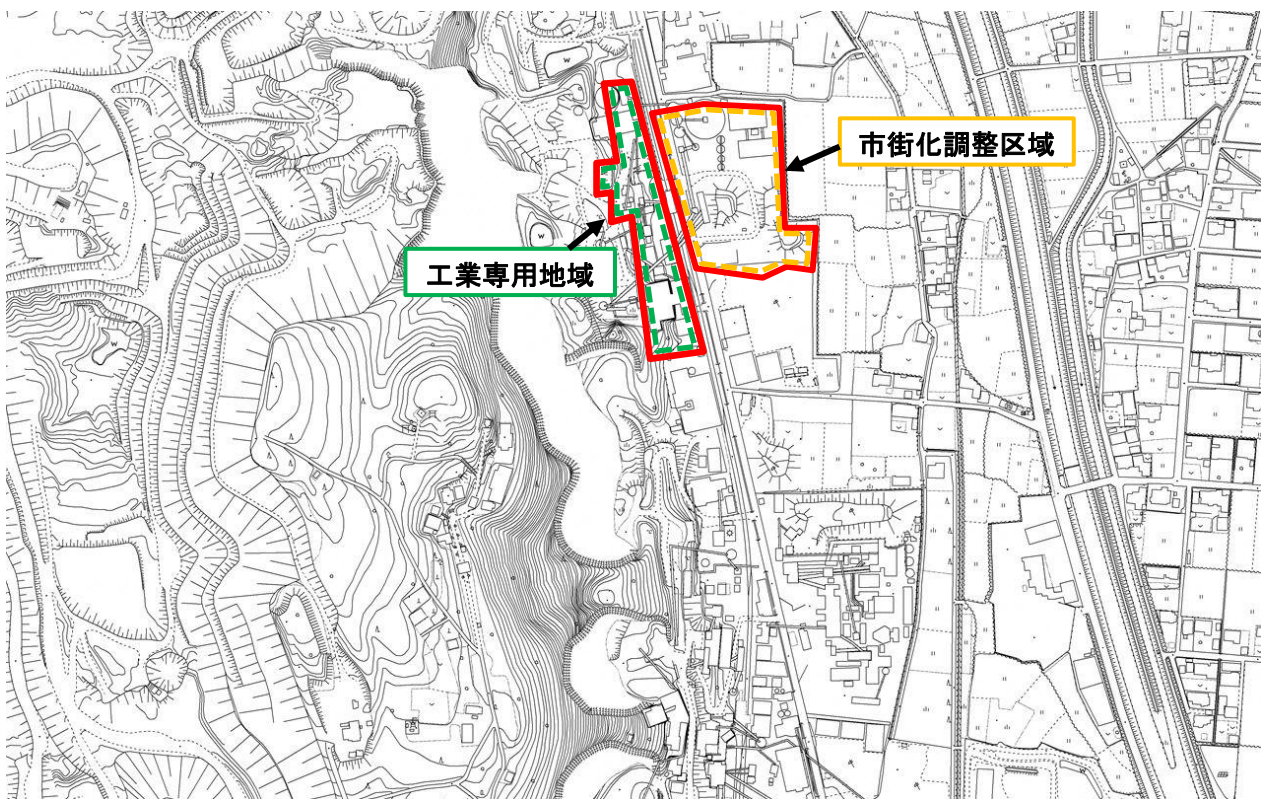
区域区分は市街化区域（工業専用地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、農地はない。市街化調整区域部分は農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 46：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市南市橋町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.5 ヘクタールである。

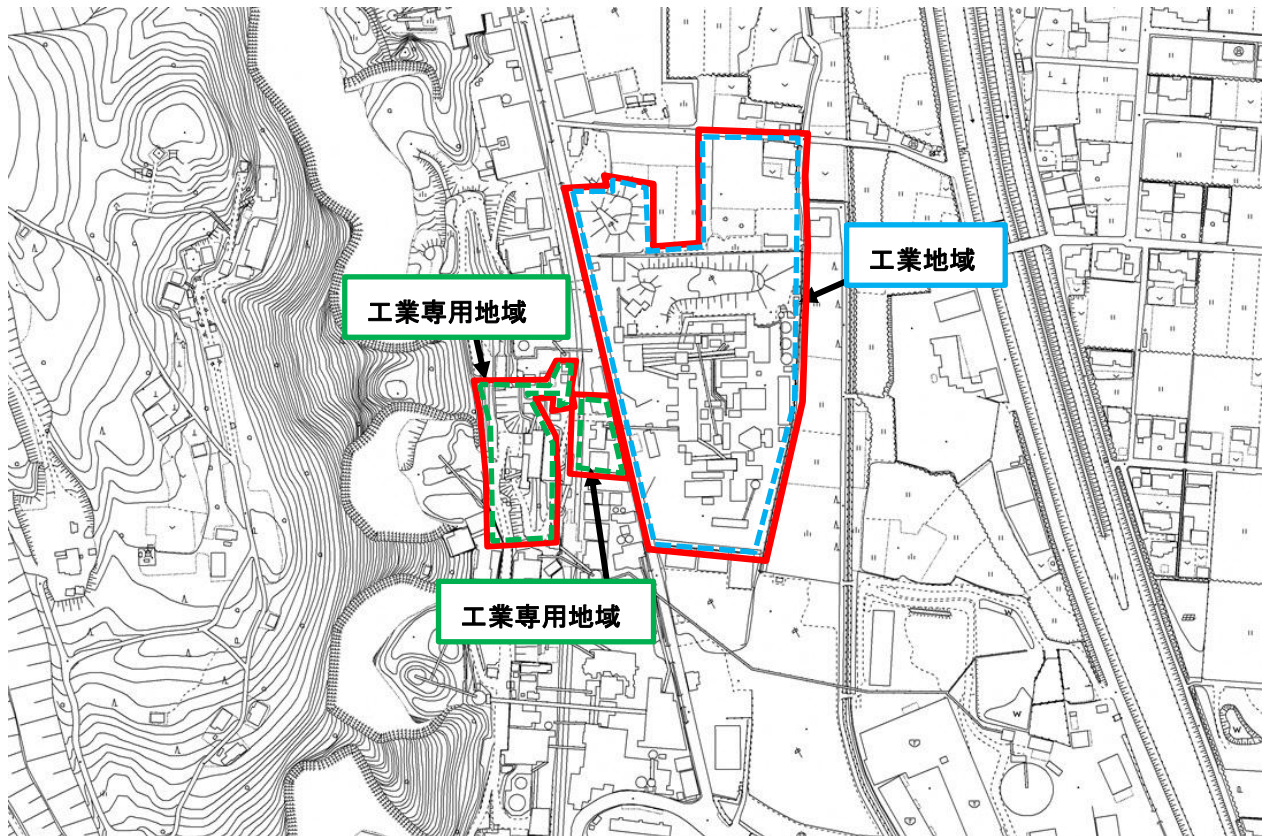
東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 10 分（約 4.8km）のところに位置する。
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 47：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市昼飯町、赤坂町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.2 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 4.1km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 48：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市南市橋町、赤坂町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 8.5 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 5.7km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

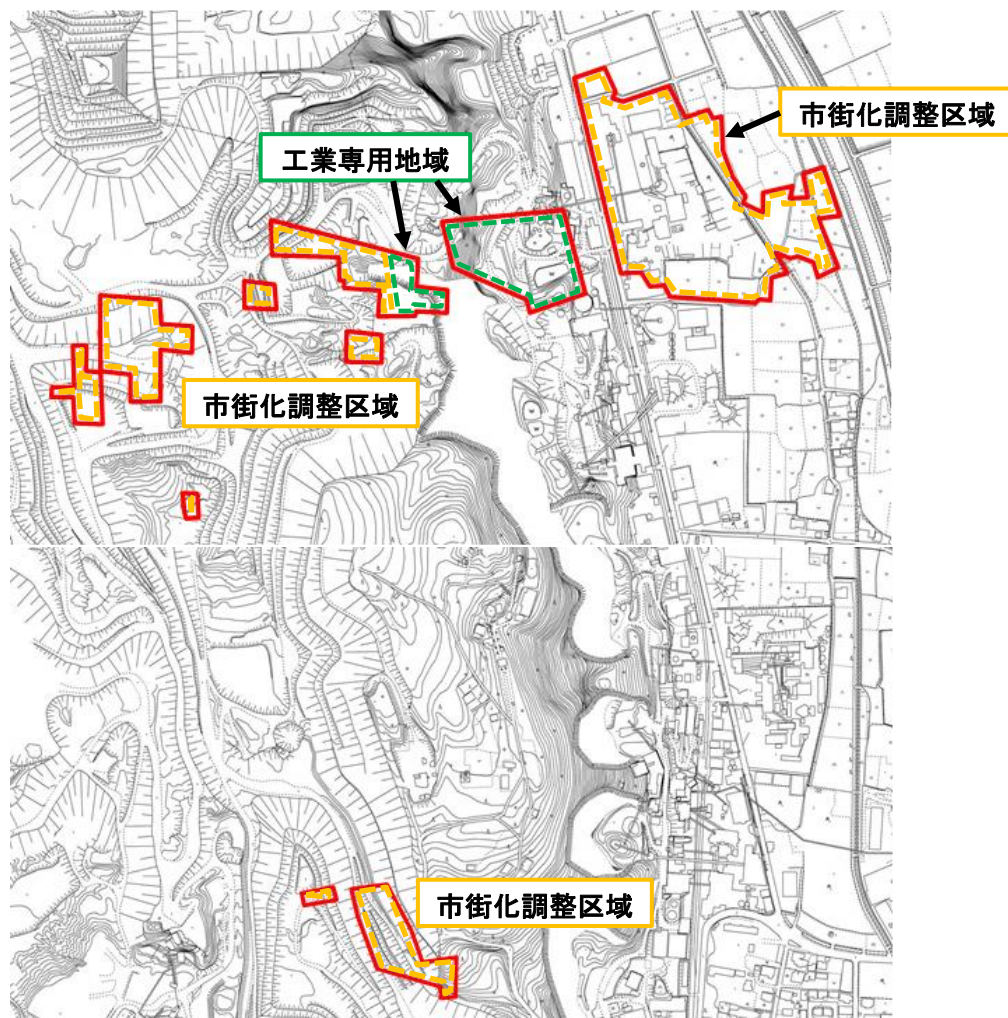
区域区分は市街化区域（工業専用地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、農地はない。市街化調整区域の一部は農業振興地域ではなく、採石場であり、農地はない。一部は農業振興地域内であり、宅地と農地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 49：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市赤坂町、昼飯町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 18.7 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 12 分（約 5.2km）のところに位置する。

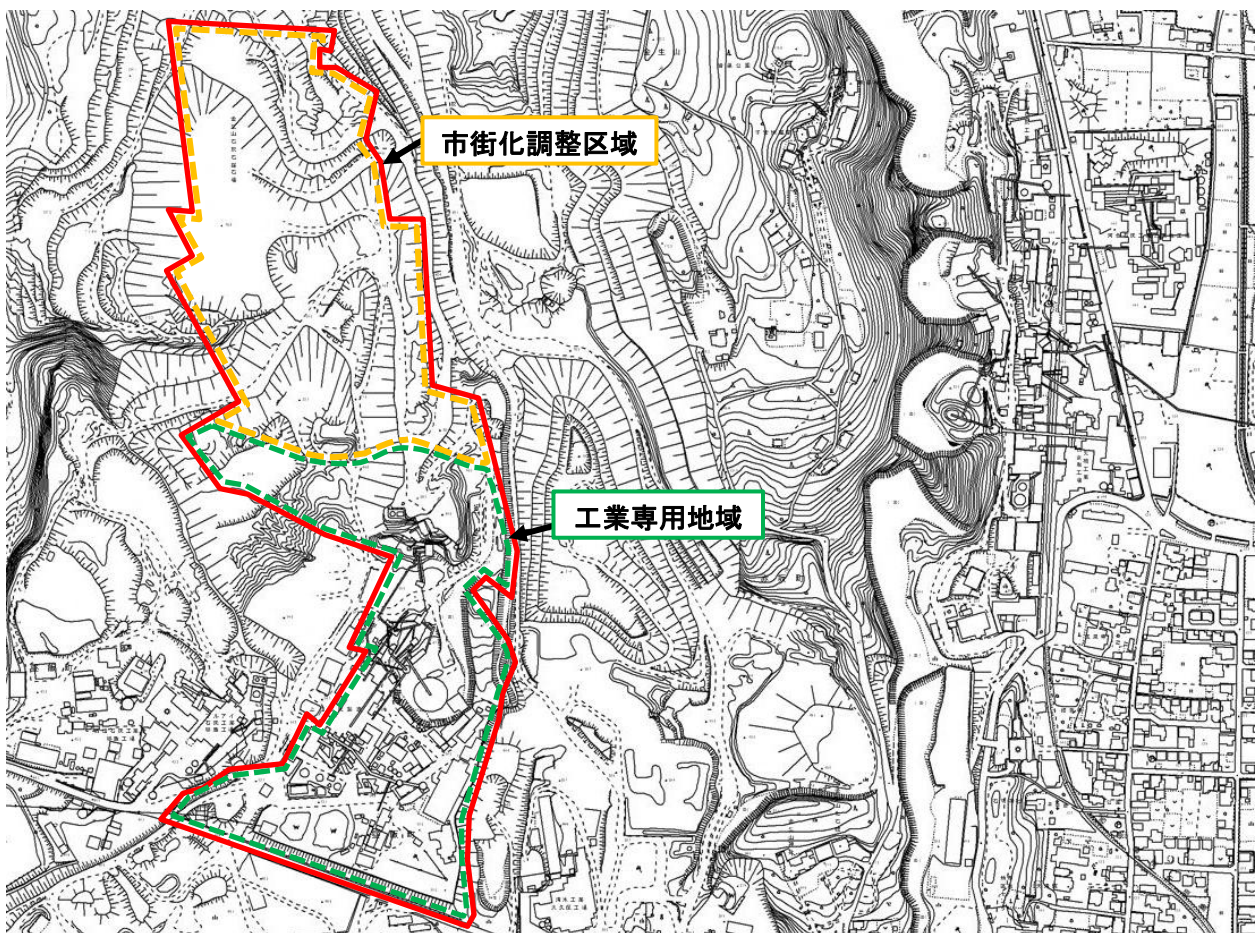
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）及び市街化調整区域であり、市街化調整区域は、農業振興地域ではなく、採石場であり、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 50：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市赤坂町、南市橋町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.1 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 10 分（約 4.6km）のところに位置する。

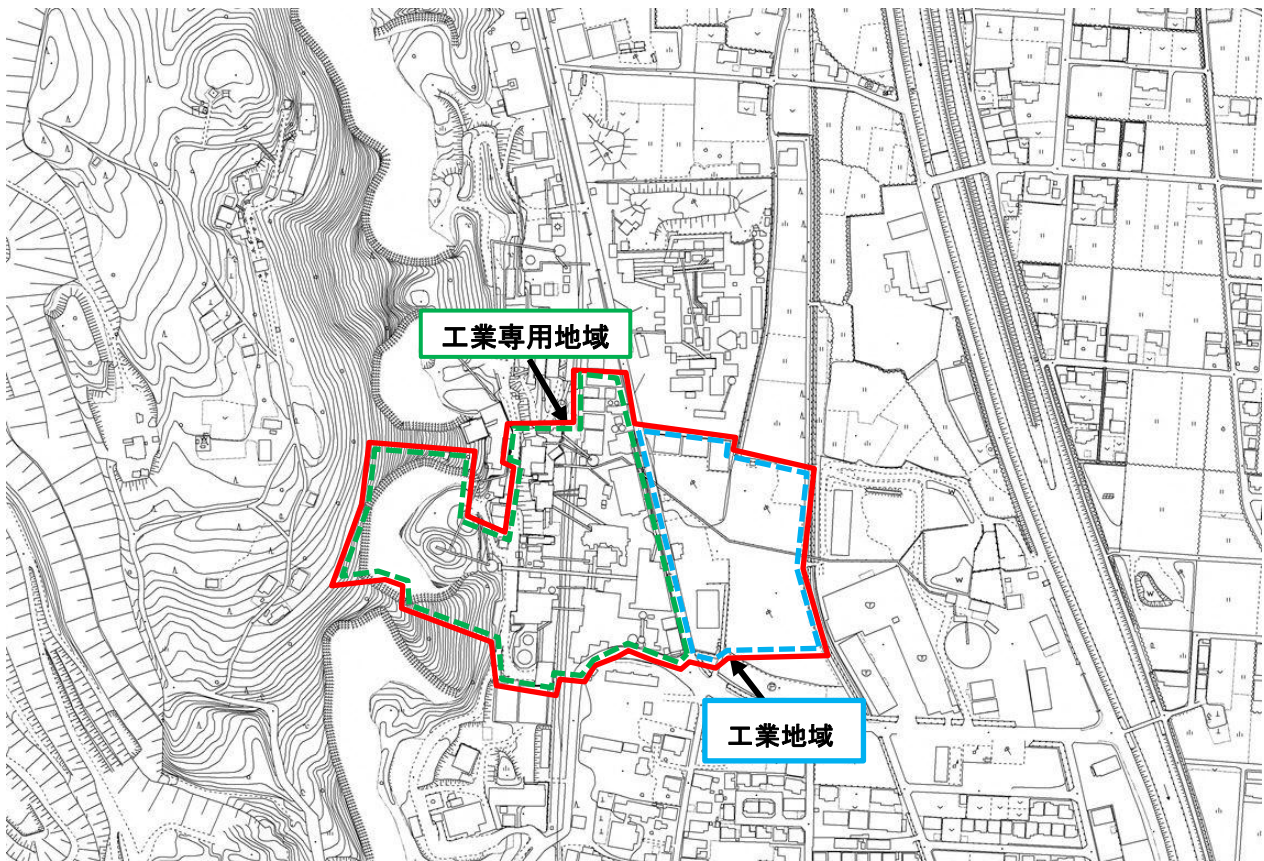
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 51：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市赤坂町、赤坂新田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 11.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 12 分（約 5.2km）のところに位置する。
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

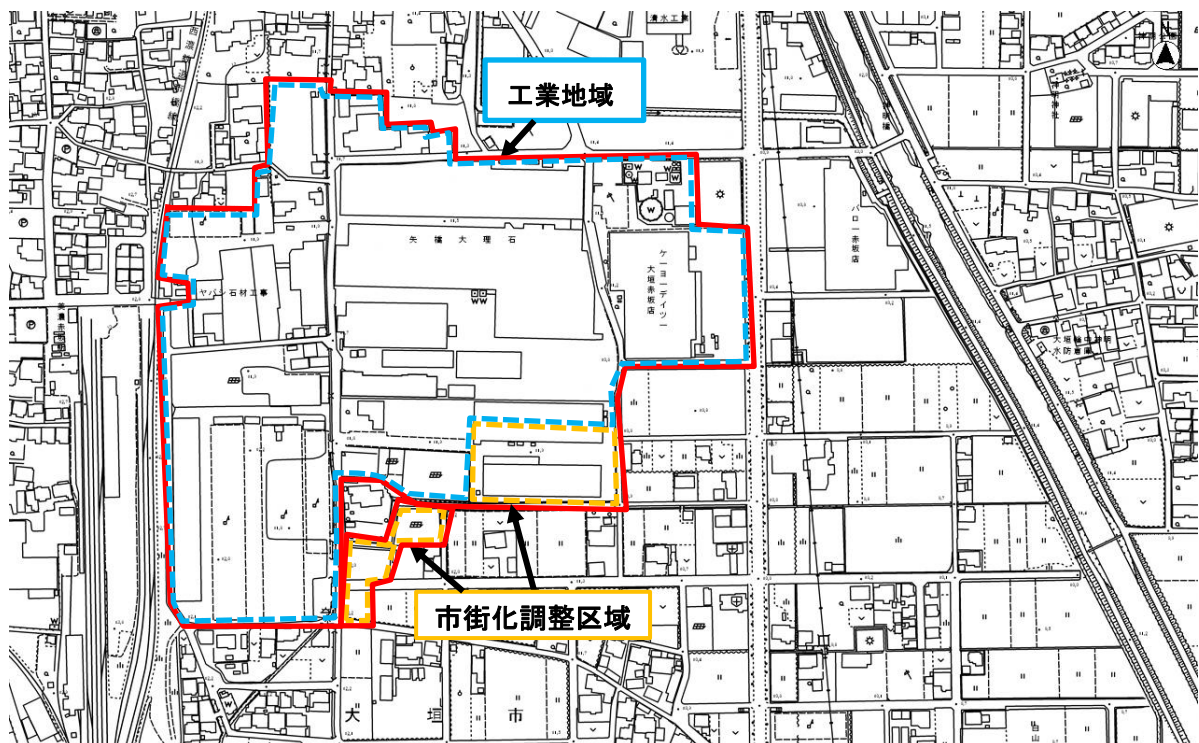
区域区分は市街化区域（工業地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、農地はない。市街化調整区域部分は農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 52：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市大村

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.4 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 13 分（約 7.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画区域マスタープランにおいて、インターチェンジ周辺及びアクセス道路となる幹線道路沿線に新規の工業系土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 53：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市美和町、世安町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 8.2 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 4.4km）のところに位置する。

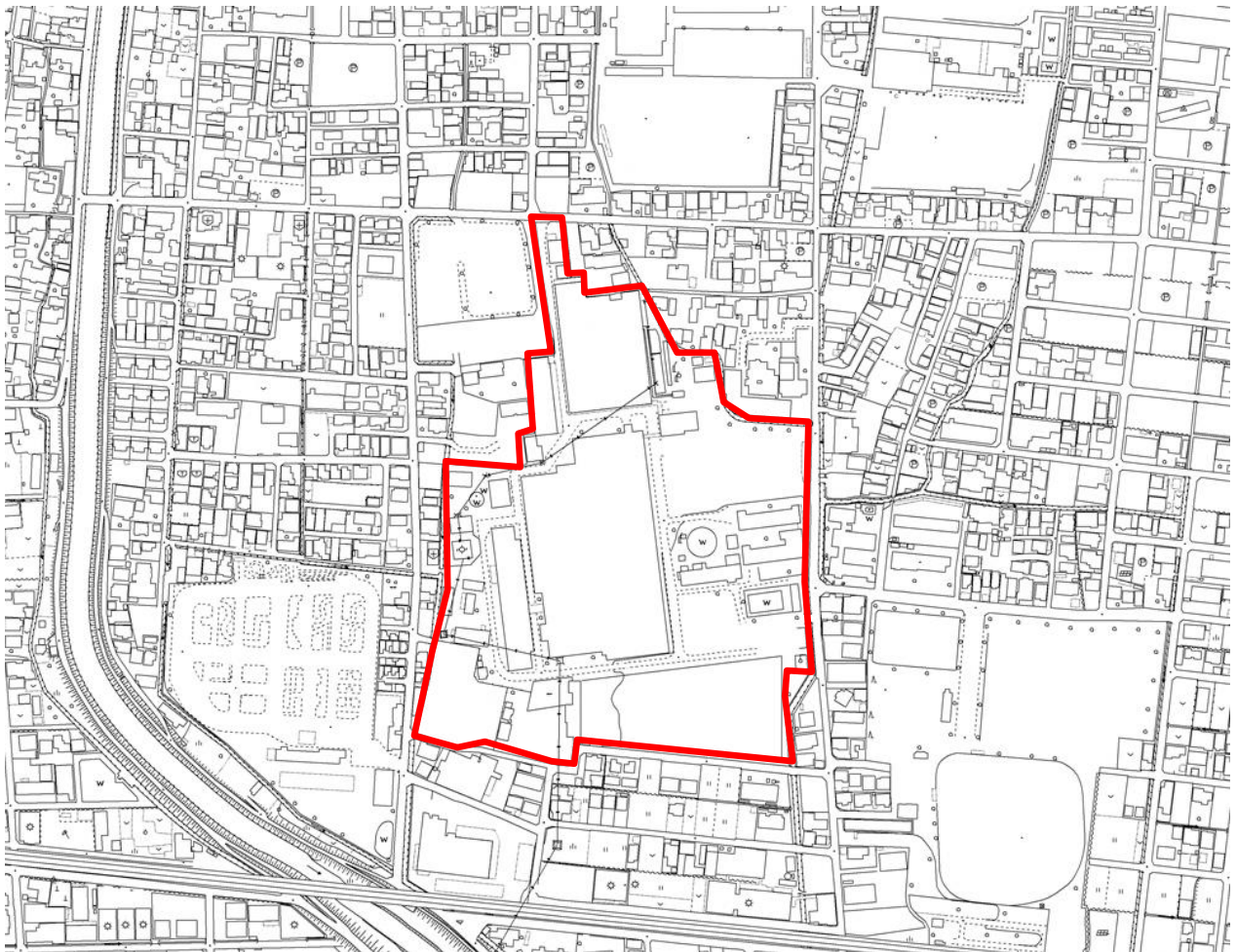
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 54：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市大井

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は2.0ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約8分（約4.3km）のところに位置する。

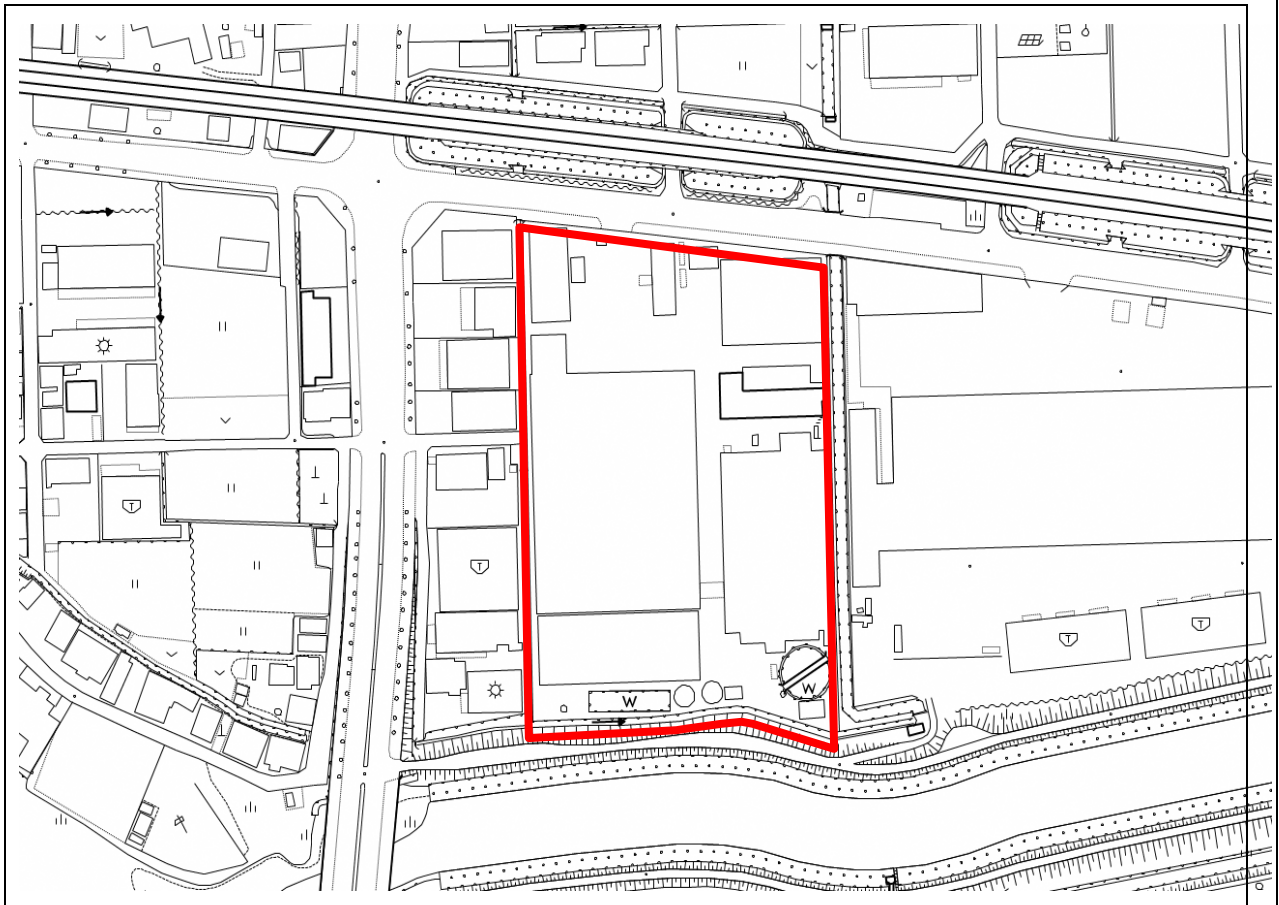
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 55：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市十六町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 6.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 8 分（約 3.8 km）のところに位置する。

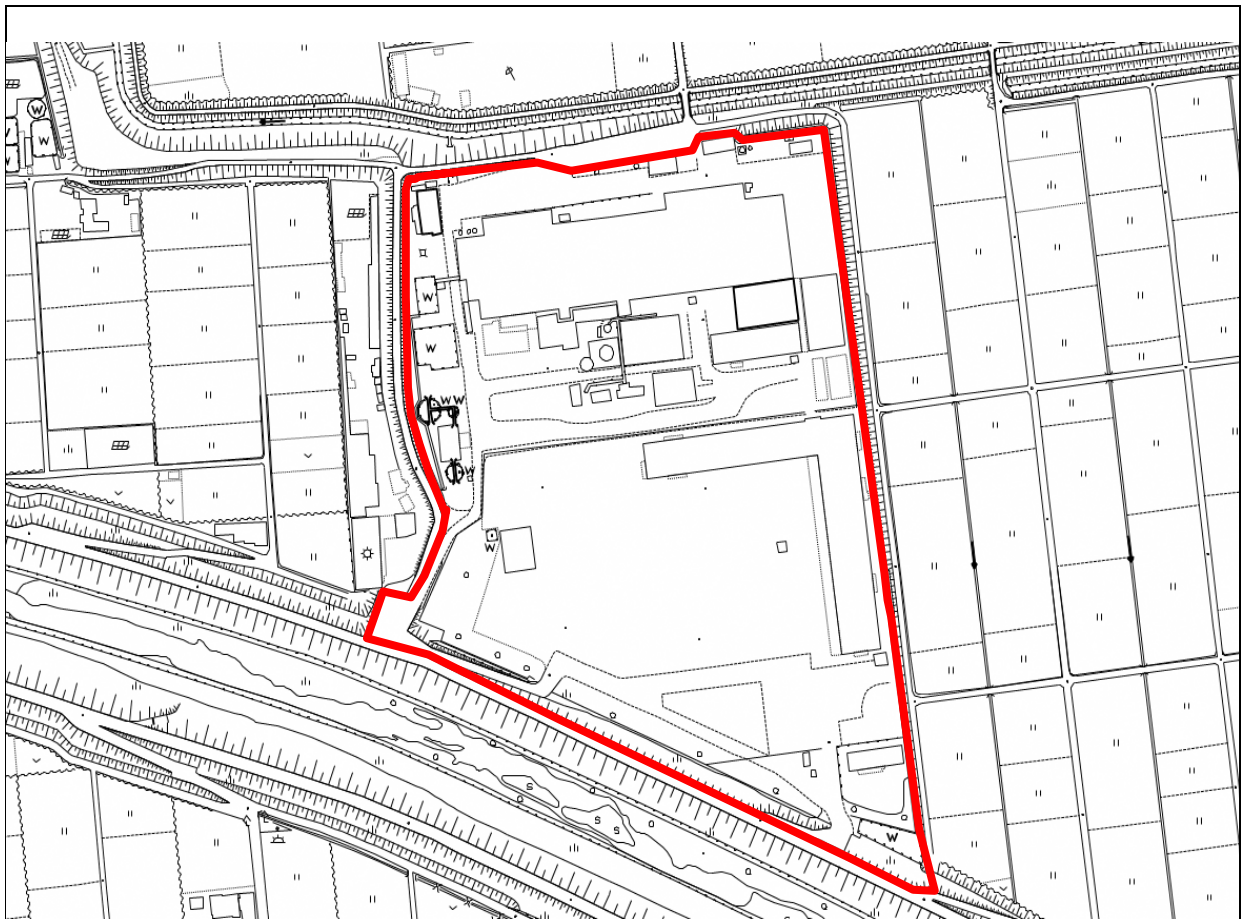
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

大垣市都市計画区域マスタープランにおいて、インターチェンジ周辺及びアクセス道路となる幹線道路沿線に新規の工業系土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 56：地図上の位置（下図のとおり）】

各務原市金属団地

（概況及び公共施設等の整備状況）

当区域は約 21.0 ヘクタールの面積があり、東海北陸自動車道各務原インターチェンジから車で約 2 分のところに位置し、国道 21 号に近接しており、輸送用機械器具製造業や生産用機械器具製造業など多岐にわたる工場集積地である。当区域はすでに企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

各務原都市計画区域マスタープランでは工業系地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 57：地図上の位置（下図のとおり）】

各務原市鵜沼字各務野、鵜沼各務原町 7 丁目、8 丁目、鵜沼三ツ池町 6 丁目、鵜沼朝日町 1 丁目、2 丁目、4 丁目（各務原町 7 丁目工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

当区域は約 3.5 ヘクタールの面積があり、北に国道 21 号、東西南側に県道に囲まれた区域であり、輸送用機械器具製造業など多岐にわたる工場集積地である。

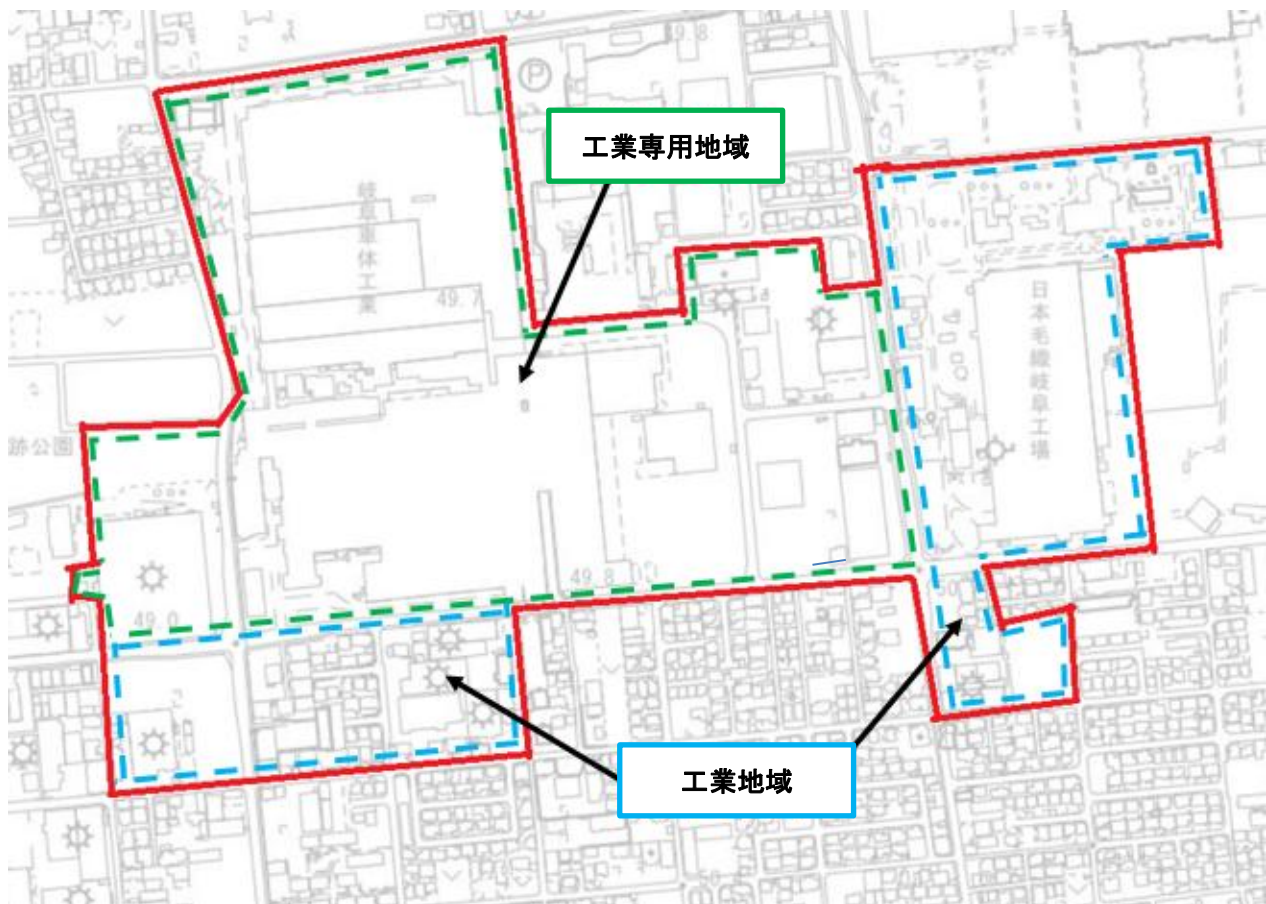
当区域はすでに企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

各務原都市計画区域マスタープランでは工業系地域に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 58：地図上の位置（下図のとおり）】

各務原市那加山崎町、上戸町7丁目、鵜沼川崎町1丁目、2丁目、鵜沼三ツ池町1丁目、各務東町5丁目、須衛町2丁目、蘇原興亜町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、蘇原中央町4丁目（川崎岐阜協同組合）

（概況及び公共施設等の整備状況）

当区域は約 34.9 ヘクタールの面積があり、地域の主要産業を担う事業協同組合であり、航空機製造メーカーを中心に市内に点在している。

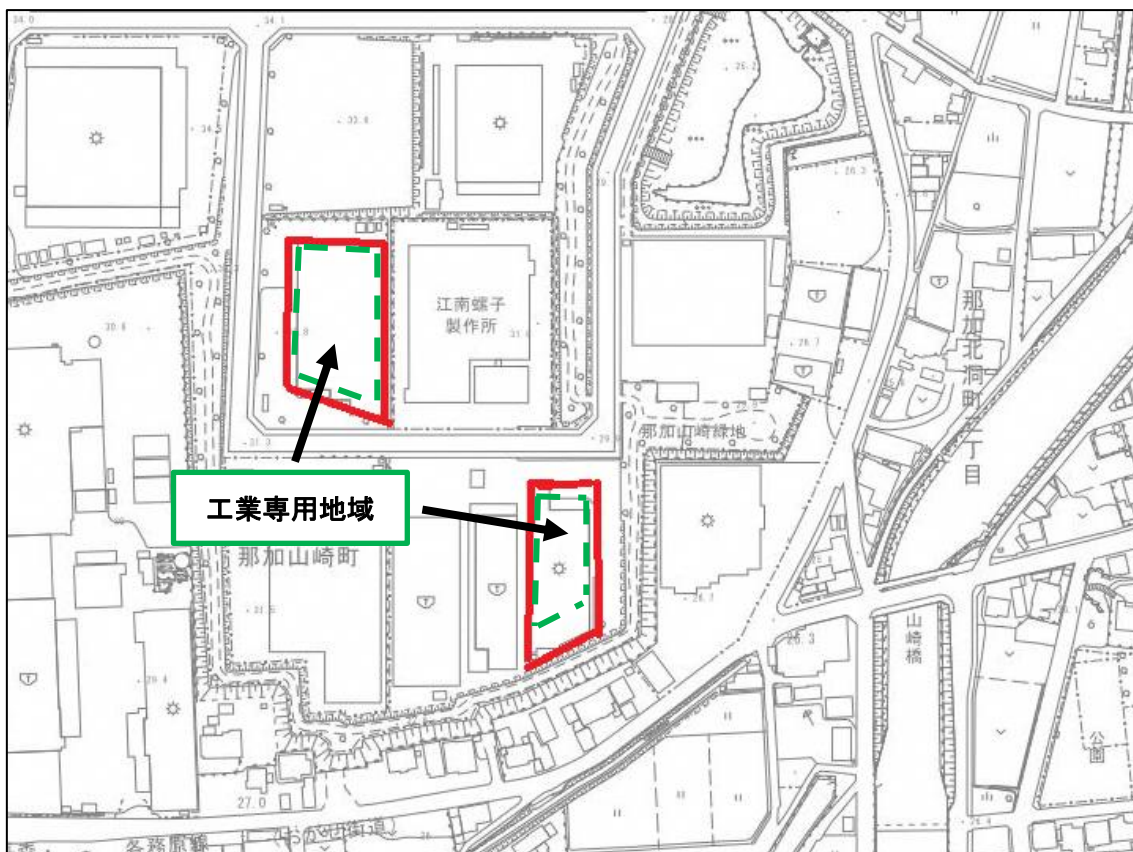
当該地にはすでに企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域、準工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

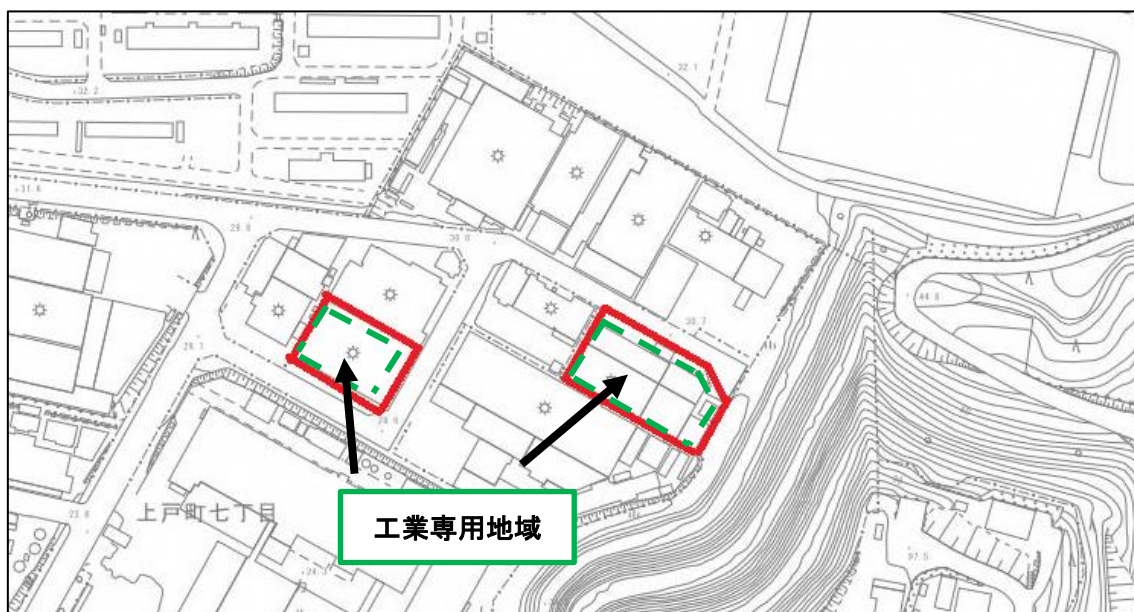
（関連計画における記載等）

各務原都市計画区域マスタープランでは工業系地域に位置付けられている。

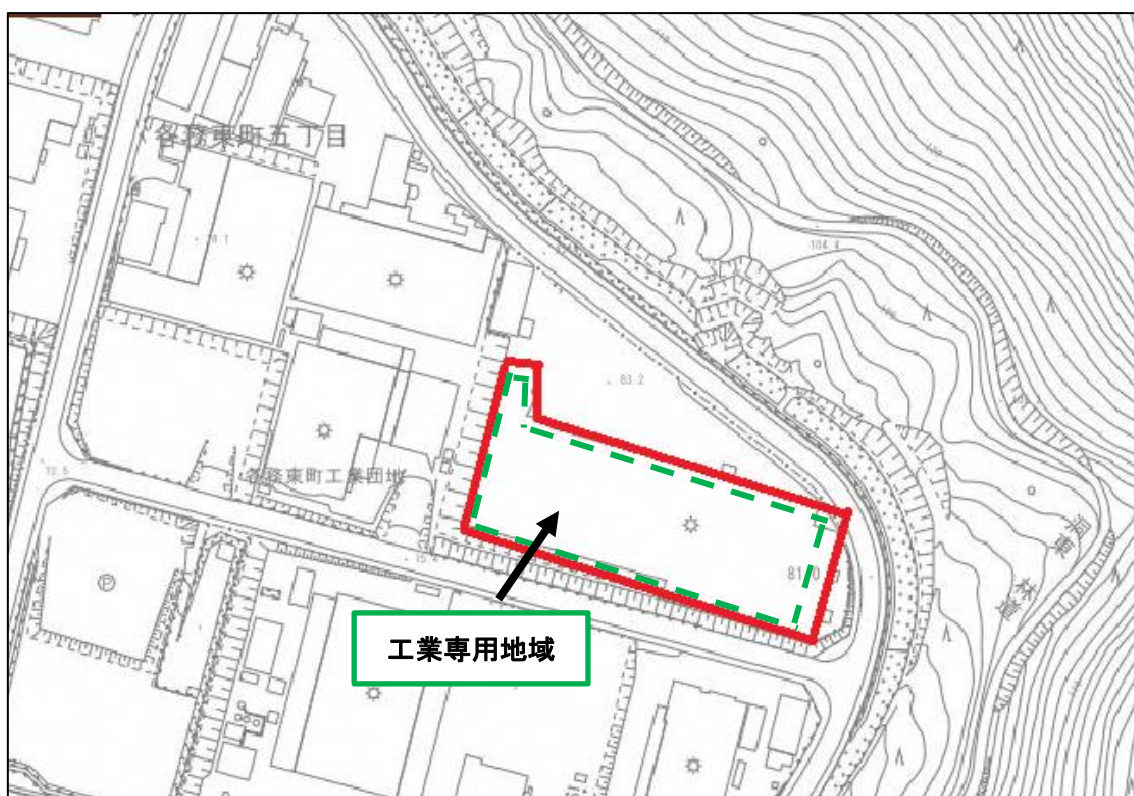
（地図1）



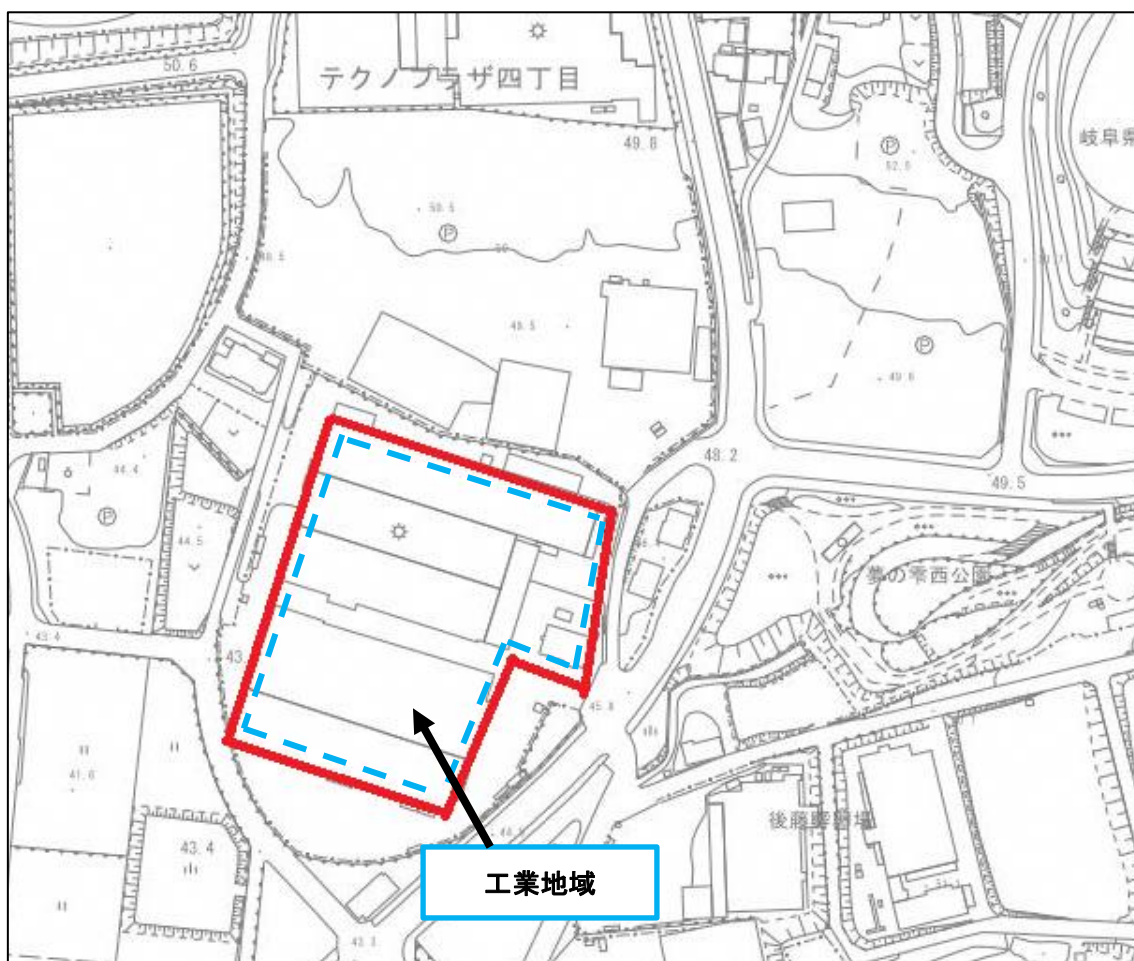
(地図2)



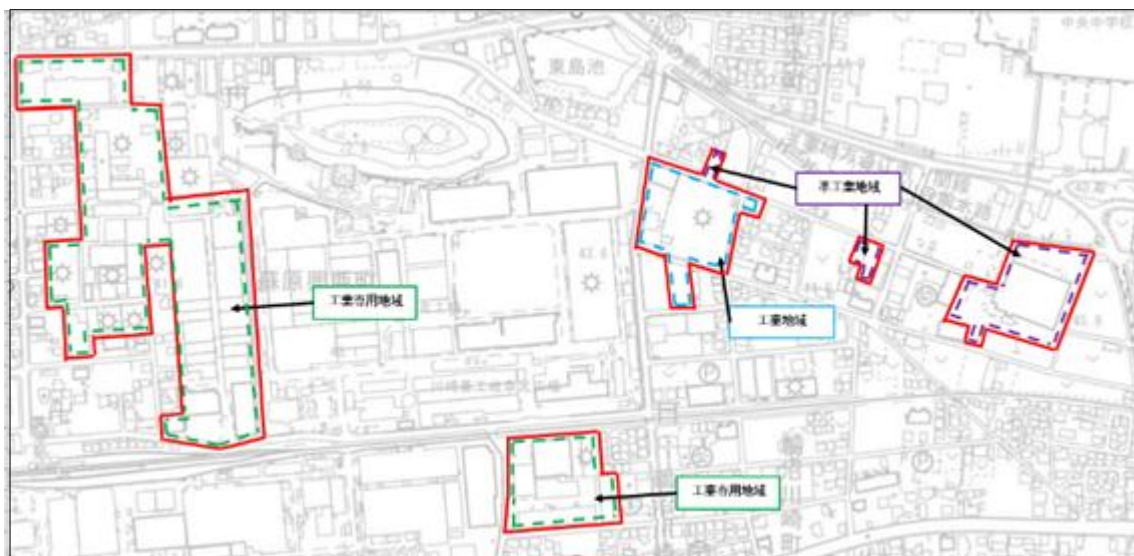
(地図3)



(地図4)



(地図5)



【重点促進区域 59：地図上の位置（下図のとおり）】

可児市姫ケ丘 （可児工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

おおむねの面積は、約 157 ヘクタール程度である。（遊休地なし）

当重点促進区域は、国道 248 号沿いにあり、中央自動車道多治見インターチェンジからは車で約 20 分、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジからは約 15 分の距離に位置している。

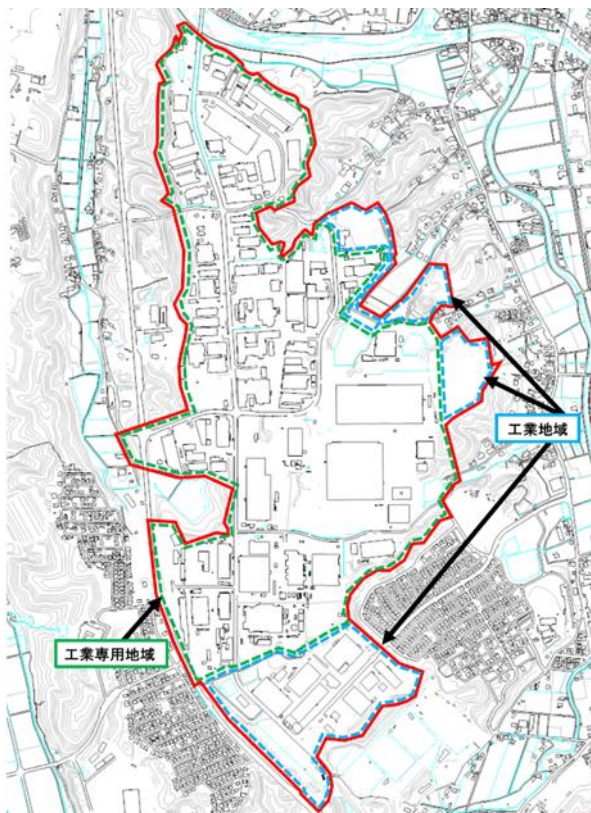
区域区分の定めのない区域（工業専用地域・工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

第二次可児市都市計画マスタープランにおいて、可児工業団地は、工業拠点として位置付けられ、市の産業活動をけん引する工業の振興を図り、経済的な自立性を高める拠点として操業環境の向上と新規企業の誘致を推進することとされている。

用途地域は、工業専用地域及び工業地域である。

（地図）



【重点促進区域 60：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町徳田字大原

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.9 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は県道南濃関ヶ原線沿いにあり、東海環状自動車道の用地が一部かかっている。名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 10 分の距離に位置している。海津市は、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジの整備を目指している。

現在、約 2.0 ヘクタールの用地で太陽光発電所が操業中である。残る約 3.9 ヘクタールが遊休地（山林（低木））である。

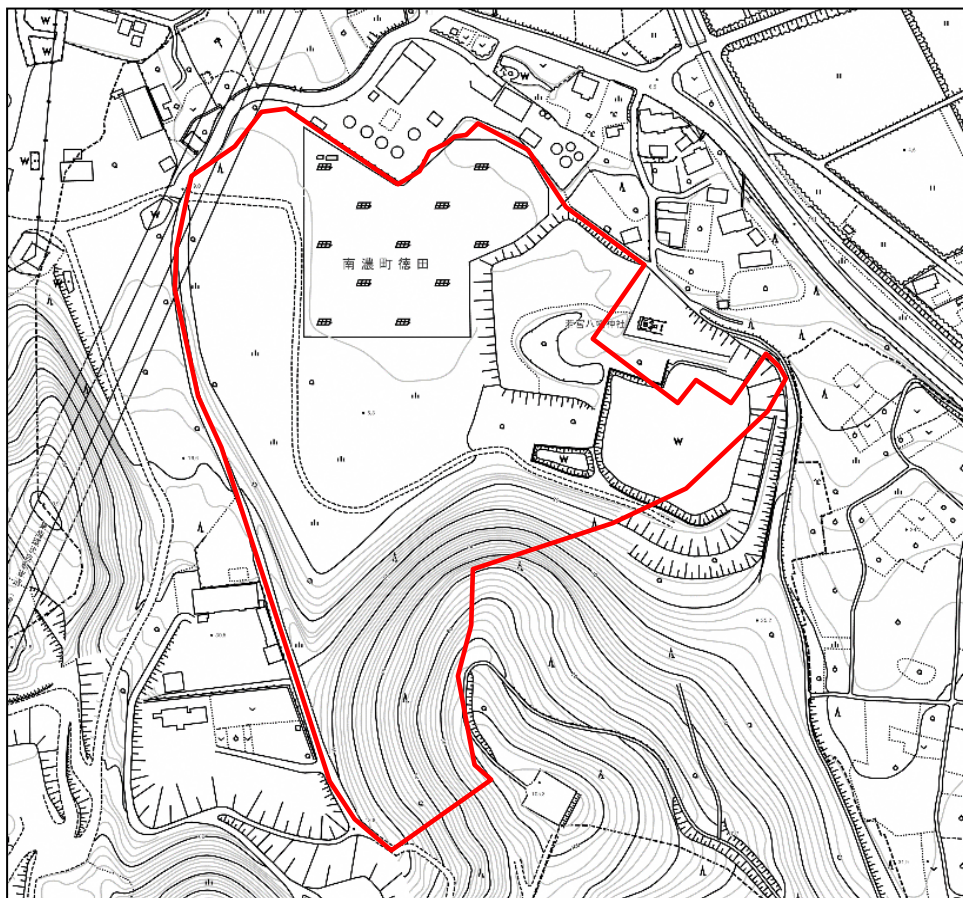
区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランでは都市計画区域に位置付けられている。

また、海津都市計画区域マスタープランでは、（仮称）海津スマートインターチェンジの周辺及び幹線道路沿道において、計画的な土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 61：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町駒野字赤札等の地区、庭田字口庭田等の地区（駒野工業団地）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 10.0 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は国道 258 号沿いにあり、名神高速道路大垣インターチェンジから車で約 20 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 10 分、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから車で約 7 分の距離であり、また、一級河川である津屋川沿いに位置する。

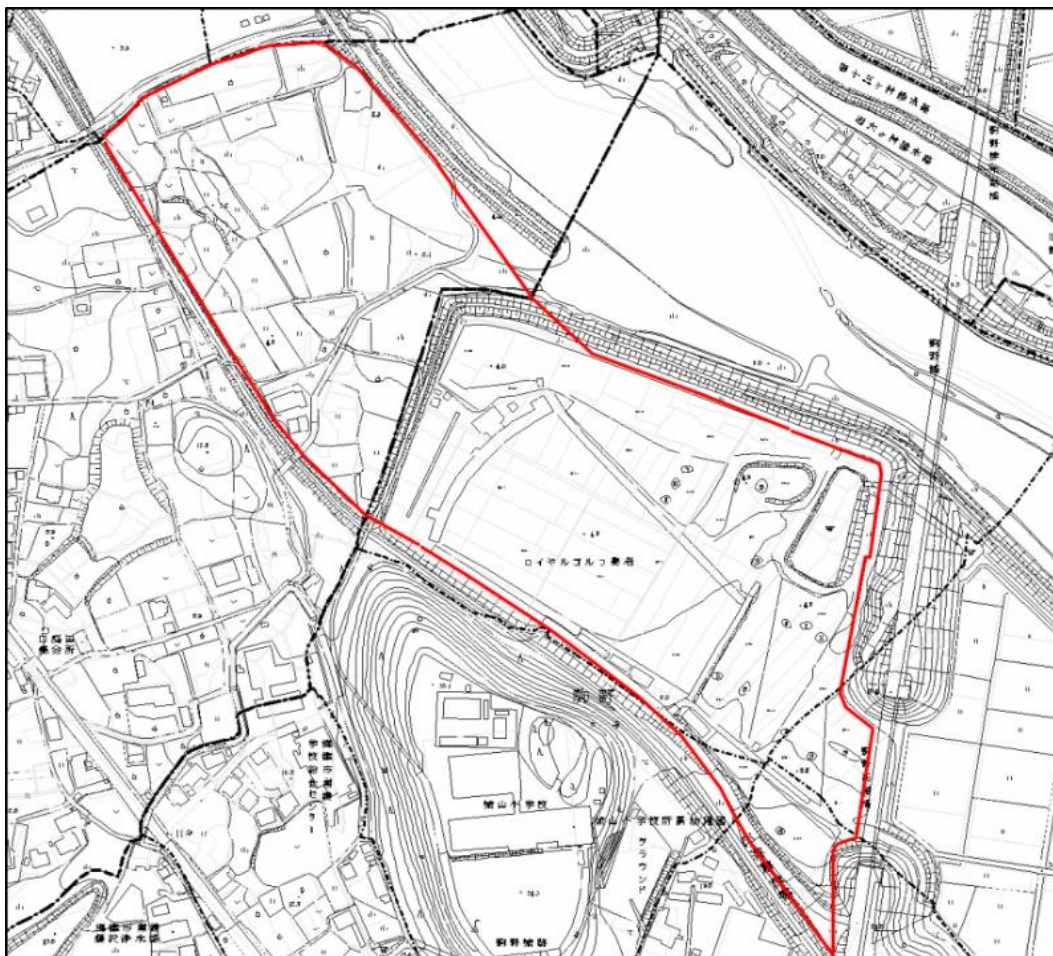
当重点促進区域は、工業団地として整備されており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、海津都市計画区域マスタープランにおいて、工業系土地利用として、魅力ある優良企業の誘致に努め、工業の振興を図るとされている。また、海津市都市計画マスタープランにおいては、産業拠点として位置付けしている。

（地図）



【重点促進区域 62：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町駒野字白樫

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.0 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は県道津島南濃線沿いにあり、海津市は東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジの整備を目指している。名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 23 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 13 分に位置する。

この土地は現状雑種地で、貯水池があるものの、他に大きな構造物等はない。（現況：宅地（工場跡地））

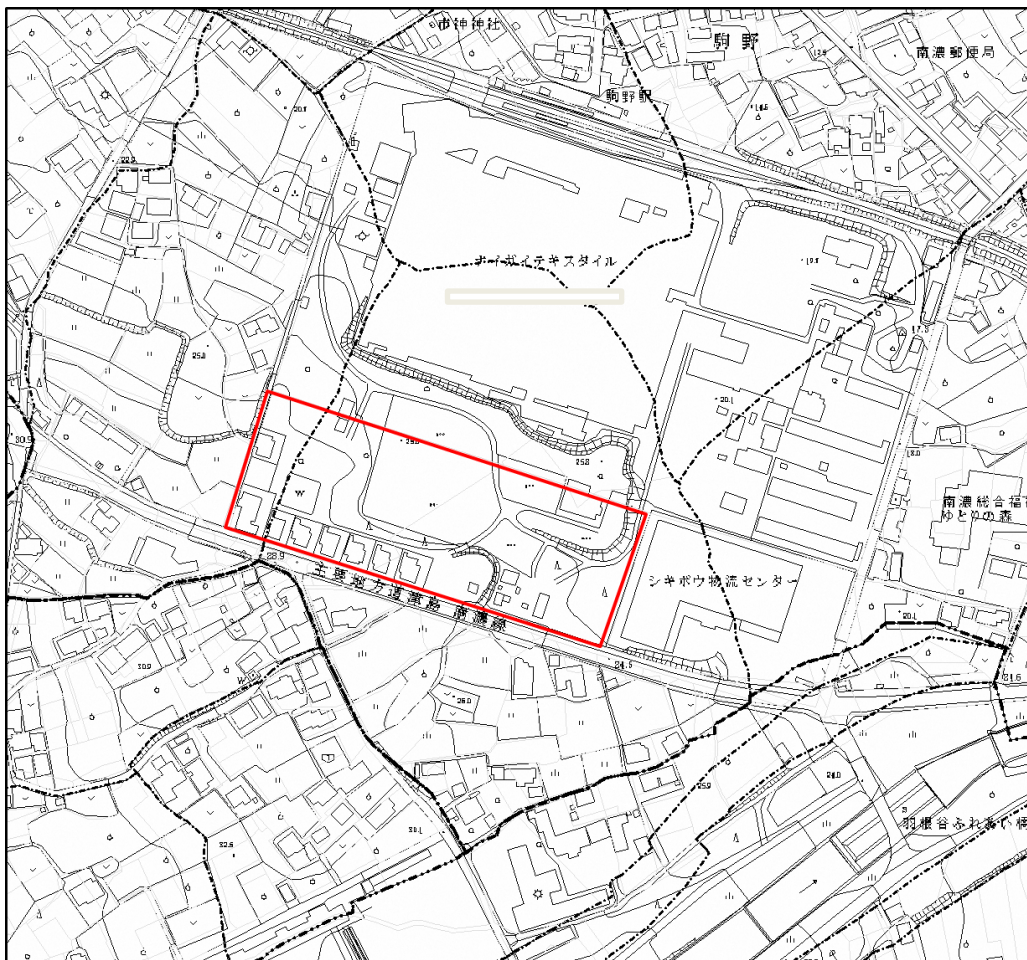
当重点促進区域は、全域が遊休地である。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランにおいて工業用地に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 63：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町上野河戸字山田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 4.1 ヘクタールである。面積は大きい、山の裾あたりに広がる土地で、更地部分は、あまり広くない。

当重点促進区域は国道 258 号沿いである。名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 30 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 16 分のところに位置する。（現況：造成済み雑種地）

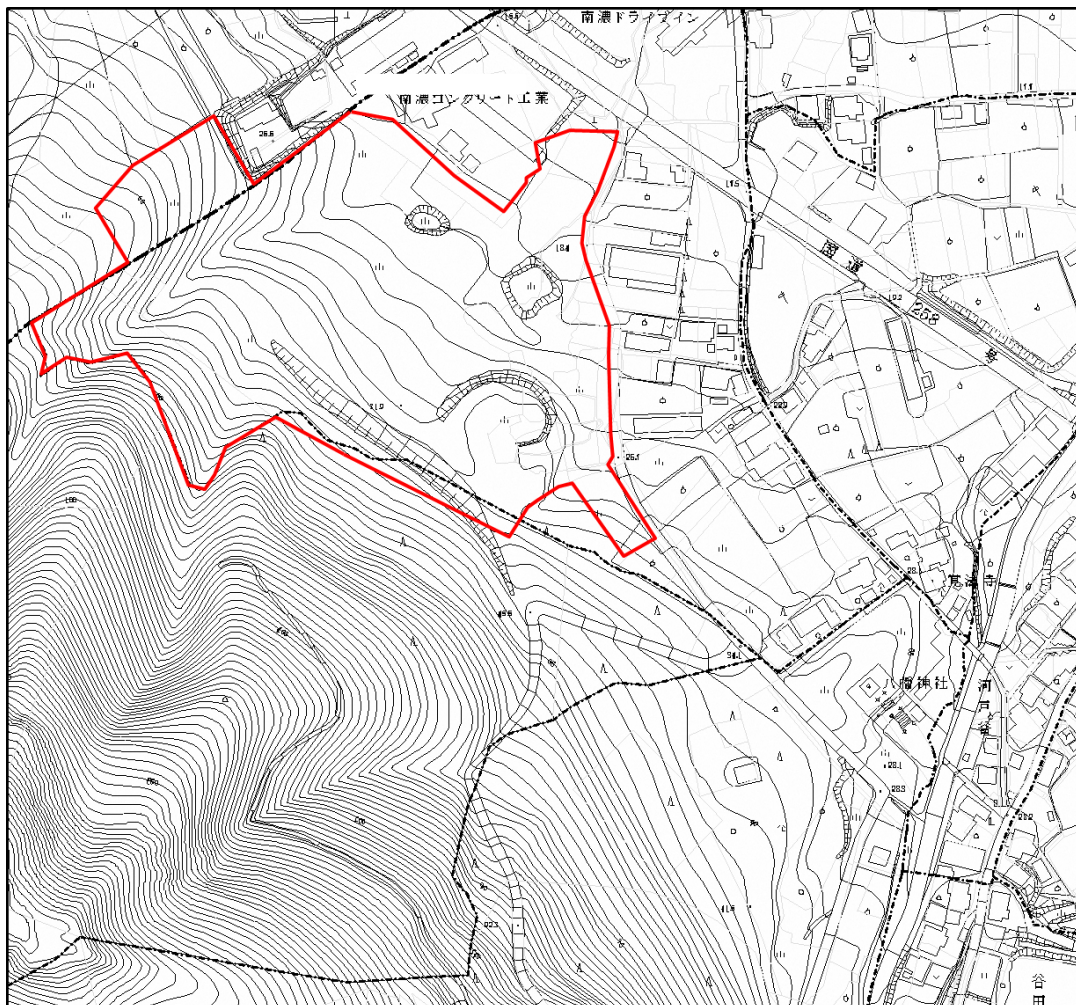
当重点促進区域は、全域が遊休地である。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランにおいて工業用地に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 64：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市平田町幡長字外畑

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.4 ヘクタールである。

当重点促進区域は県道岐阜南濃線沿いと一級河川長良川の右岸堤防沿いにあり、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジからは車で約 10 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 20 分のところに位置する。

現在、約半分がストックヤードとして利用されているが、構造物、建築物等はない。残る半分は遊休地である。（現況：造成済み雑種地）

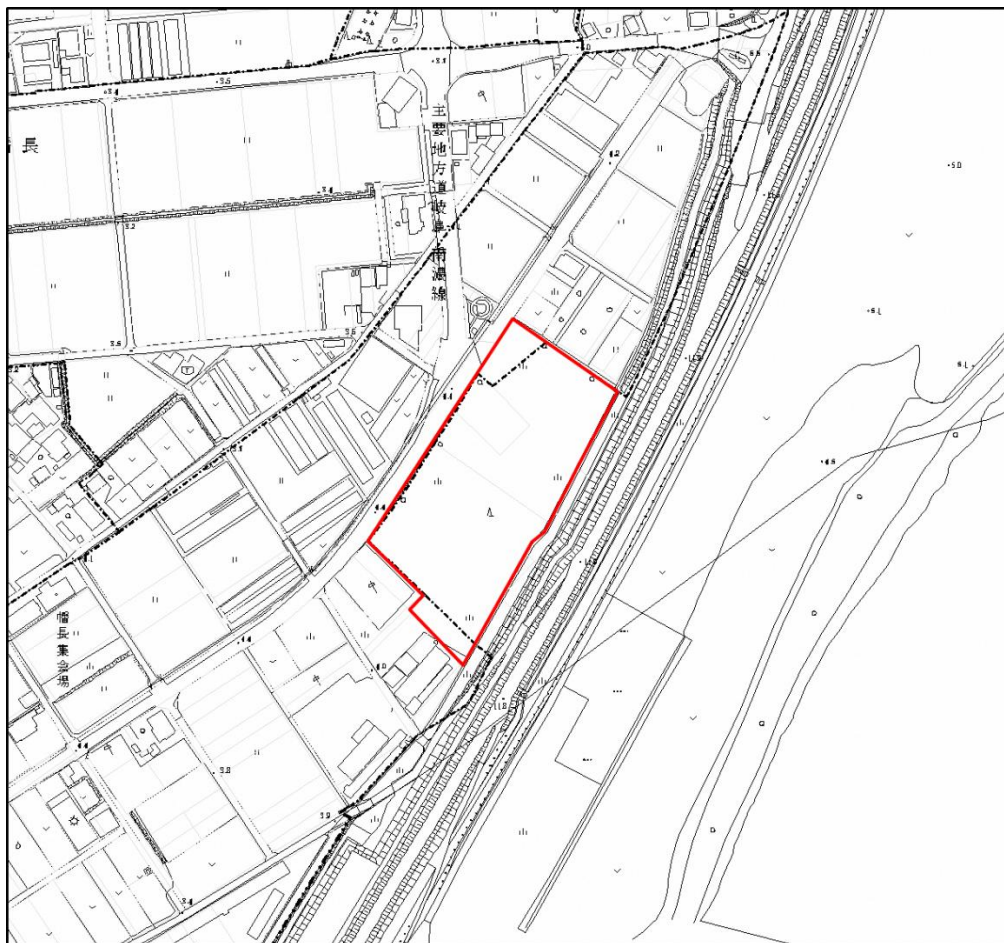
区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランでは都市計画区域に位置付けられている。

また、海津都市計画区域マスタープランでは、小規模な工業系施設は営農環境との調整を図りつつ、幹線道路沿線での立地を許容するものとしている。

（地図）



【重点促進区域 65：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町平原字高須田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.1 ヘクタールである。

当重点促進区域は県道岐阜南濃線の付近にあり、名神高速道路羽島インターチェンジからは車で約 22 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは車で約 20 分のところに位置する。隣接会社のストックヤードとして約 0.7 ヘクタールの土地が使用されているが、今後同社が工場拡張用地として使用する計画を持っている。

当重点促進区域に遊休地はない。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランにおいて工業用地に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 66：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町津屋字大堀

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.0 ヘクタールである。

当重点促進区域は県道南濃関ヶ原線沿いにあり、名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 20 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 10 分の距離に位置する。海津市は、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジの整備を目指している。

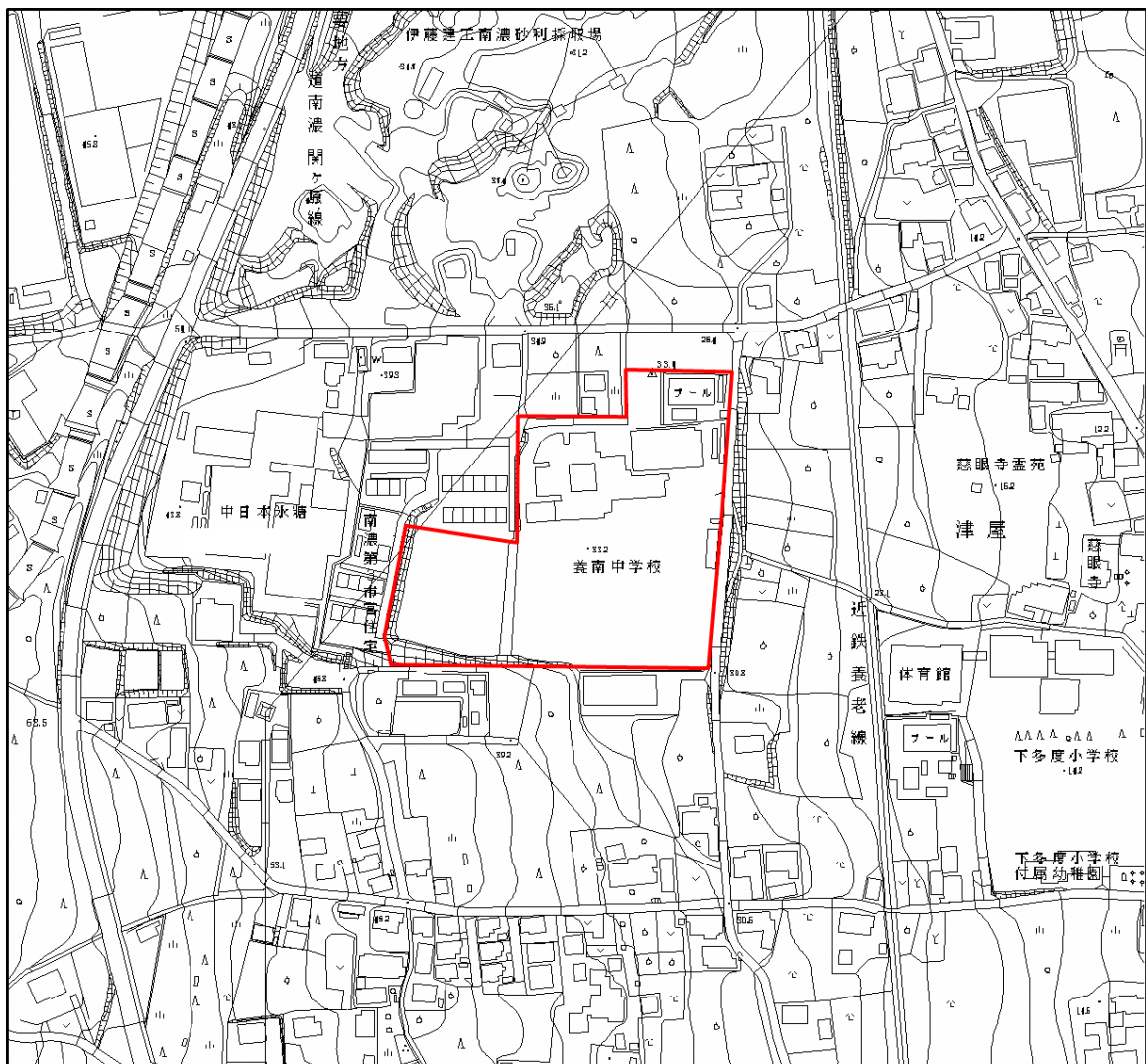
土地は、養南中学校の敷地であったが、廃校になったため、およそ半分を近接企業が取得し、残る半分が遊休地となっている。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランにおいて工業用地に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 67：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町平原字貫川

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 0.5 ヘクタールである。

当重点促進区域は県道岐阜南濃線沿いにあり、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 22 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは車で約 20 分のところに位置する。

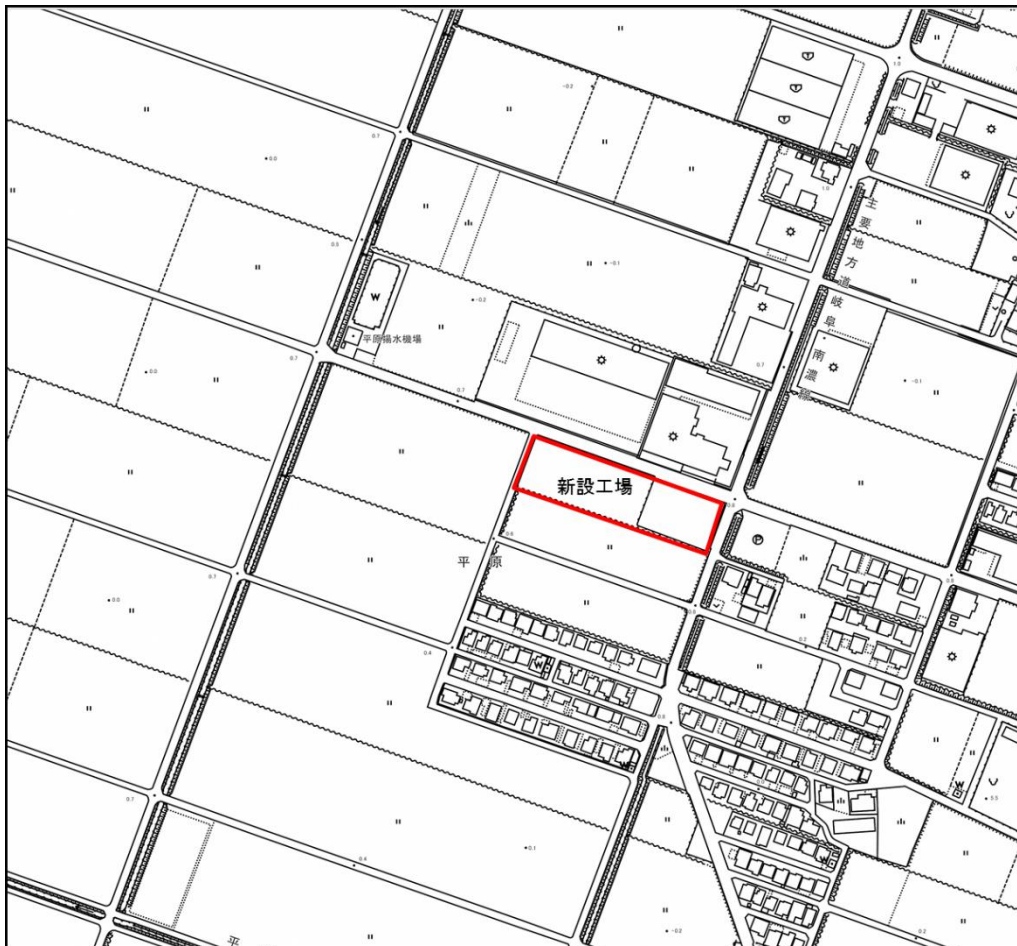
当重点促進区域は新設工場及び駐車場として整備済で遊休地はない。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランにおいて工業用地に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 68：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市平田町土倉字江東

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 5.9 ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 20 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは車で約 15 分のところに位置する。

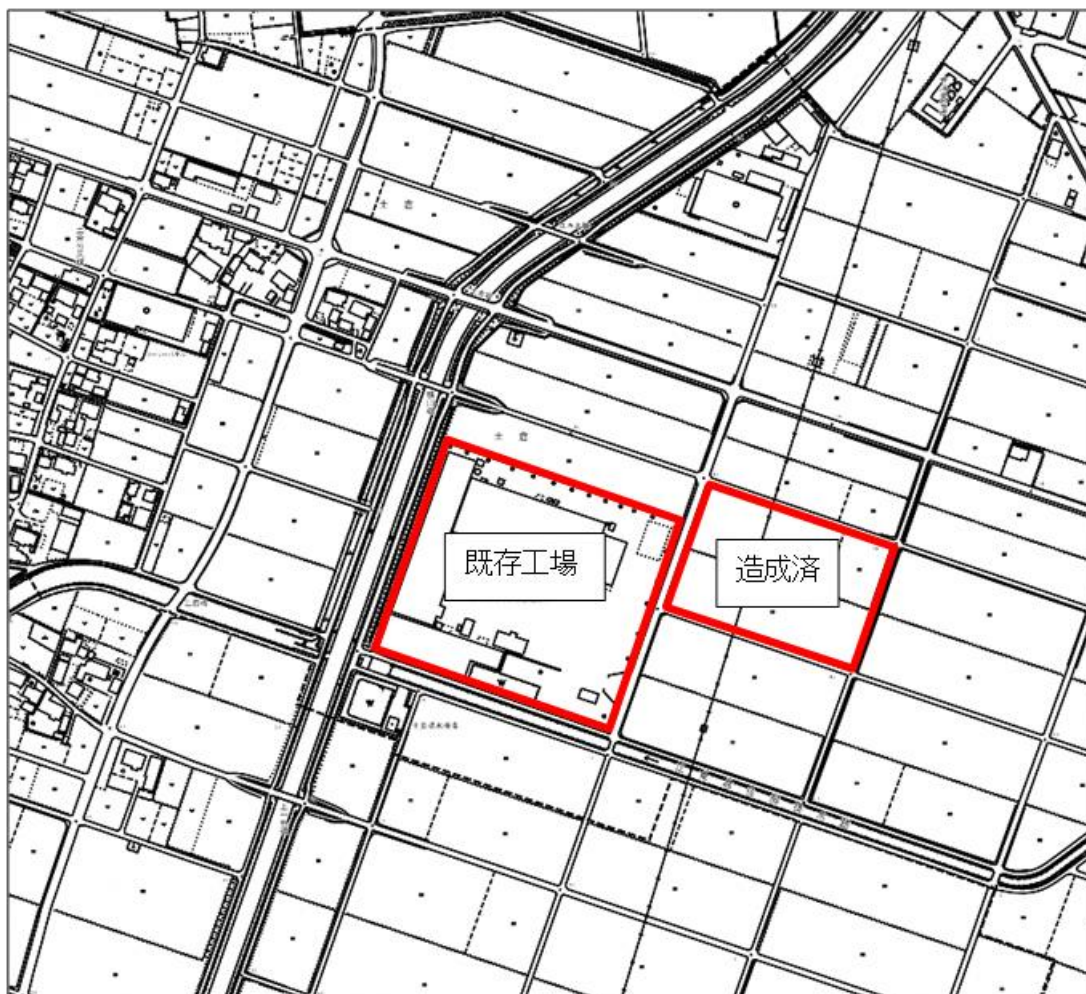
既存工場の隣接地に未利用地があり、当該工場の拡張及び本社移転用地として使用する計画がある。

区域区分は都市計画区域内（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランにおいて工業用地に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 69：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町吉田字村合

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 0.9 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 23 分、東名阪自動車道桑名東インターチェンジからは車で約 15 分のところに位置する。

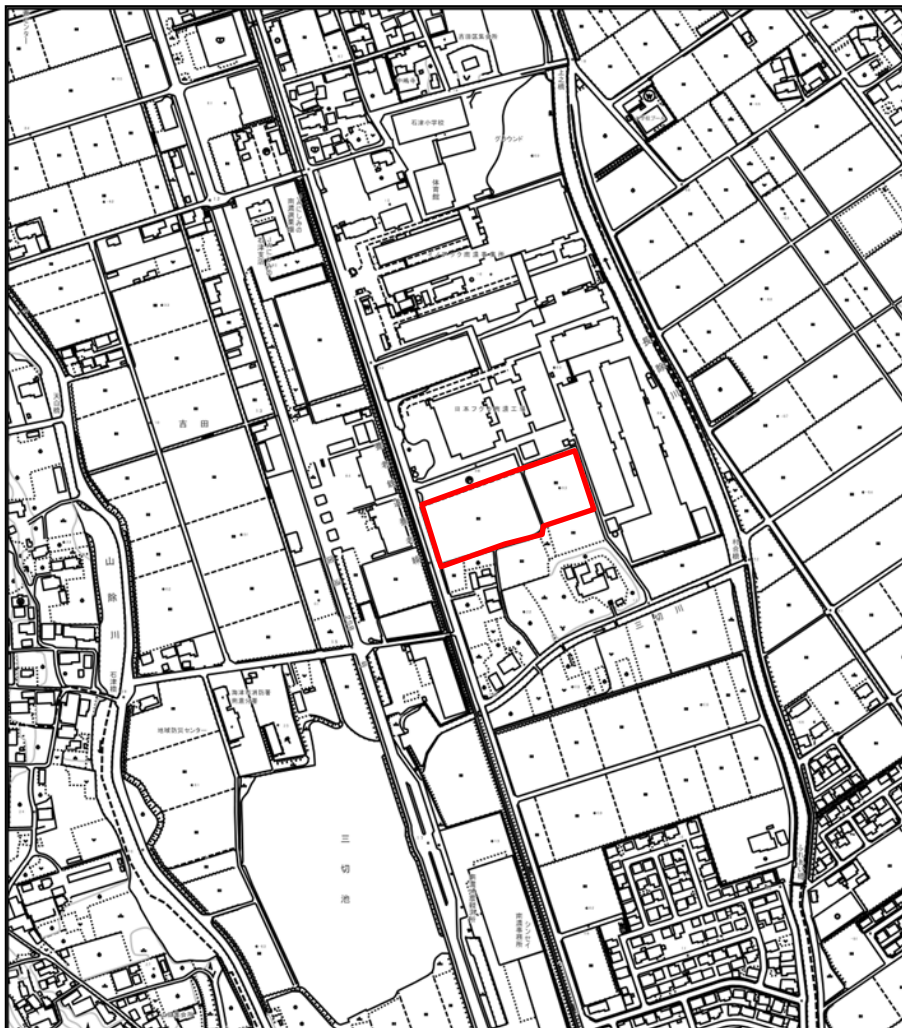
既存工場の隣接地に未利用地があり、当該工場の拡張用地として使用する計画がある。

区域区分は都市計画区域内（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランにおいて工業用地に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 70：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町松木字村前

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.7 ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 15 分、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 20 分の距離で、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 15 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立吉里小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となったため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

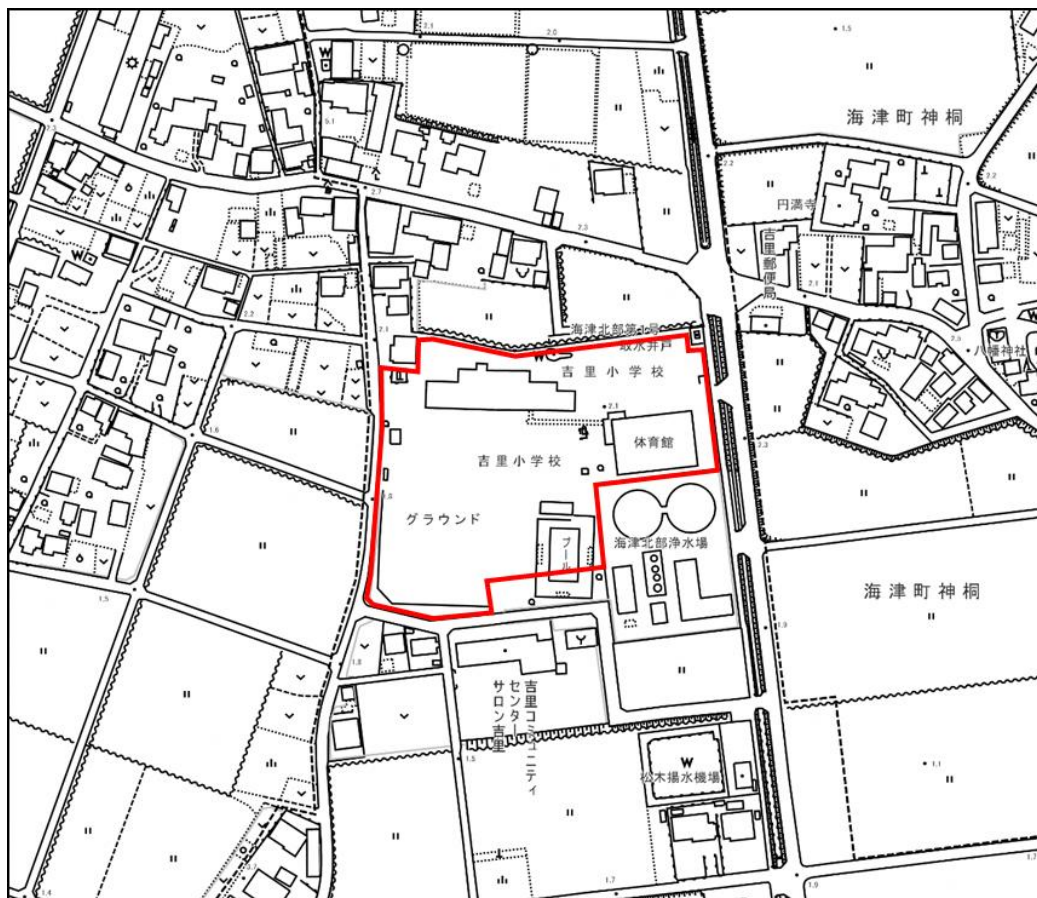
区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランでは都市計画区域に位置付けられている。

また、海津都市計画区域マスタープランでは、小規模な工業系施設は営農環境との調整を図りつつ、幹線道路沿線での立地を許容するものとしている。

（地図）



【重点促進区域 71：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町駒ヶ江字川田、海津市海津町駒ヶ江字東引田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.6 ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 15 分、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 25 分の距離で、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 20 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立東江小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となったため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

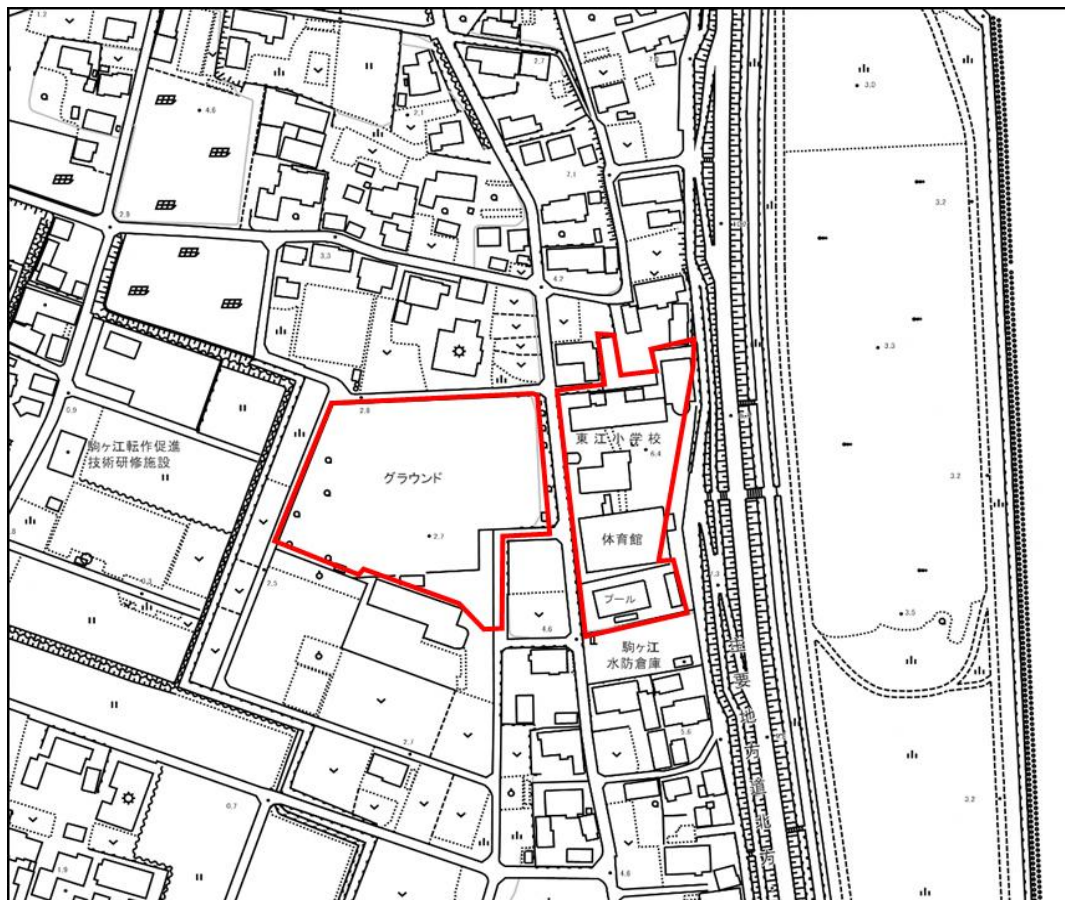
区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランでは都市計画区域に位置付けられている。

また、海津都市計画区域マスタープランでは、小規模な工業系施設は営農環境との調整を図りつつ、幹線道路沿線での立地を許容するものとしている。

（地図）



【重点促進区域 72：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町古中島字上村

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.1 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 15 分、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 30 分の距離で、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 25 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立大江小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となったため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

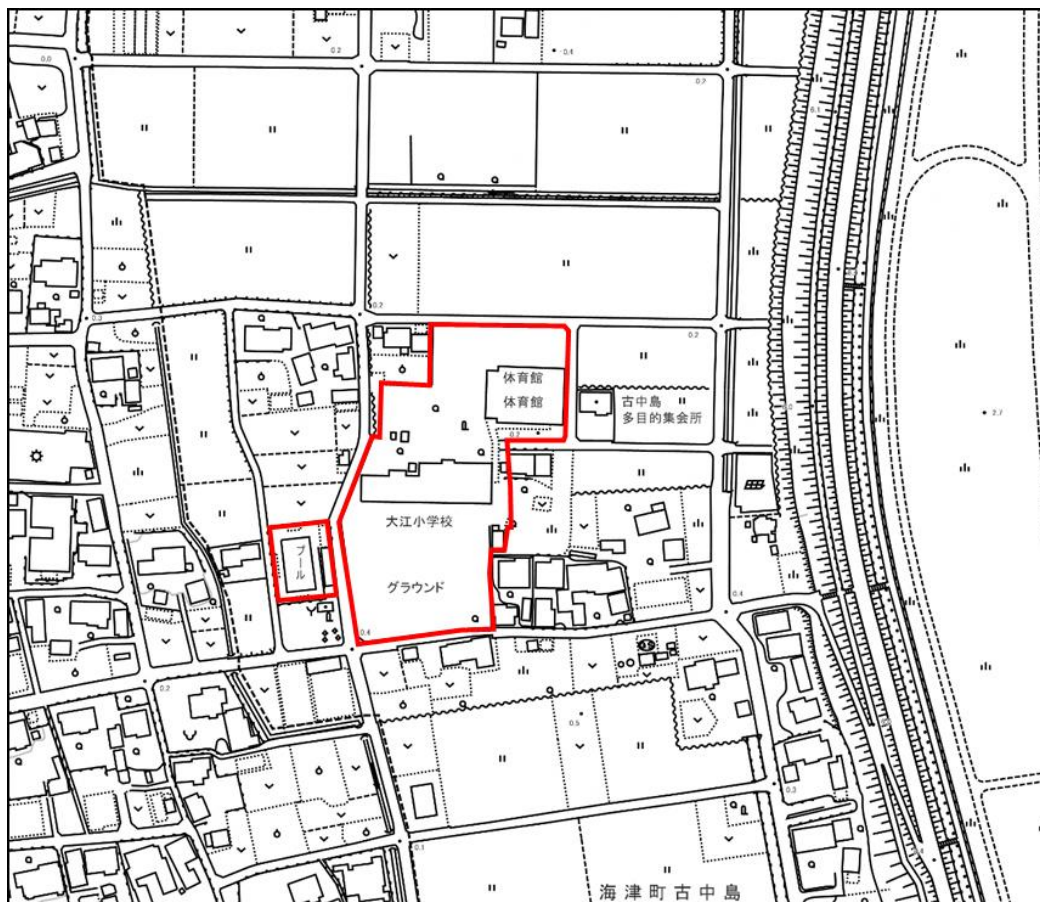
区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランでは都市計画区域に位置付けられている。

また、海津都市計画区域マスタープランでは、小規模な工業系施設は営農環境との調整を図りつつ、幹線道路沿線での立地を許容するものとしている。

（地図）



【重点促進区域 73：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町安田字村中、海津市海津町安田新田字大代

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.4 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 15 分、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 25 分の距離で、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 20 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立西江小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となったため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

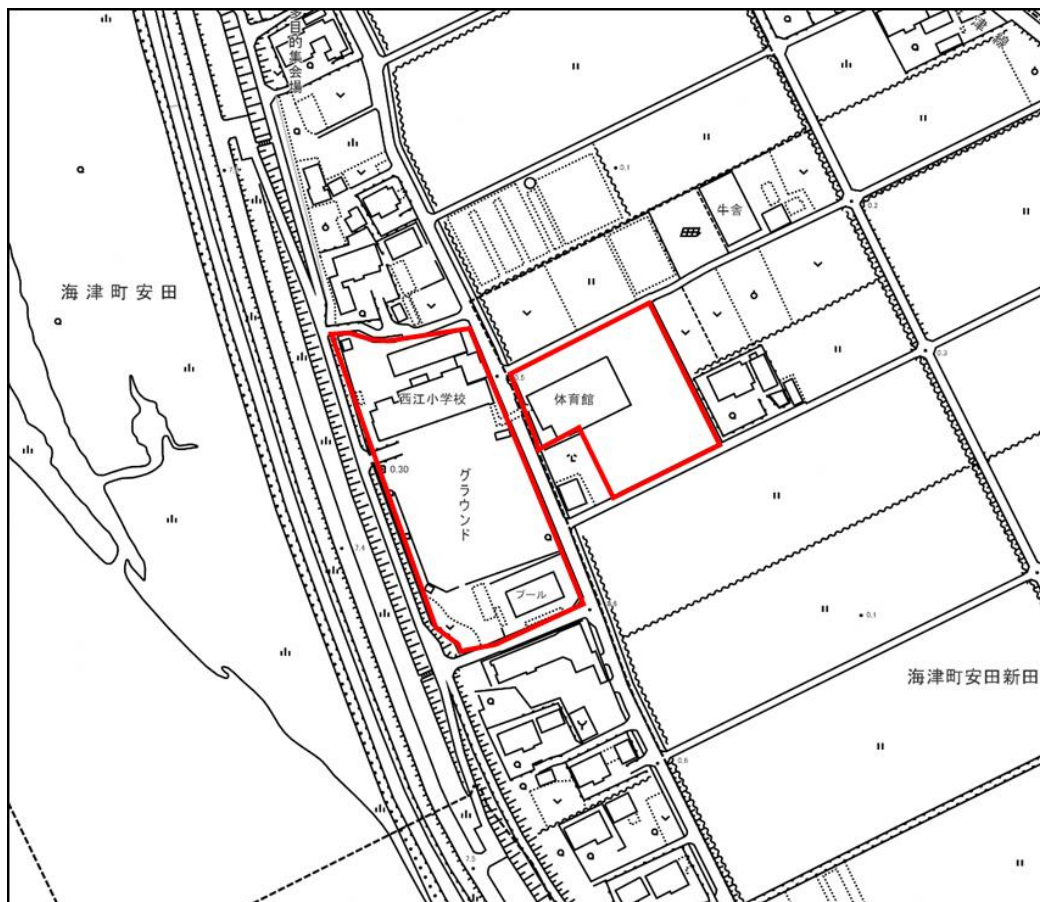
区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランでは都市計画区域に位置付けられている。

また、海津都市計画区域マスタープランでは、小規模な工業系施設は営農環境との調整を図りつつ、幹線道路沿線での立地を許容するものとしている。

（地図）



【重点促進区域 74：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町太田字出口、海津市南濃町吉田字一切

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.0 ヘクタールである。

当重点促進区域は国道 258 号沿いにあり、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 15 分、名神高速道路大垣インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 20 分の距離で、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 15 分の距離に位置する。

当区域は現況、農地で遊休地はないが、今後、用地を取得のうえ工場を新設する計画がある。

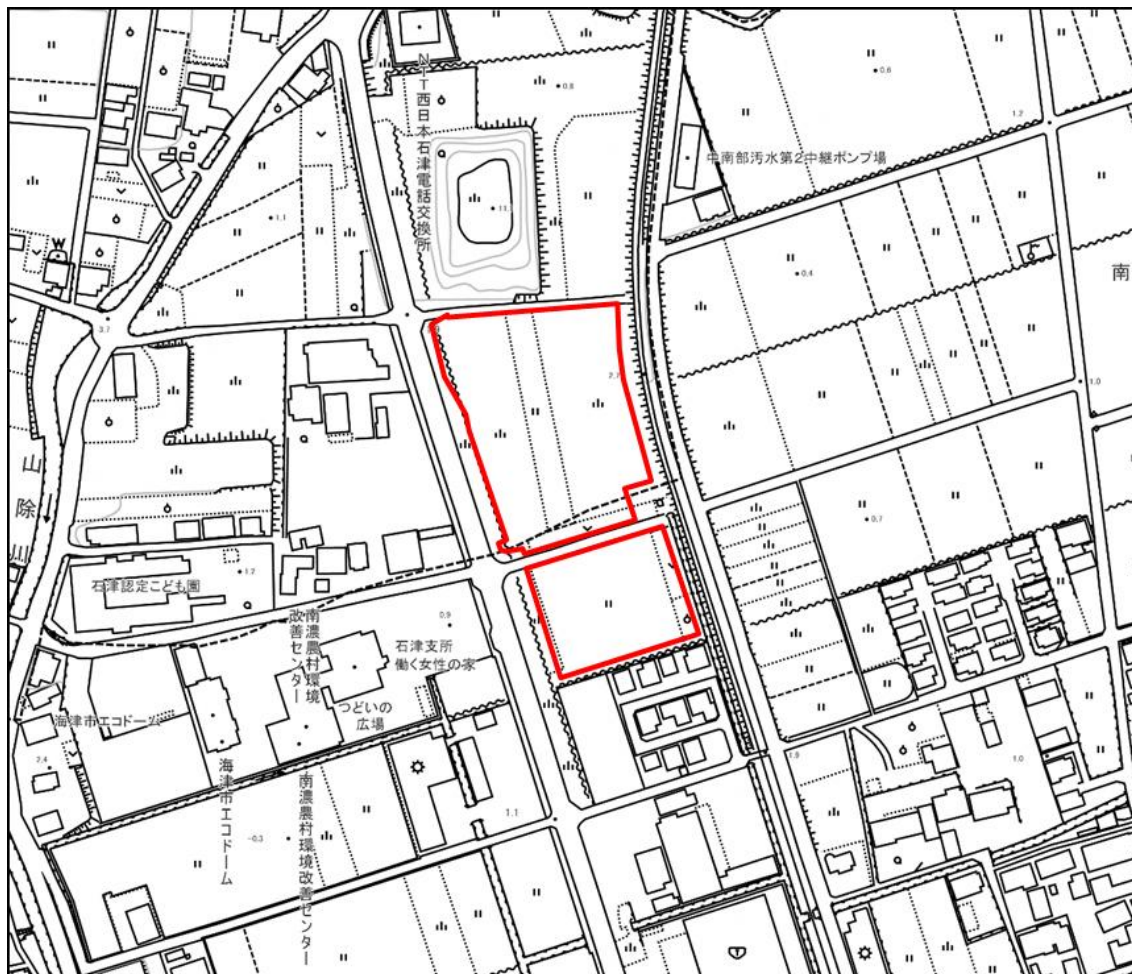
区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域外の農地である。

（関連計画における記載等）

海津市都市計画マスタープランでは都市計画区域に位置付けられている。

また、海津都市計画区域マスタープランでは、小規模な工業系施設は営農環境との調整を図りつつ、幹線道路沿線での立地を許容するものとしている。

（地図）



【重点促進区域 75：地図上の位置（下図のとおり）】

垂井町栗原字大正、垂井町栗原字令和

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 19.1 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 12 分、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジからは車で約 7 分の距離に位置する。

当重点促進区域は、約 15.2 ヘクタールの既存工場敷地及び約 3.9 ヘクタールの造成予定地からなっており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内ではあるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

造成予定地については、令和元年 6 月 27 日付けで農振農用地からの除外、及び令和元年 11 月 29 日付けで農地転用の許可が下りており、また、大垣都市計画地区計画において土地利用の方針として、既存工業団地に隣接し、交通アクセスも良い地区であることから、建築物の用途の制限を行いながら、緩衝帯などを設け周辺環境に配慮した一体的、適正な工業団地としての土地利用を図るものとしている。

垂井町都市計画マスタープランでは、利便性の向上を図り、新たな企業を積極的に誘致することにより、雇用の場を確保し、人口の転出抑制や転入促進を図る、工業集積ゾーンに位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 76：地図上の位置（下図のとおり）】

垂井町府中宇岡田、市之尾宇離山、市之尾宇山之腰、市之尾宇米野（垂井町府中離山工業団地）

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 6.7 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジからは車で約 12 分、名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 11 分の距離に位置する。

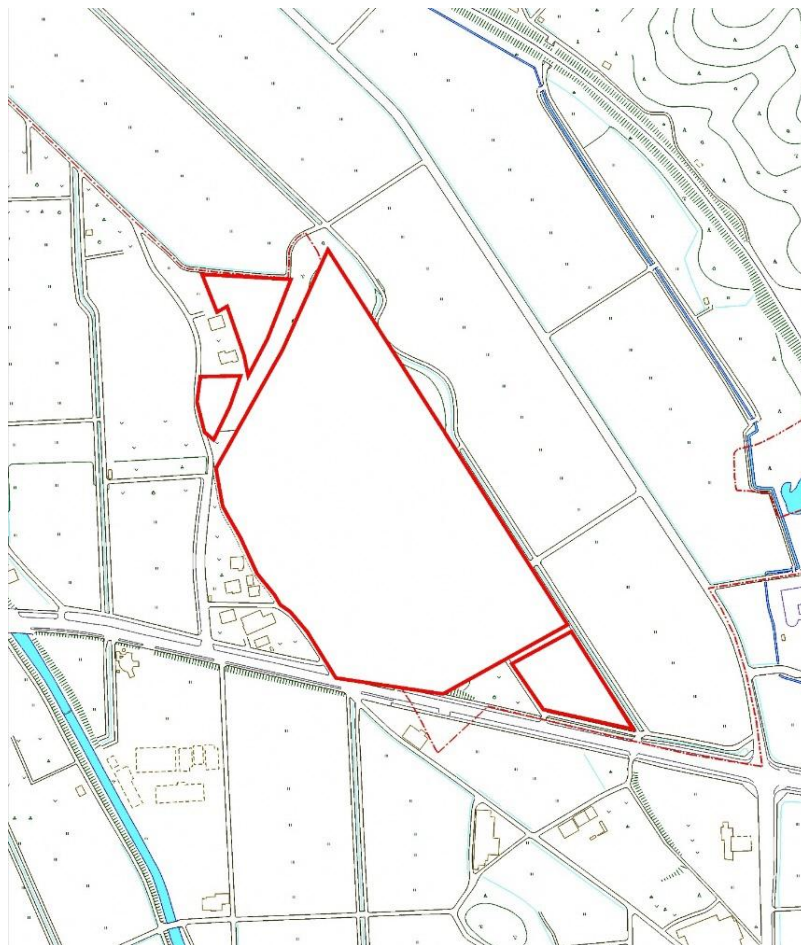
当重点促進区域には、既に企業の進出が決定しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域（造成済み宅地）であり、農業振興地域内ではあるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：大垣都市計画地区計画において土地利用の方針として、交通アクセスも良い地区であることから、建築物の用途制限を行いながら、緩衝帯などを設け周辺環境に配慮した良好な工業団地としての土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 77：地図上の位置（下図のとおり）】

垂井町梅谷字流、梅谷字広田、敷原字沖之田（垂井町梅谷地区工場用地）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 10.7 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 13 分（約 7.8 km）のところに位置している。また、県道 53 号に隣接している。

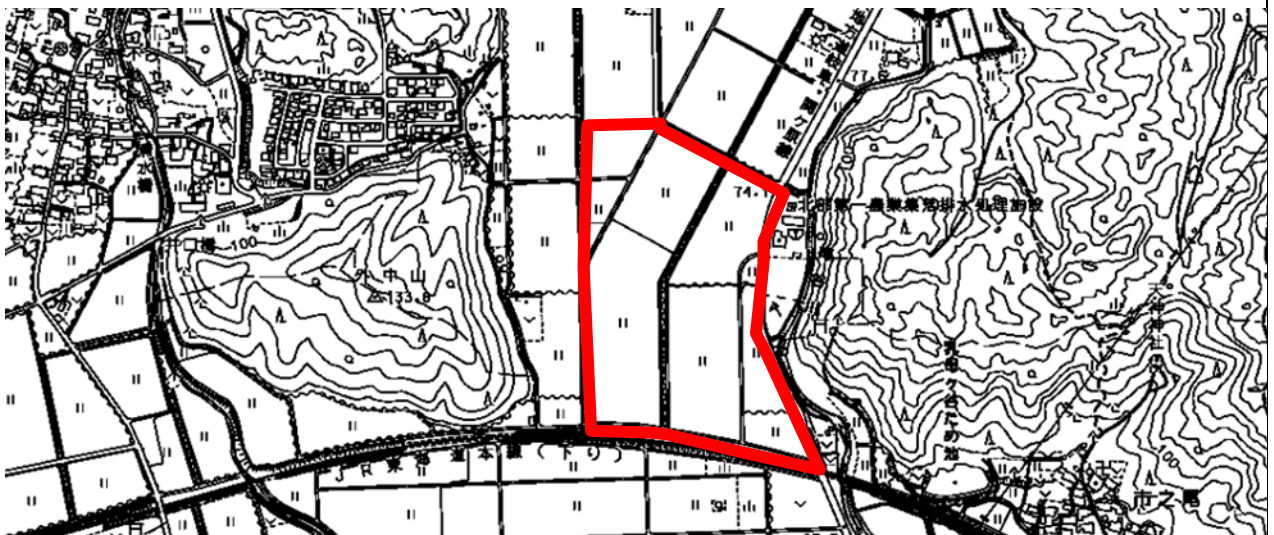
当重点促進区域は都市計画区域外であるが、農業振興地域であり、9.4 ヘクタールの第一種農地を含んでいる。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、都市計画区域外となるが「垂井町都市計画マスタープラン」の記載において、隣接する主要地方道岐阜関ヶ原線を他都市と連携する「都市間軸」の道路として位置づけており、沿道に企業や商業施設などの立地を誘導していく方針としている。

また、本計画における重点促進区域は、工場立地の特例対象区域とするため、上記した大字及び字の区域とする。なお、環境保全上重要な地域は含まれない。また、農用地区域及び市街化調整区域を重点促進区域に含む場合、個別法により土地利用の調整を行う。

（地図）



【重点促進区域 78：地図上の位置（下図のとおり）】

揖斐川町極楽寺字持ヶ淵、極楽寺字松原、極楽寺字村前、三輪字下不動川

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 3.5 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は北に城台山、南に揖斐川が流れ、その間の平野部に位置している。また国道 303 号沿いには県の現地機関をはじめ、多くの行政機関が集まっており、町の中心部となっている。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

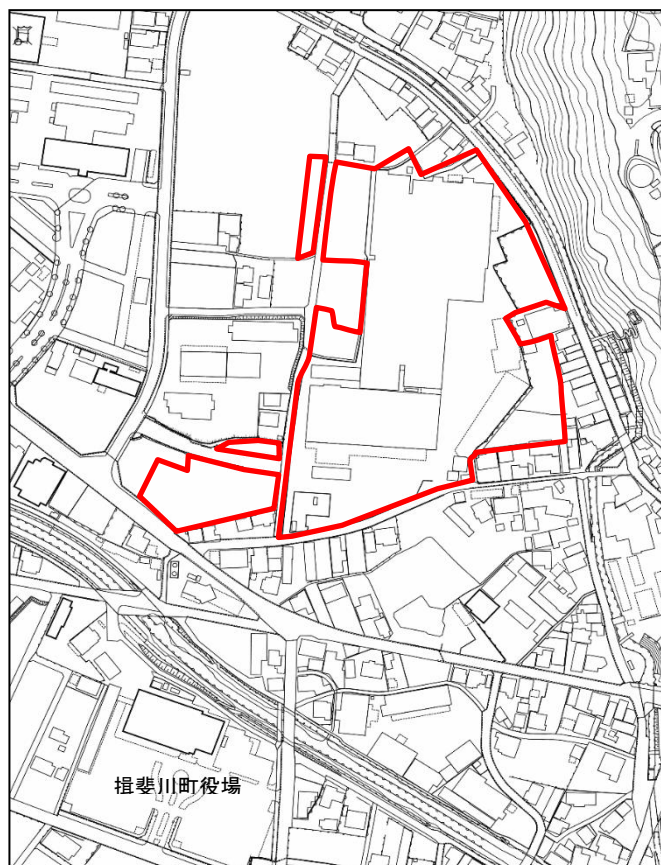
区域区分は都市計画区域（準工業地域、準住居地域、近隣商業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

揖斐川町都市計画マスタープランにおいて、大規模工場が立地する地区については、新たな工業用地の整備を進め、工場等の集約を図る地域として工業系用途地域の指定を検討し、周辺環境に配慮した操業環境の創出を目指すとしている。

また、揖斐都市計画区域マスタープランでは、地域毎の市街地像と整合性を図りつつ、交通利便性の高いインターチェンジ周辺や鉄道駅周辺、幹線道路沿道等、特定の区域での開発を許容するものとしている。

（地図）



【重点促進区域 79：地図上の位置（下図のとおり）】

揖斐川町市場字御富所、市場字下川原、市場字樋ノ河原、黒田字村西、黒田字村前、黒田字岩井社

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 8.7 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は、北に揖斐川、南に粕川が流れ、その間の平野部に位置している。

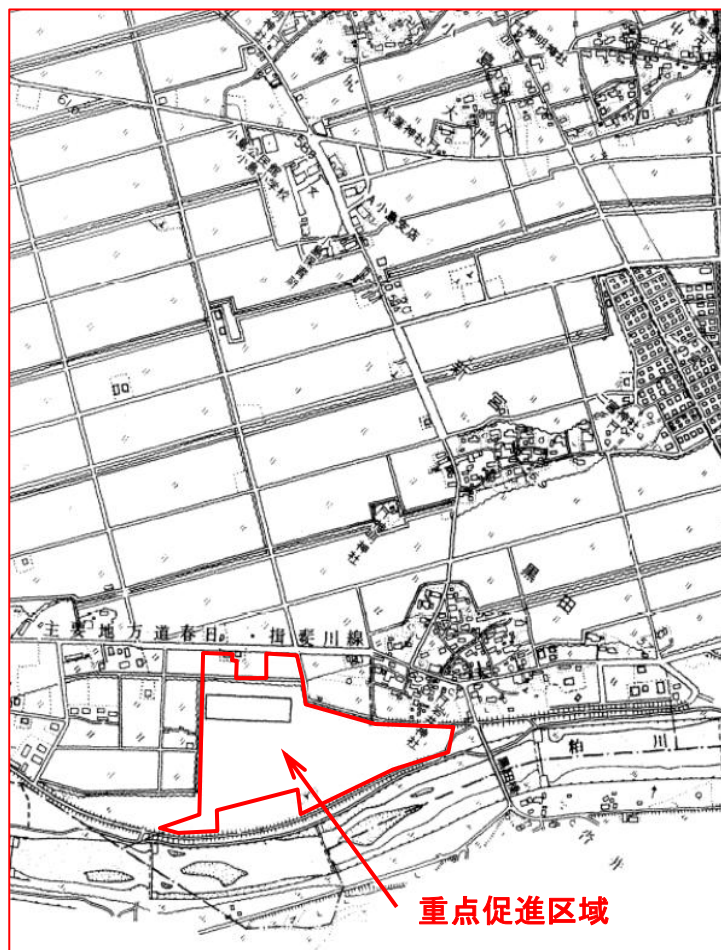
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、揖斐川町都市計画マスタープランにおいて、工業系のエリアに位置付けられており、工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 80：地図上の位置（下図のとおり）】

北方町高屋石末3丁目・北方町柱本池之頭3丁目・柱本池之頭2丁目

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は10ヘクタール程度である。

当重点促進区域は都市計画において市街化調整区域とされている。地域再生計画（農商工連携による雇用の創出と緑あふれる健康まちづくり）において、市街化調整区域を主な事業実施区域として、地の利を生かし、北方町の新たな成長力のある産業の場を創出することより地域経済活性化及び雇用の創出を図るエリアとして設定されている。

当重点促進区域は、2区画とも既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は農業振興地域であるが、農地はない。都市計画において、工業系市街地の開発型の土地利用を図るものとされている。

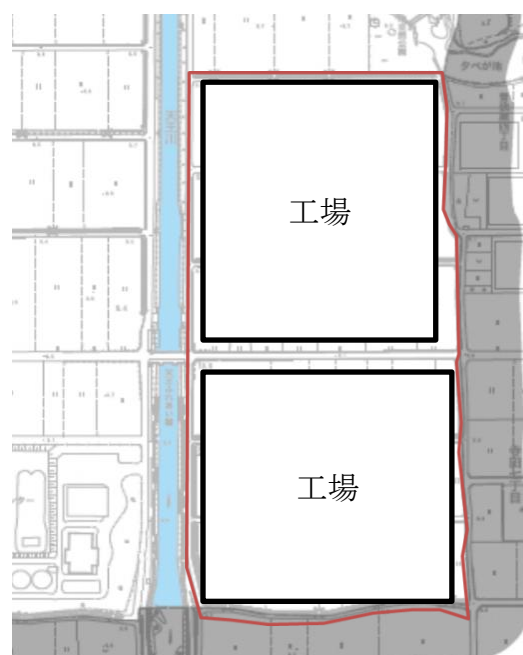
（関連計画における記載等）

都市計画における記載：岐阜都市計画地区計画において土地利用の方針として、県の「市街化調整区域内地区計画策定に関する指針」に基づく基本方針を基本として、工業系市街地開発型の土地利用を図り、地域経済活性化に寄与する製造業の企業の誘導により、新たな産業拠点の形成を図るものとしている。

北方町都市計画における記載：本区域は北方町都市計画マスタープランにおいて、「市街化調整区域を土地利用の検討ゾーン」として位置付け土地利用の有効な活用を図り、心あふれるまちづくりを推進する地域として、工業系市街地開発型の土地利用を図るものとされている。

岐阜都市計画地区計画における記載：本地域は、工業系市街地開発型の土地利用を図るものとするとしている。

（地図）



【重点促進区域 81：地図上の位置（下図のとおり）】

北方町北方、柱本

（概況及び公共施設等の整備状況）

おおむねの面積は 15 ヘクタール程度である。

東海環状自動車道大野神戸インターチェンジからは車で約 15 分のところに位置する。

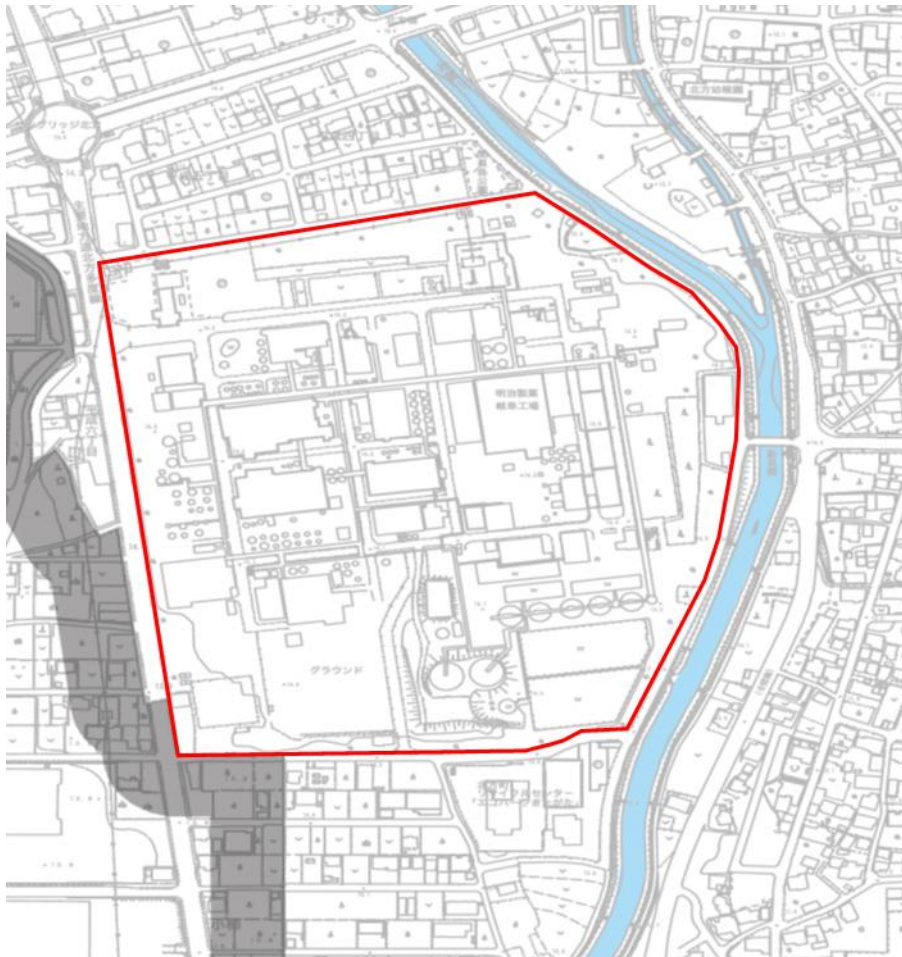
当重点促進区域は、すでに企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

北方町都市計画マスタープランでは工業地区に位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 82：地図上の位置（下図のとおり）】

坂祝町酒倉字北高見

（概況及び公共施設等の整備状況）

当重点促進区域に指定する坂祝町酒倉字北高見地区は約 12,597 m²の面積があり、国道 21 号に面した区域である。近くを木曽川が流れ、木曽川に沿って国道 21 号と J R 高山本線が東西を走っている。東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジまで 6 km 以内、国道 21 号坂祝バイパスの勝山インターチェンジまで 4 km 以内、J R 高山本線坂祝駅まで半径 1 km 以内と交通の便が良く、とくに愛知方面等へのアクセスに優れた地域となっているため重点促進区域として設定する。

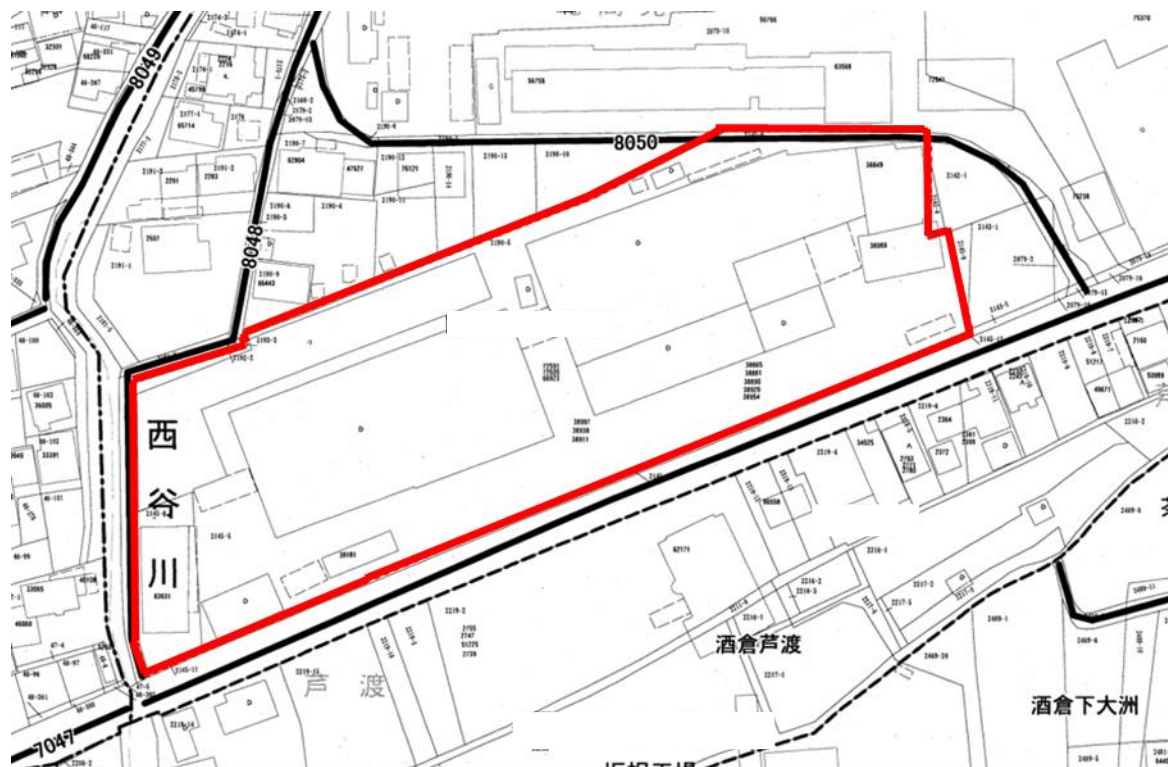
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

美濃加茂都市計画マスタープラン（令和 2 年 11 月 13 日変更）において、既存工業地区として位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 83：地図上の位置（下図のとおり）】

坂祝町酒倉字西稲葉地区及び新木林地区、北高見地区

（概況及び公共施設等の整備状況）

当重点促進区域に指定する坂祝町酒倉字西稲葉地区及び新木林地区、北高見地区は約 147,794 m²の面積があり、国道 21 号に面した区域である。近くを木曽川が流れ、木曽川に沿って国道 21 号と J R 高山本線が東西を走っている。東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジまで 6 k m 以内、国道 21 号坂祝バイパスの勝山インターチェンジまで 4 k m 以内、J R 高山本線坂祝駅まで半径 1 k m 以内と交通の便が良く、とくに愛知方面等へのアクセスに優れた地域となっているため重点促進区域として設定する。

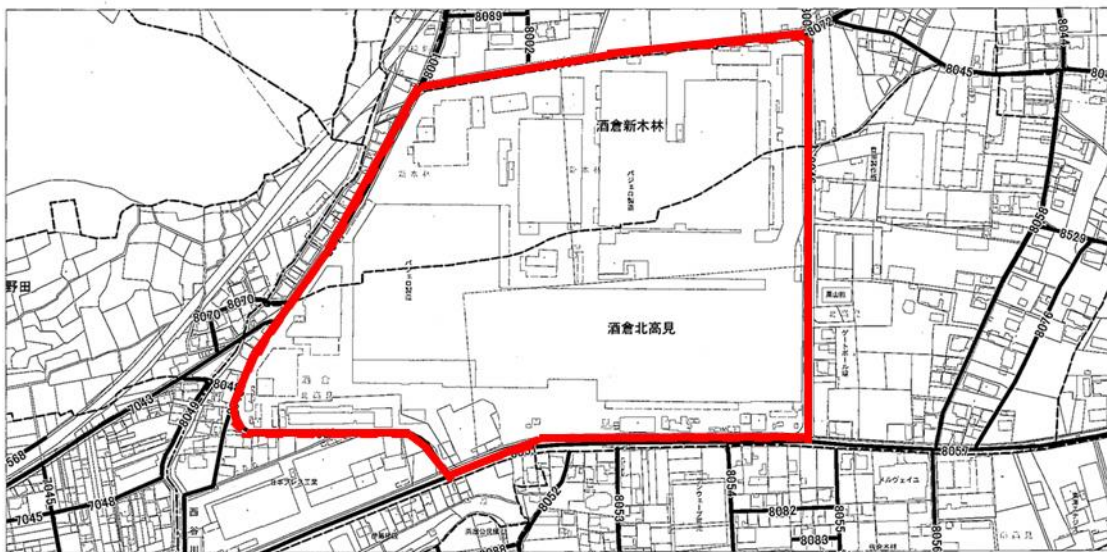
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

美濃加茂都市計画マスタープラン（令和 2 年 11 月 13 日変更）において、既存工業地区として位置付けられている。

（地図）



【重点促進区域 84：地図上の位置（下図のとおり）】

御嵩町御嵩字平芝、南山、平芝山、西米山（平芝工業団地）

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 94 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は、北側に国道 21 号があり、中央自動車道土岐インターチェンジからは車で約 10 分、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジからも約 10 分の距離に位置している。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

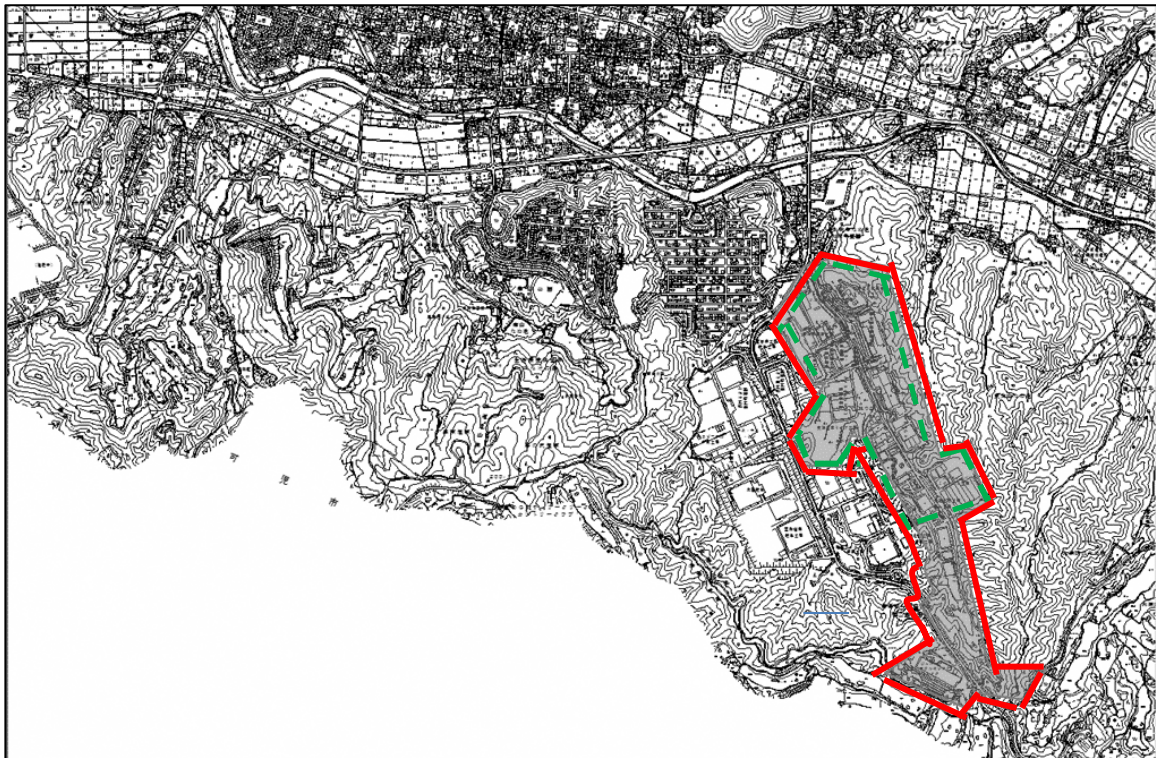
区域区分は都市計画区域（工業専用地域・無指定）であり、農業振興地域ではなく、農地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、御嵩町都市計画マスタープランにおいて、産業拠点に位置付けられており、既存の事業所の拡張や新規立地に合わせて、敷地の拡大や新たな工業団地の用地の確保を検討することとされている。

都市計画区域（工業専用地域※特定地域Ⅳ）であり、農業振興地域ではない。

（地図）



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1：柳津地域ものづくり産業等集積地】

国道 21 号藪田南 5 交差点から約 2 km、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 8 km の距離にあり、交通インフラも充実している。また、接する道路も国道 21 号、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジにつながる幹線道路である県道 157 号鶉羽島線（片側 2 車線）に接している。

このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 2：三輪地域ものづくり産業等集積地】

東海環状自動車道岐阜三輪スマートインターチェンジから約 1 km と交通インフラが充実している。

また、本市には、未分譲地、宅地化された遊休地等、地域経済牽引事業の実施のためにふさわしい特性（土地の広がり・規模、広域道路網へのアクセス性や近接性、交通ネットワーク、既存住宅地との距離等）を有したまとまった未利用地はない。

このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、やむを得ず、農用地区域内ではあるが、重点促進区域に設定することとする。

このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 3：大垣市鉄工工業団地周辺】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.5 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

大垣市は、市街化調整区域のほぼ全域が農業振興地域であり、また、国営事業である西濃用水第二期工事（平成 26 年度完了）の受益地となっていることから、平成 21 年 12 月の農地法等の改正以降、市街化調整区域の農地からの工場用地の整備が困難な状況にある。また、市街化区域内においても、まとまった面積の用地はなく、一部のまとまった用地においても、形状が非整形であることや、幹線道路までの幅員が狭いなどの理由により活用できない状況にあり、慢性的な用地不足が発生している。

こうした状況の中、工場立地法の対象企業が、既存用地を有効活用し、工場の増設及び設備投資を積極的に進め、事業の高度化を図るとともに、最先端技術の導入により生産性及び競争力を高めていくことを可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 4：横曽根工業団地】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.5 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、

特例措置を実施することとする。

【重点促進区域５：大垣市笠縫町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 11.3 ヘクタールであり、本区域にはイビデン(株)が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25%を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定する。

なお、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域６：ソフトピアジャパン】

国道 21 号和合インターチェンジから約 1.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 12.5 ヘクタールであり、当該区域には、ソフトピアジャパンセンタービルへの入居企業をはじめ、センタービル周辺には一定数の事業所が立地している。

さらに、当重点促進区域においては、ＩＴ関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度化を担う人材を育成・供給するとともに、新サービス・新商品の創造支援、県内中小企業の実情に即した情報化及び競争力向上の支援、また、県内産業のニーズを踏まえたＩＴ人材の育成を行っている。これらの、拠点、組織及び人材育成拠点を活用した、生産用機械器具製造、電気機械器具製造、情報通信機械器具製造、情報通信業などのさらなる集積と拡充を目指すことで、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などを重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域７：大垣市野口】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域８：大垣市長松町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.6 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、

特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 9：大垣市領家町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.1 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 10：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 4.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 11：大垣市青柳町ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 9.8 ヘクタールであり、本区域にはイビデン(株)が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25% を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 12：大垣市神田町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 7.8 ヘクタールであり、本区域にはイビデン(株)が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25% を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 13：大垣市河間町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 5.6 ヘクタールであり、本区域にはイビデン(株)が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25%を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 14：大垣市草道島町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 15：大垣市荒尾町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 16：久瀬川工業団地周辺】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 17：大垣市上石津前ヶ瀬】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 10.0 k m 程度の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 18：大垣市昼飯町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.1 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 19：大垣市米野町】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 2.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 20：大垣市室村町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 21：大垣市十六町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 22：大垣市釜笛】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 23：大垣市外野ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 2.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域３と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 24：大垣市本今町ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 3.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 25：大垣市久徳町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 26：大垣市浅西ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.6 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 27：大垣市荒川町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 28：大垣市浅西】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 2.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 29：大垣市横曽根】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 30：大垣市上石津町乙坂】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 6.5 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 31：大垣市三塚町】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.6 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 32：大垣市本今町】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.0 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 33：大垣市神田町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.4 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 34：大垣市中曾根町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.3 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 35：大垣市横曽根ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 36：大垣市本今町ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 3.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 37：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 2.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 38：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 3.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 39：大垣市上石津町乙坂】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 6.3 k m 程度の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 40：大垣市曾根町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 6.3 k m 程度の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 41：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 0.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 42：大垣市寿町】

国道 21 号和合インターチェンジから約 2.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 43：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 2.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 44：大垣市上屋】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.9 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 45：大垣市南市橋町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.1 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 46：大垣市南市橋町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 47：大垣市昼飯町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.1 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 48：大垣市南市橋町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 49：大垣市赤坂町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 50：大垣市南市橋町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.6 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 51：大垣市赤坂町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 52：大垣市大村】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 7.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 53：大垣市美和町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 54：大垣市大井】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 55：大垣市十六町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 56：各務原市金属団地】

東海北陸自動車道各務原インターチェンジから車で約 2 分のところに位置し、国道 21 号に近接した区域であり、輸送用機械器具製造業など多岐にわたる工場が集積する工業団地であることから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため重点促進区域に設定する。

また、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

【重点促進区域 57：各務原町 7 丁目工業団地】

北に国道 21 号、東西南側に県道に囲まれた区域であり、輸送用機械器具製造業など多岐にわたる工場が集積していることから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため重点促進区域に設定する。

また、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

【重点促進区域 58：川崎岐阜協同組合】

地域の主要産業を担う事業協同組合の組合企業が立地する区域であることから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため重点促進区域に設定する。

また、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

【重点促進区域 59：可児市姫ヶ丘】

中央自動車道多治見インターチェンジから約 10 k m、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジから約 9 k m の至近距離にあり、また、国道 248 号に接し、交通インフラも充実している。

このため、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、遊休地はない。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 60：海津市南濃町徳田字大原】

東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから直線距離で約 1.5 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 56 号（南濃関ヶ原線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 61：海津市南濃町駒野字赤札等の地区、庭田字口庭田等の地区】

東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから直線距離で約 2.0 k m 程度の至近距離にあり、また、国道 258 号に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 62：海津市南濃町駒野字白檜】

東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから直線距離で約 4.0 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 8 号（津島南濃線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 63：海津市南濃町上野河戸字山田】

東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 6.0 k m の至近距離にあり、また、国道 258 号に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 64：海津市平田町幡長字外畑】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 7.0 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 1 号（岐阜南濃線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 65：海津市海津町平原字高須田】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 12 k m、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 7.0 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 1 号（岐阜南濃線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 66：海津市南濃町津屋字大堀】

東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 2.0 k m、同自動車道養老インターチェンジから約 8.0 k m の至近距離にあり、また、県道 56 号（南濃関ヶ原線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 67：海津市海津町平原字貫川】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 12 k m、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 7.5 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 1 号（岐阜南濃線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 68：海津市平田町土倉字江東】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 13 k m、東海環状自動車道養老インターチェンジから約 9 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 69：海津市南濃町吉田字村合】

東海環状自動車道養老インターチェンジから約 16 k m、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 11 k m の距離にあり、また、国道 258 号に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 70：海津市海津町松木字村前】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 9.4 km、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 9.1 km の距離にあり、また、岐阜県道 8 号（津島南濃線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 71：海津市海津町駒ヶ江字川田、海津市海津町駒ヶ江字東引田】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 12 km、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 12 km の距離にあり、また、岐阜県道・三重県道 23 号（北方多度線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 72：海津市海津町古中島字上村】

東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 13 km、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 14 km の距離にあり、また、岐阜県道・三重県道 23 号（北方多度線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 73：海津市海津町安田字村中、海津市海津町安田新田字大代】

東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 13 km、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 10 km の距離にあり、また、岐阜県道 220 号（安八海津線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 74：海津市南濃町太田字出口、海津市南濃町吉田字一切】

東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 11 km、東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 11 km の距離にあり、また、国道 258 号に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 75：垂井町栗原字大正】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 7.0 km、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジから約 3.5 km の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。本区域には、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の緑地緩和の対象区域が含まれており、引き続きこの措置を継続していく必要があることから、工場立地特例対象区域についても設定することとする。

【重点促進区域 76：垂井町府中離山工業団地】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 7 km、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジから約 7 km、名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 7 km の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、

特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 77：垂井町梅谷地区工場用地】

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは約 7.8 km の近距離に位置している。また、県道 53 号に隣接しており、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 78：揖斐川町極楽寺字持ヶ渕】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 15 km の距離にあり、また、国道 303 号に近接し、交通インフラも充実している。また、企業跡地である当地はすでに基本的な設備が整っていることから、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 79：揖斐川町市場字御富所等の地区、黒田字村西等の地区】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 15 km の距離にあり、また、主要地方道春日揖斐川線が通り、交通インフラも充実している。このため、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 80：北方町高屋石末 3 丁目・北方町柱本池之頭 3 丁目・柱本池之頭 2 丁目】

北方町の南北には県道北方多度線、東西には国道 157 号、県道岐阜関ヶ原線が通り、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 81：北方町北方、柱本】

北方町の南北には県道北方多度線、東西には国道 157 号、県道岐阜関ヶ原線が通り、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 82：坂祝町酒倉字北高見】

当重点促進区域は、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

なお、当重点促進区域に遊休地はない。

【重点促進区域 83：坂祝町酒倉字西稲葉地区及び新木林地区、北高見地区】

当重点促進区域は、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

なお、当重点促進区域に遊休地はない。

【重点促進区域 84：御嵩町御嵩字平芝等の地区】

中央自動車道土岐インターチェンジから約 8 km、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジから約 4.5 km の至近距離にあり、また、国道 21 号が近接しており、交通インフラも充実している。このため、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 3 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

別表 重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域

N o	市町名	字・丁目	丁目以下の番地
1	岐阜市	柳津町上佐波西 4 丁目	20～27, 51～63, 100～109, 121～153, 189
		柳津町上佐波西 7 丁目	1～15, 65～71, 75～101, 139～155, 171
		柳津町上佐波西 8 丁目	1～28, 68～101, 135～152
		柳津町上佐波西 9 丁目	1～16, 43～74, 92～102, 106
		柳津町高桑 1 丁目	1～41, 43
2	岐阜市	北野阿原	151-1～153、163-1～167-1
3	大垣市	浅中 1 丁目	324-1～2, 325, 326-1～4
		浅中 3 丁目	120-1, 120-3, 121-1～2, 122, 125-1～4, 127-1, 127-3～4, 128-1, 128-3, 128-5, 130-1～2, 130-4, 131-1, 132-1, 133-1, 134-1
		浅西 3 丁目	22-3～18, 22-22, 22-24, 26-1, 27-1, 28, 43-1～4, 43-9, 46-1, 71～81, 82-1～2, 83, 85-1, 86-1, 88-1, 89-1, 89-3, 90-1～2, 91-1, 92-1
4	大垣市	横曽根 2 丁目	47-1～2
		横曽根 3 丁目	2-1, 2-7～8, 88-1
5	大垣市	宿地町字箕輪	980-1
		笠縫町字横枕	30-1, 30-5
		笠縫町字菅原	100-1～2
		笠縫町字仲沖	165-4, 165-6
		笠縫町字西沖	200-1
		南一色町字猫返	375-1
		南一色町字寺田	445-1
		南一色町字成島	450-1
6	大垣市	加賀野 3 丁目	60-4, 80-1～6, 81-1～2, 82-2～3
		加賀野 4 丁目	1-7～21, 11-4, 11-7～8
		小野 4 丁目	35-6～8, 35-10～11, 35-12, 66-5
		今宿 5 丁目	1-4～5
		今宿 6 丁目	52-11～18
7	大垣市	野口 3 丁目	1-1, 1-23, 1-38～43, 1-45～48, 2-1～26, 33-6, 33-8, 34-3, 35-2,

			36-2, 36-4
8	大垣市	長松町	848-1
9	大垣市	領家町 1 丁目	18, 20, 32～33, 43, 48～49
		西之川町 1 丁目	292～293
10	大垣市	上石津町牧田 字二又	2801-1
		上石津町牧田 字山村	3600-1, 3630-1～2, 3630-8, 3644-2, 3646-4, 3652-1, 3654-1, 3654-1-5, 3654-2, 3654-14, 3668-1, 3669-3
11	大垣市	青柳町	210, 250, 300, 400, 410, 469-1
		割田町	450, 510, 1472-1
		外野町	630-1
		割田 2 丁目	430-1
12	大垣市	西崎町 4 丁目	28～29
		神田町 2 丁目	1-1, 1-4, 35-2～5
		木戸町	724, 740, 743～745, 747, 750-1～2, 751-1, 752-1～2, 758-1, 760, 830-1, 863-3, 885, 889-4, 905-1, 1122-1, 1145-3
13	大垣市	河間町 3 丁目	1-1, 26-1, 29～30, 146-3, 200-1, 259-2, 200-4, 214-10, 214-13, 302-3～4, 303-2～4, 306-2～3, 308-2
		河間町 2 丁目	5～8
		興福地町 3 丁目	33-1, 34-1～9, 34-11～12
14	大垣市	草道島町字北 出口	11-3, 12-3, 13
15	大垣市	荒尾町字北瀬 古	1122-7, 1128
		荒尾町字瀬々 垣	1671-16
16	大垣市	木戸町字道下	765-2
		木戸町字大多 羅	801-1～2, 926-3
		日の出町 1 丁 目	88-1, 88-3, 88-7
		久瀬川町 7 丁 目	5-1, 5-5, 5-7～9
17	大垣市	上石津前ヶ瀬 字貝戸	446-2, 448-7～8
		上石津前ヶ瀬	453-1～2, 457-1, 459-2, 460-1, 465-3, 473～474, 480, 496-2, 499-1

		字東野	
		上石津前ヶ瀬 字水上	505, 508, 511～512
		上石津前ヶ瀬 字北野	552-1, 556-1, 560-1, 566-2, 581
		上石津前ヶ瀬 字下前夫	598, 599-3
18	大垣市	昼飯町字川尻	683-4～5, 696, 838, 838-2～3, 839, 840-1, 844-1, 859-1, 860, 868～869, 873
19	大垣市	米野町3丁目	3-1～2, 3-4, 4～6, 17, 17-2, 18～19, 20-1, 27, 30, 30-3, 31, 34, 39, 42-3～4, 43-2
20	大垣市	室村町3丁目	74-1, 74-3
21	大垣市	十六町字中林	875, 887-1, 896-1, 906-1
22	大垣市	釜笛4丁目	18, 19-1～6
23	大垣市	外野3丁目	59-1～3, 60-1～4, 61-1
		外渕3丁目	35-1, 36-1～2, 37-1～2, 38～39, 40-1～6
24	大垣市	本今町字西之 川	1531-1, 1531-4～5, 1639-4, 1676-3
		本今町字西沼	1682-2, 1682-7～11, 1705-3～4, 1705-6, 1706-4, 1706-10, 1706-12, 1710-5, 1720-5
		本今町字治邊 殿割	1921-1, 1925-4, 1927-1, 1927-23, 1927-27～30
		外野町字七ツ 割	318-1, 318-6～7
		外野町字菱田	341-1, 341-4～7
25	大垣市	久徳町字横枕	15-1～2, 16, 18, 22-1～3, 23～24, 69-1, 69-4, 70-1, 70-3, 75-1, 76-1～2, 83～87, 88-1～2, 89-1, 89-4, 90, 91-3, 92-2, 93-1, 93-3～4, 100, 102, 103-1～5, 106～113, 114-1～2, 115-1～2, 116～117
		桧町字笠毛	838-1, 839-1, 840-1
26	大垣市	浅西4丁目	1-1～2
		横曽根3丁目	1-1, 1-4, 99-2, 99-7, 101-1, 101-5, 102
		浅草4丁目	66-1～2, 66-4
27	大垣市	荒川町字木ノ 本	314-1～4, 315-1～4, 327-1～3, 328-1～4, 329-1～2, 330, 341-1～4, 342-1～4, 343-1～4, 351-1～3, 351-6～13, 352-1～6, 359-1～8, 360～362, 362-2
		荒川町字森元	419-1, 419-4, 420-1～2, 420-5～8, 421-1, 422-1～2, 422-5～8, 422-15～23, 423-1～14, 424-1～2, 424-5～9, 424-11, 425-4,

			426-9～11, 428, 428-2
		桧町時寄	450-1～4
28	大垣市	浅西 1 丁目	1-1, 3, 4, 8-1～2, 10-2～3, 11-2～3
29	大垣市	横曽根 5 丁目	116-2, 125-1, 130-2, 131-1, 137-2, 138-2, 139-1, 140-1, 144-1, 145-6, 146
30	大垣市	上石津町乙坂	168-1, 169, 170-1～2, 171～175, 234-2, 235-1, 236-1～2, 237-1, 238-1～2, 239-1, 240-1～2, 241-1, 242-1, 243-1～2, 244-1～2
31	大垣市	三塚町	331-1～4, 333～335, 336-1～3, 344～345, 346-1～2, 347～348, 349-2, 356-2～3, 356-5～6, 358-1～3, 359-1～4, 359-7, 361-2, 1100-1
32	大垣市	本今町	5-1, 6-1, 6-9～10, 15-1, 15-18, 1522-3～4, 1529-5～6, 1531-10, 1713-3
33	大垣市	木戸町	502-1～2, 507～508, 516-2, 517, 582-1～2, 583-1～2, 583-4, 585-1, 586-1～2, 586-4～5, 588, 589-1～6, 590-1, 591～592, 593-1, 594-1, 594-3, 595, 596-1, 598-1, 599-6, 600-2, 601-1～2, 602-2～4, 603-2, 608-2, 609-1, 610～614, 615-1～2, 632-1, 632-4～5, 632-7, 640-1, 641-3, 643-1, 644, 648, 649, 649-1～3, 650～651, 652-1, 654-2, 656～657, 658-1～4, 659-1, 660-1, 661, 662-1～3, 663, 664-2, 665-1～4, 666～670, 671-1, 672～677, 679-1～2, 680-1～3, 681-2, 682, 683-1～2, 684, 685-1～2, 686, 688, 690-1, 691-1, 692～696, 698, 700, 701-1, 702, 702-2, 703-1, 703-3～4, 704～705, 705-2, 706～712, 713-1, 714-1, 715-1, 716～717, 718-1, 719-1, 720-1, 721～723
		神田町 2 丁目	1-3～5, 35, 35-5
		西崎町 3 丁目	2, 3-1～3, 5-1～2, 6～9, 10-1, 11～13, 14-1, 14-4～5, 28～29, 32-1, 36, 37-1～2, 40-1～2, 60-1～3, 61
		西崎町 4 丁目	1-3, 1-5, 3～6, 7-1～2, 8～17, 20～23, 26-1～2, 27-1
34	大垣市	中曽根町	520, 526-2, 528-1, 528-5～7, 529-1, 541-2, 543-7, 544-1～2, 545-1, 545-4～6, 550-4, 555-2, 558, 560, 561-1～2, 562-1, 562-4, 563-1, 563-3, 564-5, 574-1, 594-1, 595-1, 596-1, 597-1, 598, 599-1, 600-1, 601-1, 602-1, 603-1, 604-1, 605, 610-1～2, 641-1, 647, 844-1～3, 846, 847-1～2
35	大垣市	横曽根 4 丁目	16～18, 25-1～2, 26
		横曽根 5 丁目	70, 138-3, 139-4, 140-2, 141-1, 142, 143-1～2, 144-2, 145-1～5, 147-1～3, 148-1～3
		昭和 1 丁目	118, 148～150, 152～153
36	大垣市	本今 5 丁目	148-1, 148-4～5, 149-1, 150-1, 151-1～2, 152-1, 152-3～4, 155-1, 155-3

		本今 6 丁目	1-1, 1-24
		本今町字西沼	1706-2, 1706-7, 1706-9, 1709-2
		本今町字新起	1763-1～3, 1763-6, 1763-9, 1776-1
		本今町字東之側	1781-1, 1800-1～2, 1824-2, 1874-2, 1882-2, 1882-6, 1898-2
		本今町字治邊殿割	1902, 1902-2, 1921-4, 1921-9, 1921-13～14, 1927-10, 1927-15, 1927-17～18, 1928-8, 1983-2, 1984-1, 1984-5～7, 2000-3, 2008-1
		本今町字姥ヶ池	2122-1, 2122-7, 2122-10, 2122-13～17, 2135-2, 2136-1, 2137-2, 2138-1, 2139-1, 2140-1, 2141-1, 2142-1
		本今町字大曲	2143-1～2, 2155, 2155-2～3, 2172-2, 2175
37	大垣市	上石津町大字牧田字上野	1828～1836, 1838～1844, 1847, 1854～1856, 1858～1862, 1864, 1875, 1877-1, 1880-1, 1881-1, 1882-1, 1883-1, 1884-1, 1885-1, 1886-1, 1887-1～2, 1888-1, 1889-1, 1890-1, 1891-1, 1895, 1930-2, 1971-4
38	大垣市	上石津町牧田字上野	2715-1
		牧田字二又	2730-6, 2947-1～2, 2947-6
39	大垣市	上石津町乙坂	130-1, 131-1～2, 132～138, 139-1～2, 212-7～9, 215～218, 219-1, 220-1, 221-1, 222-1, 223-1, 224-1
40	大垣市	曾根町 2 丁目	195-1～2
41	大垣市	上石津町牧田字門前	740-30, 740-51～54, 741-17, 741-23, 782-7
42	大垣市	寿町	1-1～8, 3-1, 4-1, 5-1～10, 12, 14-1～19, 16-1～2, 22～24, 27, 28-1～2
43	大垣市	上石津町牧田字一色	1535, 1537, 1528-1, 1528-3, 1529～1532, 1533-2～3, 1538-1～3, 1539, 1540-1～3, 1542-2～3, 1543～1546, 1547-1～3, 1549-1, 1550, 1551-1～2, 1552-1～3, 1553, 1555, 1555-2～3, 1556-2, 1557～1558, 1559-1～2, 1560-1, 1560-3, 1561-1～2, 1562-1～2, 1565-1～3, 1567～1568, 1569-1, 1569-3, 1570-1～2, 1570-4, 1571-2, 1574-1, 1575～1576, 1577-1, 1577-3, 1578-1～2, 1579-1, 1580-1, 1581, 1582-1, 1584-1, 1585-1～6, 1585-9, 1586-1, 1586-5, 1587-1～2, 5081
44	大垣市	上屋	2-77, 2-80, 2-81-1～3, 2-82
45	大垣市	南市橋町字猿岩下	1294-1, 1295-1, 1296-1～3, 1297-1, 1298～1299, 1300-1, 1302-1
		南市橋町字辻り石	1163～1165, 1165-2, 1166, 1167-1～2
		南市橋町字七ツ成	1186～1187

		南市橋町字下山下藪	1723-1, 1724-1, 1725-1, 1726, 1727-1, 1728～1729, 1731-1～2, 1732, 1734-1, 1734-3, 1735-1～2, 1736-1, 1738-1～2, 1739-1, 1740-1
46	大垣市	南市橋町字祖父ノ宮	1206～1211, 1214-3, 1218, 1219-1～3, 1219-6～8
		南市橋町字野々分	1228, 1233-1～2, 1233-5, 1235, 1238, 1240-1
		南市橋町字虚空蔵下	1277-2, 1278-1, 1278-3, 1279-2～3, 1280-4, 1281-1, 1284-1
		南市橋町字下山下藪	1748-4, 1749-1～2, 1750
47	大垣市	昼飯町字花岡山	1238-12-1～3
		赤坂町字花岡山	4284-1～4
		昼飯町字寺之前	1235-3～9, 1235-14～23
48	大垣市	南市橋町字猿岩下	1304-2, 1305-1, 1307-2～3, 1308-1, 1309-4, 1312-2, 1313-2～3, 1315-1, 1315-6～7, 1318-1, 1318-4, 1319-3
		南市橋町字廻り戸	1146-1～11, 1154, 1156-1～2, 1158-1～2
		南市橋町字御所野	993-2, 1002, 1003-2, 1003-5, 1004-1, 1006-1, 1006-4, 1007-1, 1009-1, 1010-1, 1010-4, 1011～1014, 1015-1, 1015-4, 1016-1, 1016-4, 1017-1, 1017-4, 1018-1～2, 1018-5, 1019～1022, 1024-1, 1024-4, 1029-1, 1030-1, 1031-1, 1036-1
		南市橋町字野田	1003-1
		南市橋町字辻り石	1173, 1174-1
		南市橋町字御嶽田	1322-4, 1351
		赤坂町字下七曲	2348, 2371-8～9, 2371-11
		赤坂町字虚空蔵裏	4569～4572, 4583
		赤坂町字猿岩	4568-1
		赤坂町字愛宕	4707
		赤坂町字櫻谷	4623-2, 4626, 4629
		赤坂町字広場	4839, 4868, 4873-1, 4906-1～3, 4907～4909, 4910-1～2, 4911,

			4913-1～2, 4914, 4916, 4960～4961, 4962-1～2, 4963-1, 4967
49	大垣市	赤坂町字広場	4943-1～2, 5064～5065
		赤坂町字愛宕裏	4759～4760, 4761-1～2, 4762～4772, 4773-2, 4774-1～3, 4775
		赤坂町字愛宕	4715, 4715-2～3, 4716-1～2, 4717～4720, 4721-1～2, 4722～4724, 4725-1～2, 4726-1～5, 4735～4750, 4751-1～4, 4752～4753, 4754-2, 4754-4
		赤坂町字ニツベリ	4463-2, 4464, 4464-2, 4465
		昼飯町字岩原	1239-1, 1240-1, 1241-1～2, 1242-1, 1243-1, 1244-2, 1245-2, 1245-4, 1246-2, 1246-4～5, 1247-3, 1248, 1290-1～2, 1290-4, 1292, 1292-2, 1293～1294, 1294-2, 1295～1302, 1303-1～3, 1304, 1304-2, 1305, 1305-2, 1306～1308, 1308-2, 1309, 1310-1～5, 1310-7～18, 1311～1317, 1318-1～2
50	大垣市	赤坂町字六町	3274-1, 3275, 3276-1, 3277～3278, 3279-1, 3280-1～2, 3281-1, 3282-2, 3283, 3285～3293
		南市橋町字野々分	1240-2, 1241-1, 1242-1, 1243～1244, 1245-1, 1246-1～2, 1247-1～3, 1248-1～3
		南市橋町字蔵王下	1249, 1249-1, 1251-1, 1252-2, 1252-4, 1253, 1254-1, 1255-1～2, 1255-5, 1257-2, 1262-1, 1263-1, 1265-1, 1265-3, 1268-1
		赤坂町字乙女坂	4565, 4566-1～3
		南市橋町字虚空蔵下	1269, 1270-1, 1273-1, 1274, 1276-1
		南市橋町字下山下藪	1751, 1753-1, 1754-1～4
51	大垣市	赤坂町字河原	1777, 1780
		赤坂町字中堀	1956～1957, 1959-2, 1960～1961, 1976～1978, 1979-1～2, 1980-1～2, 1981, 1982-1, 1988, 1995-2, 1996-2, 2005-2, 2008, 2011～2014, 2016, 2017-1～2, 2018-2, 2019-4～5, 2019-9～10, 2029～2031, 2033～2034, 2041～2049, 2055～2058, 2059-1～2, 2060～2061, 2061-2, 2063-1, 2063-3
		赤坂町字奈良ノ木	273-1, 274, 304, 306-1, 306-3, 308-2, 309-1～2, 310, 319-2, 336-1, 336-3, 340-2, 343-2, 346-2, 347-2
		赤坂町字若王子	350, 351-1～2, 352-1～2, 353-1～2, 361, 363, 391-1, 398-1
		赤坂新田	1-3, 1-6, 1-24
52	大垣市	大村 2 丁目	19-1, 19-4, 20-1, 20-6, 21-1
53	大垣市	美和町字南縄	1655, 1677-1～2, 1688, 1834-1
		世安町 3 丁目	31-3, 40, 46-2, 51-1

54	大垣市	大井 4 丁目	53-1～2
55	大垣市	十六町	1037-1, 1050-1, 1050-3, 1050-6～7, 1062-5, 1063-5
56	各務原市	金属団地	1-1～2, 2, 3-1～2, 4-1～2, 5-1～2, 6～22, 23-1～2, 24-1～2, 26～36, 37-1～2, 38～41, 43～44, 44-2～6, 46～59, 60-1～2, 61-1～2, 62～73, 74-1～3, 75-1～2, 77, 77-2, 78～79, 80-1～5, 81～95, 96-1～2, 97-1～4, 99～110, 111-1～3, 112～129, 158～191, 191-2, 193-2, 194～200, 200-2, 201～211, 212-1～2, 215～218, 259
57	各務原市	鵜沼字各務野	747-5
		鵜沼三ツ池町 6 丁目	220-3～4, 326-3～5, 347～348, 349-1, 433-2, 441-1, 442-1, 443-1, 445, 446-2, 448, 455, 461, 462, 463-1, 463-5, 464-1～2
		鵜沼各務原町 7 丁目	3-1, 3-4, 3-6～8, 20-1, 22-1, 22-5, 32-1, 32-3, 35-1, 35-3, 46-1, 67-4, 68-2, 69-2, 71-4～6, 71-9～11, 73-1, 74-3, 84-2, 86, 89-3
		鵜沼各務原町 8 丁目	7-1
		鵜沼朝日町 1 丁目	61-1, 62-1～2, 62-4, 63, 130-1
		鵜沼朝日町 2 丁目	5-1～2, 58～59
		鵜沼朝日町 4 丁目	26, 27-1
58	各務原市	那加山崎町	43-8, 43-15
		上戸町 7 丁目	1-12, 1-24
		鵜沼川崎町 1 丁目	7
		鵜沼川崎町 2 丁目	10～11, 37～38, 39-1, 39-4
		鵜沼三ツ池町 1 丁目	14-1, 46, 50
		各務東町 5 丁 目	82-20～22
		須衛町 2 丁目	446-2
		蘇原興亜町 1 丁目	1, 11-1, 16-1, 18-6, 19-1, 22-1, 22-3, 23-1～3, 31
		蘇原興亜町 2 丁目	1-2～5, 1-8, 1-10～11, 1-14～15, 1-18～19, 1-22～24, 1-26～29, 1-31, 1-33～35, 1-37, 2～4
		蘇原興亜町 3 丁目	3-1～4, 3-6, 6, 8-1～2, 8-5, 8-7, 11-3～5, 11-7
		蘇原興亜町 4 丁目	1-5, 1-10, 1-13～15

		蘇原興亜町 5 丁目	10, 31-1～3, 42
		蘇原中央町 4 丁目	16-4, 16-6～7
59	可児市	姫ヶ丘 1 丁目	全域（全て）
		姫ヶ丘 2 丁目	全域（全て）
		姫ヶ丘 3 丁目	全域（全て）
		姫ヶ丘 4 丁目	1-1～8, 2, 2-2～3, 3, 3-2～3, 4, 4-3, 5, 5-2～3, 6, 6-2～6, 7, 7-2～4, 8, 8-3～6, 9, 9-2～3, 10, 10-2, 11～15, 16-1～2, 17～37
60	海津市	南市橋町字下 山下藪	1751, 1753-1, 1754-1～4
		南濃町徳田字 大谷	408
61	海津市	南濃町駒野字 赤札	1257-3, 1258-1, 1259-1～3, 1260-1, 1263-1, 1264-1
		字城山	224-3
		字本丸東	225-3, 226-1, 245-1, 245-4～5, 246-7
		字山下	1265-1, 1266-1, 1267-1, 1268-1, 1269, 1270-1～3, 1271-1～3, 1272-1～3, 1273-1～3, 1274-1～4, 1275-1～3, 1276-1～7, 1277-1～9, 1278-1～6, 1279-1～5, 1280-1～9, 1291-1～6, 1292-1～8, 1293-1～10, 1294-1～6, 1295-1～4, 1296-1～4, 1297-1～2, 1298-1～2, 1299-3, 1299-1
		徳田字南見取	185-1
		庭田字口庭田	829-4～5, 830-1, 832-5, 891-1, 891-4～5, 892～897, 898-2, 898-4, 899-3, 900-3, 901, 902-1, 902-3, 903-4, 903-6, 905-1, 906～909, 910-1～2, 911～912, 913-1～2, 914～919, 920-1～2, 921-1, 921-3, 922-3, 923-1, 924-1, 925-1～2, 926～937, 938-1, 939～940, 941-1, 942-1, 943～946, 947-1, 948-1～2, 949～950, 951-1～3, 955-1～2, 956～958, 959-1, 960
62	海津市	南濃町駒野字 白檜	573-6
		字柚ノ木	754-2～3, 778-2
63	海津市	南濃町上野河 戸字山田	1028-7, 1034-16～17, 1034-38, 1034-40, 1034-44, 1036-1～10, 1036-14～15, 1037-1, 1037-3～8, 1037-10, 1037-12, 1038～1041, 1043-1～2, 1043-5, 1045, 1050-4～5
		字官山	1236-4
		羽沢字前山通	1636
64	海津市	平田町幡長字 外畑	1334-1, 1351-2

		字小大須寺島 前	1325-1, 1325-4, 1619
65	海津市	海津町平原字 高須田	723～726
		平田町高田字 蛭田	445-2
		西島字中沼	491-2, 492-1, 497-2, 531
66	海津市	南濃町津屋字 大堀	1610-4, 1611-2, 1612-1～3, 1613-15～16, 1614-1～2, 1614-4
		字山神	1928-4～5, 1929-3, 1930-1～3, 1930-5～7, 1931-1～4, 1932, 1933-1～2, 1934-1, 1935-1, 1936-1～2, 1936-4, 1937-2, 1943-1, 1943-3, 1943-5, 1944-1～2, 1945-3, 1947-3
		字河原添	2812-54
67	海津市	海津町平原字 貫川	1741, 1756-1, 1757-1
68	海津市	平田町土倉字 江東	560～562, 584～587, 644-1～4
69	海津市	南濃町吉田字 村合	246-1～2, 247-1～3, 248, 266-1～3, 267～268, 270～271, 272-2
70	海津市	海津町松木字 村前	776-1, 771
71	海津市	海津町駒ヶ江 字川田	147-4～5, 159-1, 165-1, 166-2
		海津町駒ヶ江 字東引田	415
72	海津市	海津町古中島 字上村	175, 204～209, 220
73	海津市	海津町安田字 村中	72-1
		海津町安田新 田字大代	302-1, 303-1, 304～305, 308-2, 318-2, 319～320
74	海津市	南濃町太田字 出口	834-1, 835, 836-1, 837-1, 838-1～2, 839-1, 840-1, 840-4, 841-8, 841-11
		南濃町吉田字 一切	478-1, 496-1, 497～499
75	垂井町	栗原字大正	1310-1～2
		栗原字令和	3407, 3412, 3423, 3429, 3429-2, 3439, 3440
76	垂井町	府中字岡田	738-1～4, 738-6～7, 738-10～11, 765-2, 765-5
		市之尾字離山	322-1, 322-4, 325-1～4, 341-6～7

		市之尾字山之腰	350-1～3, 350-5, 350-7～8
		市之尾字米野	413-1～2
77	垂井町	梅谷字流	23-1, 24-1～2, 25-1～2, 25-7, 25-9, 26-1～2, 26-7, 26-10, 27-1～2, 27-7, 27-9, 28-1～2, 28-4, 28-6, 29-1～6, 29-9, 31-1～4, 32～33, 34-1～2, 35～36, 37-1～3, 38, 39-2～3, 40～41, 42-1～2, 43～45, 46-1～2
		梅谷字広田	47～55, 57～58, 59-1～2, 60～61, 62-1, 62-4, 63-1, 63-5, 64-1～2, 65-1, 65-5
		敷原字沖之田	1-1～2, 2～11, 12-1
78	揖斐川町	極楽寺字持ヶ渕	3-1, 3-13, 4-1, 4-3, 4-5, 6-1, 6-3, 10-1～2, 10-4, 11-1, 17-1, 18, 19-1～2, 19-4, 20-2, 21-1～3, 24-1, 24-3～5, 26, 29-1, 30-1～3, 31～33, 34-1～2, 35-1～2, 37, 38-2～3, 41-1, 42-1, 43-1, 45-1
		極楽寺字松原	107-2, 107-6～7
		極楽寺字村前	81-1, 98-1, 99-1, 99-4, 100-1, 100-3～4, 101-1, 102-1, 103
		三輪字下不動川	504-2
79	揖斐川町	市場字御富所	1547-3, 1546-106～107, 1546-182
		市場字下川原	715-3
		市場字樋ノ川原	720-2
		黒田字村西	398-5, 397-2～4, 397-8(一部), 398-2～3
		黒田字村前	444-1
		黒田字岩井社	450-2, 450-63
80	北方町	高屋石末3丁目	1-1～4, 22
		柱本池之頭3丁目	1-1～2, 4, 10, 11-1, 12-1～4, 13-2, 14-2, 15-2, 16-2, 17-2, 18-2
		柱本池之頭2丁目	1-1～2, 7
81	北方町	北方字渕之上	2724-1, 2724-6, 2728-2～3
		北方字間長嶋	2890-1, 2890-5
		北方字大牧	3029-1, 3103-6, 3104-3
		柱本字小栗分	568-2, 568-5, 569-1, 569-3, 569-9, 569-20, 569-24, 571-2
		柱本字間長嶋	637-1, 637-5, 637-7, 669-2, 675, 676-1, 676-3
82	坂祝町	酒倉字北高見	2145-5, 2145-8
83	坂祝町	酒倉字西稻葉	1729-2
		酒倉字新木林	1957-1

		酒倉字北高見	2079-1
84	御嵩町	御嵩字 平芝	2009-6～8, 2021-3, 2098-1, 2098-4～7, 2104-11, 2104-13, 2104-16, 2104-21～22, 2105-2, 2105-4, 2109-5～7, 2112-2, 2124-2, 2126-2～3, 2134-5, 2135-2, 2137-3, 2138-1～2, 2140-2, 2143-1, 2143-4～14, 2148-1～4, 2149-9～11, 2150-1～2, 2150-5～7, 2150-7地先, 2151-1～2, 2151-4, 2151-6～7, 2151-9～13, 2151-15～18, 2151-20～23, 2151-28～42, 2153-1～6, 2155～2156, 2156-2～3, 2157-1, 2157-3, 2159, 2161-1, 2161-6～7, 2162-1, 2162-4, 2167-1～3, 2167-1地先, 2168-1～3, 2192-50, 2192-52～54, 2192-93, 2192-583
		御嵩字 南山	2192-1, 2192-22～23, 2192-28, 2192-30, 2192-38～40, 2192-43～46, 2192-48, 2192-55～57, 2192-543～547, 2192-550～555, 2192-569～570, 2192-574～579, 2192-587, 2192-590～591, 2192-593, 2192-615～616, 2193-1, 2193-5, 2193-7, 2193-15～16, 2193-18, 2193-21～22, 2193-51, 2193-53, 2193-56, 2193-58～62, 2193-64, 2193-66～73, 2193-75～77, 2193-84～85, 2193-93, 2193-95～97, 2193-101～102, 2193-104, 2193-106～108, 2193-116, 2193-118～128, 2193-131～137, 2193-139～141, 2193-144～152
		御嵩字 平芝山	2194-1～7, 2195-1, 2196-1～3, 2197-1～3, 2198, 2199-1～2, 2200～2202, 2203-1, 2204
		御嵩字 西米山	2670-1, 2671-5, 2671-10